

東員町地域防災計画

— 第2編 地震対策編 —



令和7年7月修正

東員町防災会議

目 次

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的・方針

- 第 1 節 本町の地震対策の考え方 1
- 第 2 節 計画の位置づけ及び構成 3

第 2 章 計画関係者の責務等

- 第 1 節 町・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割 5
- 第 2 節 町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 7

第 3 章 東員町の特質と既往の地震災害

- 第 1 節 東員町の特質 18
- 第 2 節 東員町周辺における既往の地震災害 21
- 第 3 節 三重県における既往の地震・津波災害 23

第 4 章 被害想定等

- 第 1 節 プレート境界型地震にかかる被害想定 27
- 第 2 節 内陸直下型地震にかかる被害想定 34
- 第 3 節 震災に関する調査研究の推進 40

第 2 部 災害予防・減災対策

第 1 章 自助・共助を育む対策の推進

- 第 1 節 住民や地域の防災対策の促進（予防 1） 41
- 第 2 節 防災人材の育成・活用（予防 2） 46
- 第 3 節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化（予防 3） 48
- 第 4 節 ボランティア活動の促進（予防 4） 54
- 第 5 節 企業・事業所の防災対策の促進（予防 5） 57
- 第 6 節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防 6） 61

第 2 章 安全な避難空間の確保

- 第 1 節 避難対策等の推進（予防 7） 64

第 3 章 地震に強いまちづくりの推進

- 第 1 節 建築物等の防災対策の推進（予防 8） 72
- 第 2 節 公共施設等の防災対策の推進（予防 9） 74
- 第 3 節 危険物施設等の防災対策の推進（予防 10） 76
- 第 4 節 地盤災害防止対策の推進（予防 11） 78

第 4 章 緊急輸送の確保

- 第 1 節 輸送体制の整備（予防 12） 80

第5章 防災体制の整備・強化

第1節	災害対策機能の整備及び確保（予防13）	82
第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14）	86
第3節	医療・救護体制及び機能の確保（予防15）	89
第4節	応援・受援体制の整備（予防16）	93
第5節	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防17）	95
第6節	ライフラインにかかる防災対策の推進（予防18）	98
第7節	防災訓練の実施（予防19）	105
第8節	災害廃棄物処理体制の整備（予防20）	109

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節	活動体制の整備（発災1）	111
第2節	通信機能の確保（発災2）	124
第3節	自衛隊への災害派遣要請等（発災3）	132
第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）	139
第5節	広域的な応援・受援体制の整備（発災5）	148
第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）	151
第7節	災害救助法の適用（発災7）	153

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節	緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）	156
第2節	水防活動（発災9）	165
第3節	ライフライン施設の復旧・保全（発災10）	167
第4節	公共施設等の復旧・保全（発災11）	174
第5節	県防災ヘリコプターの活用（発災12）	176

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節	救助・救急及び消防活動（発災13）	178
第2節	医療・救護活動（発災14）	182

第4章 避難及び被災者支援等の活動

第1節	避難指示及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15）	187
第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）	193
第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保（発災17）	195
第4節	ボランティア活動の支援（発災18）	197
第5節	防疫・保健衛生活動（発災19）	200
第6節	災害警備活動（発災20）	203
第7節	遺体の取り扱い（発災21）	204

第5章 救援物資等の供給

第1節	緊急輸送手段の確保（発災22）	206
第2節	救援物資等の供給（発災23）	208
第3節	給水活動（発災24）	213

第6章 特定災害対策	
第1節 危険物施設等の保全（発災 25）	216
第7章 復旧に向けた対策	
第1節 廃棄物対策活動（発災 26）	220
第2節 住宅の保全・確保（発災 27）	223
第3節 文教等対策（発災 28）	226
第4節 災害義援金等の受入・配分（発災 29）	229
第4部 復旧・復興対策	
第1章 復旧・復興対策	
第1節 激甚災害の指定（復興 1）	231
第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復興 2）	233
第3節 復興体制の構築と復興方針の策定（復興 3）	240
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章 総則	
第1節 推進計画の目的等	241
第2節 防災関係機関が地震発生時の 災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	241
第2章 関係者との連携協力の確保	
第1節 資機材、人員等の配備手配	242
第2節 他機関に対する応援要請	242
第3節 帰宅困難者への対応	242
第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	
第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	243
第2節 対応の方針	244
第3節 住民への広報	245
第4節 公共施設等の緊急点検	246
第5節 住民の取るべき措置	247
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等	248
第5章 防災訓練計画	249
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	
第1節 地域防災力の向上	249
第2節 防災に関する教育、啓発及び広報	249

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 本町の地震対策の考え方

第1項 本町のおかれている状況

国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は80%程度とされており、いつ南海トラフ地震が起きてもおかしくない。これが東員町のおかれている状況です。

国の中央防災会議は、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置して、「防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し」に基づいた「新たな防災対策の検討」を課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところです。

南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の本町の被害想定は第1部第4章のとおりで、死者は最大で約20人、全壊・焼失建物棟数は最大で約600棟にのぼるなど、甚大な被害が予想されています。

この事実をふまえ、住民全員が危機感を持って事前の地震対策に万全を期しておけば被害を大幅に低減でき、死者数を限りなくゼロに近づけていくことが可能となります。

また、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することが可能となります。

第2項 本町の地震対策の考え方

1 地震対策の基本的な考え方と目標

町・県・防災関係機関・事業者・地域・町民の総合力で地震対策に取り組む。

「自助」「共助」「公助」の有機的な連携なしに町民の生命は救えない。これが東日本大震災で学んだ貴重な教訓であり、本計画の根幹をなす考え方です。

そのためには、各々が防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる“防災の日常化”という概念の定着を図る必要があります。

町、防災関係機関が防災対策の中心となって災害予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策に取り組んでいく方針に変わりはないが、“防災の日常化”という概念のもと、これらをもう一歩前に進めるとともに、事業者、地域、町民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」「共助」「公助」が一体となった防災対策体制の構築を本計画で目指していきます。

そして本計画に基づく防災対策によって、「地震による死者数を限りなくゼロに近づける。」これを本町の地震対策の目標として取り組みます。

2 地震対策の対象とする地震

死者数を限りなくゼロに近づける。そのための地震対策を検討するため、本計画においては次の3つの地震モデルを想定し、災害予防・減災対策を講じることとしています。

(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震

この地域で起こり得る最大クラスの南海トラフ地震を想定しています。

(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震

発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こり得る、この地域における最大クラスの南海トラフ地震を想定しています。

(3) 県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震

北勢地域に大きな被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老－桑名－四日市断層帯」を選択し、それぞれに地震モデルを想定しています。

3 地震発災時・発災後の対応

これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震災害への対応が本計画における新たな課題となります。

本計画では、これまで進めてきた防災対策に東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や令和6年能登半島地震で得た知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、次の二つの対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととします。

(1) 避難行動要支援者に最大限配慮した避難対策

地震被害から町民の生命を救い、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、避難行動要支援者の避難対策が重要な課題となる。あらゆる手段を尽くした避難行動要支援者の避難対策が必要とされます。

(2) 県内市町間、県外市町村等との連携による広域的な応援・受援体制整備

南海トラフ地震は、近県を含めた広域的な被害の発生が想定される。

沿岸部を中心に多数の被災者が発生し、広い範囲での救助・救出活動や、避難場所から避難所への速やかな被災者の移送、大勢の避難者を長期間にわたって受入れるための体制の整備が求められる。これらを被災町のみで対応することは不可能なことから、県内市町、他府県市町村、ボランティア等と連携した広域的な応援・受援体制の整備が必要とされます。

4 復旧・復興対策

発災後、早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建を目指す「復旧対策」に加え、現在、東北の被災地が直面しているように地域の復興が進まない”という課題に鑑み、発災後の地域の「復興対策」までを念頭に置いた防災対策の検討に着手します。

東日本大震災で得た、“平常時から様々な利害関係者の参画と合意に基づく復興計画づくりを進めておくことが重要”という知見に基づき、まずは復興計画づくりに向けた基本的な姿勢と方針を本計画で示します。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、東員町防災会議が作成する「東員町地域防災計画」の「地震対策編」であり、第4章に掲げる「被害想定等」を前提とし、南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づく推進計画を含むものです。

これらのことをふまえ、町、防災関係機関等においても、地震防災強化計画に準じて、各々の計画に基づき、南海トラフ地震にかかる臨時情報が発表された場合の緊急応急対策に万全を期するものとします。

また、本計画は町、防災関係機関、住民等の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとします。

第2項 計画の構成

第1部 総則	計画の目的や方針、町、県、防災関係機関、町民等の防災上の責務や役割や想定される地震災害の被害等について書かれています。
第2部 災害予防・減災対策	発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第3部 発災後対策	町災対本部の部隊活動を中心に、町や県、防災関係機関、町民等が地震発生後に取り組むべき対策について書かれています。
第4部 復旧・復興対策	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について書かれています。
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、本町における地震防災対策について書かれています。

第3項 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに修正する。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第4項 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 1 県 災 対 本 部 … 三重県災害対策本部をいう。
- 2 町 災 対 本 部 … 東員町災害対策本部をいう。
- 3 防 災 関 係 機 関 … 県、市町、国（指定地方行政機関、自衛隊等）、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 4 基 本 法 … 災害対策基本法をいう。
- 5 救 助 法 … 災害救助法をいう。
- 6 復 興 法 … 大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 7 大 震 法 … 大規模地震対策特別措置法をいう。
- 8 南海トラフ地震 … 本計画第1章 第1節 第2項 2に規定する「(1)過去最大クラスの南海トラフ地震」と「(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つの地震の総称。
- 9 南海トラフ特措法 … 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
- 10 評 価 検 討 会 … 気象庁が、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価検討するために開催される「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」をいう。
- 11 南海トラフ情報等 … 南海トラフ地震に関わる臨時情報の内容その他関連する情報をいう。
- 12 要 配 慮 者 … 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者をいう。
- 13 避難行動要支援者 … 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 14 その他の用語については、基本法及び大震法の例による。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 町・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割

第1項 町・防災関係機関の実施責任及び役割

1 東員町

- ① 東員町（以下「町」という。）は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 三重県

- ① 三重県（以下「県」という。）は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、町単独で処理することが困難と認められる時、あるいは町の区域を大きく超えて広域にわたる時等は、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、町及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、町並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 住民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 住民

- ① 住民は、常に地震・災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 住民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- ① 事業者は、常に地震に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ② 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 町の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
町	① 町防災会議及び町災対本部に関する事務 ② 防災対策の組織の整備 ③ 防災施設の整備 ④ 防災行政無線の整備と運用 ⑤ 防災に必要な資機材の備蓄と整備 ⑥ 防災のための知識の普及、教育及び訓練 ⑦ 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 ⑧ 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 ⑨ 被災者に対する情報の伝達及びその他の町民に対する広報 ⑩ 町民に対する避難指示等 ⑪ 被災者の救助に関する措置 ⑫ ボランティアの受入れに関する措置 ⑬ 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 ⑭ 被災町営施設の応急対策 ⑮ 災害時の文教対策 ⑯ 災害時の交通及び輸送の確保 ⑰ その他災害応急対策及び災害復旧の実施 ⑱ 災害廃棄物の処理に関する措置 ⑲ 町内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 ⑳ 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 ㉑ その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置
東員 消防署	① 火災の予防・警戒・鎮圧 ② 災害の防除及び被害の軽減 ③ 救助・救急活動 ④ 災害情報の収集・連絡等

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
県	① 県防災会議及び県災対本部に関する事務 ② 防災対策の組織の整備 ③ 防災施設の整備 ④ 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用 ⑤ 防災に必要な資機材の備蓄と整備 ⑥ 防災のための知識の普及、教育及び訓練 ⑦ 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 ⑧ 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 ⑨ 被災者の救助に関する措置 ⑩ ボランティアの受け入れに関する措置 ⑪ 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 ⑫ 被災県営施設の応急対策 ⑬ 災害時の文教対策 ⑭ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の混乱防止 ⑮ 災害時の交通及び輸送の確保 ⑯ 自衛隊の災害派遣要請 ⑰ 災害復旧の実施 ⑱ 災害廃棄物の処理に関する措置 ⑲ 町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 ⑳ 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 ㉑ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県警察 いなべ 警察署	① 災害警備体制 ② 災害情報の収集・連絡等 ③ 救出救助活動 ④ 避難誘導 ⑤ 緊急交通路の確保 ⑥ 身元確認等 ⑦ 二次災害の防止 ⑧ 危険箇所等における避難誘導等の措置 ⑨ 社会秩序の維持 ⑩ 被災者等への情報伝達活動 ⑪ 相談活動 ⑫ ボランティア活動の支援

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区 警察局	① 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 ② 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ③ 管区内各県警察の相互援助の調整 ④ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 ⑤ 情報の収集及び連絡 ⑥ 津波警報等の伝達
東海 財務局	① 災害復旧事業における職員の査定立会 ② 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置 ③ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 ④ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 ⑤ 金融上の諸措置
東海北陸 厚生局	① 災害状況の情報収集、連絡調整 ② 関係職員の派遣 ③ 関係機関との連絡調整
東海 農政局	① 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 ② 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 ③ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 ④ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 ⑤ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 ⑥ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 ⑦ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 ⑧ 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 ⑨ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 ⑩ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。
近畿中国 森林管理局	① 防災を考慮した森林施業 ② 国有保安林、治山施設等の整備 ③ 国有林における予防治山施設による災害予防 ④ 国有林における荒廃地の復旧 ⑤ 災害対策用復旧用材の供給

中部経済産業局	① 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 ② 電力、ガスの供給の確保に関すること ③ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 ④ 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置 ⑤ 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う
中部近畿産業保安監督部	① 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導 ② 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる①の円滑な実施
中部運輸局	① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達斡旋、特定航路への就航勧奨 ③ 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導 ④ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 ⑤ 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 ⑥ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 ⑦ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ⑧ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ⑨ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 ⑩ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
大阪航空局中部空港事務所	① 航空保安施設の管理運用 ② 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供 ③ 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制 ④ 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置
津地方気象台	① 南海トラフ地震等に関連する情報の通報並びに周知 ② 気象庁本庁が行う警報等の町への通知 ③ 地震に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 ④ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報

東海総合通信局	① 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ③ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ④ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること ⑤ 非常通信協議会の運営に関すること ⑥ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
三重労働局	① 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施 ② 事業場における労働災害発生状況の把握 ③ 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施
中部地方整備局 近畿地方整備局	(1) 災害予防 ① 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 ② 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ③ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 ④ 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 ⑤ 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 ⑥ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 ⑦ 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 ⑧ 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 ① 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施 (3) 応急・復旧 ① 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ② 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 ③ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施

	④ 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 ⑤ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 ⑥ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ⑦ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 ⑧ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ⑨ 所管施設の緊急点検の実施 ⑩ 情報の収集及び連絡 ⑪ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 ⑫ 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施 ⑬ 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動
国土地理院中部地方測量部	① 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施 ② 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施 ③ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施 ④ 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施
中部地方環境事務所	① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局 東海防衛支局	① 所有財産の使用に関する連絡調整 ② 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 ③ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

2 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	① 要請に基づく災害派遣 ② 関係機関との防災訓練に協力参加

3 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信 電話株式会社 三重支店	① 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報等の正確、迅速な収集、連絡 ② 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 ③ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 - ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 - イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 - ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社 NTTドコモ 東海支社 三重支店	① 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報等の正確、迅速な収集、連絡 ② 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 ③ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ④ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 ⑤ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ⑥ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
KDD I 株式会社 中部総支社	① 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報等の正確、迅速な収集、連絡 ② 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 ③ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 ④ 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク 株式会社	① 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報等の正確、迅速な収集、連絡 ② 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 ③ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 ④ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

日本銀行 名古屋支店	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 ① 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 ② 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ⑤ 各種措置に関する広報 ⑥ 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字社 三重県支部	① 南海トラフ地震臨時情報等の発令に伴う医療救護の派遣準備 ② 災害時における医療、助産及びその他の救助 ③ 救援物資の配分 ④ 災害時の血液製剤の供給 ⑤ 義援金の受付及び配分 ⑥ その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 津放送局	① 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 ② 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。 ③ 南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための住民への周知 ④ 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 ⑤ 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速 道路株式会社	① 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
東邦ガス 株式会社	① ガス施設の災害予防措置の実施 ② 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 ③ 発災後に備えた要員及び資機材の確保

中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A 西日本支社	① 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 ② 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 ③ 町、いなべ警察、関係会社、各電力会社等との連携 ④ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 ⑤ 電力供給施設の早期復旧の実施 ⑥ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止等広報活動の実施
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ① 郵便物の送達確保 ② 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策 ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、郵便局において被災世帯に対し、通常葉書等を無償交付する。 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ③ 被災者の救助を行う町、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
独立行政法人 国立病院機構	① 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置 ② 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療 ③ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援

4 指定地方公共機関

機関名	内 容
公益社団法人 三重県医師会	① 医師会救護班の編成並びに連絡調整 ② 医療及び助産等救護活動
三重テレビ 放送株式会社	① 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム 放送株式会社	① 日本放送協会津放送局に準ずる。

三重交通株式会社	① 災害応急活動のための町災対本部からの車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 ② 災害により線路が不通となった区間の鉄道乗客の代行輸送 ③ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三重県トラック協会	① 災害応急活動のための町災対本部からの車両借上げ、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車
一般社団法人三重県LPガス協会	① 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 ② 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
公益社団法人三重県歯科医師会	① 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 ② 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
株式会社ケーブルコムネット三重	災害発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。 ① 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保ならびに早急な災害復旧措置を行う。 ② 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。 ③ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 ④ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。
一般社団法人三重県建設業協会	① 応急仮設住宅の建設への協力 ② 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体（農業協同組合、漁業協同組合及び商工会等）	① 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資斡旋に対する協力
文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）	① 被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	① 町の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
土地改良区	① 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施
一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）	① 三重交通株式会社に準ずる。
鉄道事業者 （三岐鉄道株式会社）	① 災害により線路が不通となった場合のバス等による代行輸送 ② 線路、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県LPガス協会を除く）	① 一般社団法人三重県LPガス協会いなべ協議会に準ずる。

第3章 東員町の特質と既往の地震災害

第1節 東員町の特質

第1項 地形

本町は、総面積約 22.68 km²で東西約 5 km南北に約 7.3 kmである。本町の中央には員弁川が貫流し、途中戸上川・藤川・弁天川・山神川・養父川・三孤子川が合流して、桑名市に流下している。西方には鈴鹿セブンマウンテン等の山々が見られ、北部は養老山地から続く丘陵地でありここを開発したゴルフ場、住宅団地で形成されている。

南部は員弁川南側に広がる平野と、丘陵地が東西に走っている。東部は南北両側の丘陵地に囲まれるように、員弁川の低地が桑名市方面へ続いている。地勢は、北が高く南が低い、北高南低型である。

本町の地表面をつくっている地層は、淡水湖に堆積し住宅団地（ネオポリス）やゴルフ場等の丘陵をつくっている地層や、古い河川が運搬して段丘をつくっている地層及び員弁川・戸上川・藤川などが運搬してつくった低地に見られる沖積層と言われる最も新しい地層である。

城山球場から斎苑、桑名市多度町との境界付近には、暮明層が分布し、これは主に礫層であるが下部には火山灰層も含んでいる。城山通りから南方には大泉層が見られ、厚い砂層と泥層それに小礫の地層である。これの下部にも軽石を含む火山灰層が見られる。

弁天山付近は、古い員弁川の運搬による最高位段丘、北部の東員病院、南部丘陵地の東洋ゴム工業株式会社や長深の畑の一带は高位段丘、主要地方道菰野東員線沿いは中位段丘、役場付近は低位段丘に位置している。

また、員弁川及びその支流の戸上川・藤川などの河床及びその周辺の低地は、上流から運搬された砂礫層の沖積層で形成されている。

第2項 防災をめぐる社会的条件

1 少子高齢化の進展

本町の人口を「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」の年齢3区分別に見ると、少子高齢化の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し、老年人口の割合が急速に増加している。

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると、全体の約65%を60歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は、全人口に占める避難行動要支援者の割合の増加にもつながると言える。

これら避難行動要支援者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、住民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなり得る防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図ることが、少子高齢化社会における防災対策として重要である。

2 人口の偏在化

三重県の人口を地域別に見ると、人口の7割以上が本町を含む北勢及び中南勢地域に集中しており、県内の人口の偏在化が顕著となっている。

特に北勢では、多くの人口が伊勢湾に面する平野部に集中しており、津波の到達までは比較的時間の余裕があるものの、一度浸水が始まると行政区域内の大部分が津波による浸水区域となる地域、海拔0 m地帯や地盤の液状化に見舞われることが予想される地域など、長時間の浸水が想定される場所に多くの住民が生活している。

3 グローバル化の進展

東員町の外国人住民数は約 700 人であり、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。

在日・訪日外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる。

また、文化や生活習慣の違いから、外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

4 女性や障がい者等多様なニーズへの対応

東日本大震災では、女性の着替えや洗濯、授乳、トイレ入浴など、避難所生活における女性への配慮の欠如が大きな課題とされた。

また、聴覚や視覚、肢体等が不自由な障がい者の中には、気象警報等が確認できなかったり、自力で避難することが困難になるおそれがある方々もあり、避難所生活等においてもトイレや入浴等で障がい者用設備の整備やバリアフリー化などがなされていない場合には、支援者の存在が不可欠となる。

このように災害が発生した際の多様なニーズを反映するため、防災に関する政策や現場での意思決定、運営等に対し、女性や障がい者等の積極的な参画を促進することが求められている。

5 情報通信技術の発達

情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。

総務省による令和4年3月末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る 160.9%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の総世帯保有率（スマートフォン 88.6%、タブレット端末 38.2%）も大幅に増加している。

また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである「L アラート（災害情報共有システム）」を整備し、導入を進めていることから、防災情報についても、このような新しい技術を取り入れた、迅速で確実な情報伝達体制の構築が求められている。

6 観光客及び帰宅困難者対策

地震等の被害により、多くの箇所で道路や鉄道が途絶し、多くの通勤者、観光客が帰宅困難者として相当な期間を本町内に滞在することになること、また本町からの通勤者が他の都市に滞在することになることも考えられ、関係者が一体となった防災・減災対策を検討する体制の構築が求められている。

第2節 東員町周辺における既往の地震災害

第1項 本町周辺の地震発生状況

本町周辺の活断層（一志断層系、養老断層系、桑名・四日市断層）を震源とするようなマグニチュード5規模の中地震は、木曽川河口付近で数回、菰野町で明治36年（1903年）7月6日に発生している。

一方、1586年1月18日に発生した天正地震は、近畿・東海・北陸の広い範囲にわたって大きな被害を与えたが、この地域でも木曽川輪中地帯から臨海部で地盤が大きく沈下し、当時あった長島城は地盤の液状化によって倒壊し、その直後に高さ3mの津波の襲来を受け、また桑名城も倒壊したことが記録に残されている。

当地域における震央が伊勢湾最北部であったことや、その震源断層が養老断層・桑名断層・伊勢湾断層などであった可能性が指摘されている。

明治24年（1891年）10月28日に発生した濃尾地震では、木曽川河口部から輪中地帯で20—30cm、桑名市で5—8cmの地盤沈下をみた。＊推定M7.9

昭和19年（1944年）12月7日に発生した東南海地震では、濃尾平野南部で家屋の損壊があり、弥富町や長島町では100cmも沈下した場所があった。＊推定M8.0

また、伊勢湾に面した臨海部や木曽三川をはじめとする河川周辺地域には、液状化が発生する可能性のある地点が広く分布しており、特に、庄内川・木曽川に挟まれた湾岸地域や木曽川・長良川河口の輪中地帯では、液状化の可能性のある地点が集中している。

昭和21年（1946年）12月21日に発生した南海地震は、地震の規模では東南海地震を上回る大きいものであったが、被害はそれほど大きいものではなかった。

昭和23年（1948年）6月28日に発生した福井地震は、地盤の軟弱な沖積平野の上に広がる福井市の直下を震源とする地震で直後には火災が発生し、各地で液状化が見られた。

平成7年（1995年）1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、神戸市を中心に淡路島・芦屋市・西宮市・尼崎市など死者6,000人以上に達する被害をもたらした。

平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード（M）9.0の日本国内観測史上最大規模であり、岩手、宮城、福島県を中心とした太平洋沿岸部を巨大な津波が襲い、12都道府県で死者・行方不明者22,000人以上に達する戦後最大の被害をもたらした。また、巨大津波により東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生した。

平成28年（2016）4月14日21時26分に発生した熊本地震（前震：M6.5）では、震度7を観測。その後、4月16日1時25分にM7.3の地震（本震）が発生し、再び震度7を観測した。

震度7の地震が同一地域で連続して発生するのは震度7が設定された1949年以降初であった。この地震により、死者55人、負傷者1814人、全壊約8300棟、住家被害計が16万棟になるなど、大きな被害をもたらした。

令和6年（2024）1月1日16時10分に発生した能登半島地震では、M7.6、震度7を観測し、東員町では、震度3を観測した。

震源域である能登地方では、平成30年（2018）ごろから地震が断続的に続いており、特に令和2年（2020）12月ごろから地震活動が活発化し、それ以前と比べると地震回数が約400倍に増加していた。その活動が収束しない中で、令和6年1月1日16時06分に、M5.5の前震が発生し、最大震度5強が観測された。その4分後の16時10分にM7.6の本震が発生した。

この地震により、日本海沿岸の広範囲で津波が観測されたほか、土砂災害、火災、液状化現象なども各地で発生し、家屋の倒壊が相次ぎ、死者が200人を超えて交通網も寸断されるなど、甚大な被害が発生した。交通網の寸断や被災地の地形により自衛隊による救助活動も難航した。元日に発生した大地震ということもあり、社会的にも大きな影響があった。

第3節 三重県における既往の地震・津波災害

第1項 三重県に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要

三重県に過去影響を及ぼした地震は、大きく「太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震」と「陸域の浅いところで発生する地震」、「遠地津波による被害をもたらした地震」の三つに分類することができる。

これらの三つの種類の地震と、三重県に過去影響を及ぼした地震の概要を以下及び別表にまとめた。

1 太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震

三重県が位置する中部・近畿地方には、南東方向からフィリピン海プレートが年間4～5 cmの速さで近づいている。フィリピン海プレートは、太平洋側沖合にある南海トラフから、中部・近畿地方の下に沈み込んでいる。このため、太平洋側沖合のプレート境界付近では、沈み込むフィリピン海プレートと陸側のプレートがその境界でずれ動くことにより発生するプレート間地震と、沈み込むフィリピン海プレートの内部で発生する地震の二つのタイプの地震が発生する。

(1) フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震

ア 地震の概要

三重県に過去影響を及ぼしたフィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震は、南海トラフ沿いで発生する巨大地震である。この地震は、広い範囲での地震の強い揺れによる被害とともに、三重県沿岸を含む関東地方から九州・沖縄地方に至る太平洋沿岸などに津波による被害をもたらす。このような地震は、過去に繰り返して発生しており、数多くの歴史記録が残されている。

最近の知見によると、南海トラフ沿いで発生する巨大地震は、東海地域と南海地域の連動・非連動も含めた地震規模や震源域の広がり、震度分布の特徴、津波高分布の特徴など様々な観点から多様かつ複雑であり、1707年宝永地震以降の最近の3地震（昭和、安政、宝永）を見ても、震源域や震度分布、津波高など、それぞれの地震の特徴は異なっていることが指摘されている。

イ 南海トラフ沿いの巨大地震による三重県内での被害等の概要

〔1944年東南海地震〕

第二次世界大戦中の1944年（昭和19年）12月7日に発生した。三重県のほぼ全域が震度5相当以上の揺れに見舞われ、沿岸部の一部では震度6相当となった。津波は、紀伊半島西部から伊豆半島の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島東部沿岸で6～9 mに達した。三重県内の被害は、死者・行方不明者406人、負傷者607人、住家全壊1,826棟、住家流失2,238棟など。

〔1946年南海地震〕

1946年（昭和21年）12月21日に発生した。三重県内は、震度4～5相当の揺れに見舞われた。津波は、九州から房総半島南部の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島の太平洋沿岸で4～6 mに達した。三重県内の被害は、死者11人、負傷者35人、住家全壊65棟、住家流失23棟など。

〔1854年安政東海地震、安政南海地震〕

1854年12月23日（嘉永7年11月4日）に安政東海地震が、32時間後の同

年12月24日（同 5 日）に安政南海地震が発生した。

2 日の地震では、四国東部から房総半島までの太平洋沿岸を津波が襲い、三重県の一部では津波の高さが10mに達した。志摩半島では、震度 6 強又は 6 弱相当の揺れになったと推定されている。

〔1707年宝永地震〕

1707年10月28日（宝永 4 年10月 4 日）に発生した。2011年（平成23年）3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生までは、国内で発生した史上最大規模の地震であった。津波は、四国から伊豆半島の広い範囲で高さ 5 m 以上に達し、三重県尾鷲市の周辺では、8～10mに達するところもあったと推定されている。また、震度 6 強から 6 弱相当の揺れになったと推定されている範囲は、三重県内の一部を含む九州東部から甲信地域に及んでいる。

(2) 沈み込むフィリピン海プレート内部の地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、沈み込むフィリピン海プレート内部で発生した陸域のやや深い地震としては、三重県・奈良県の県境付近で発生した1899年（明治32年）の地震（M7. 0、震源の深さ40～50km（推定）、紀伊大和地震と呼ぶこともある。）が、このタイプの地震であると考えられている。この地震では、三重県内で死者 7 人などの被害が生じた。また、奈良県のやや深いところで発生した1952年（昭和27年）の吉野地震（M6. 7、震源の深さ61km）も陸域のやや深い地震であり、三重県内でも小被害が生じた。

近年の地震としては、2004年（平成16年）9月5日に紀伊半島南東沖で発生した地震（M7. 4、震源の深さ44km）がフィリピン海プレート内で発生した地震であると考えられている。この地震により、松阪市や香良洲町（当時、現在の津市香良洲町）で震度 5 弱の揺れを観測した。「三重県南部」に津波警報が、「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表され、鳥羽で最大36cm、尾鷲で最大55cm の津波をそれぞれ観測した。

2 陸域の浅いところで発生する地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、陸域の浅いところで発生した地震（活断層を震源とする内陸直下型地震）としては、1854年7月9日（嘉永 7 年 6 月15日）の伊賀上野付近の地震（M7 1/4、伊賀上野地震と呼ぶこともある。）が知られている。この地震により、伊賀上野付近で死者約600人、周辺地域を含めると約1,300人の死者を出すなど、被害は伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で著しいものとなった。この地震は木津川断層帯で発生したと考えられている。また、1891年（明治24年）10月28日に発生した濃尾地震（M8. 0）のように周辺地域で発生する地震によっても、三重県内で被害が生じたことがあり、1586年1月18日（天正13年11月29日）に発生した天正地震のように、三重県内の一部で震度 6 相当の揺れに見舞われたと推定されている事例もある。

なお、「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」（地震調査委員会、2013）に述べられているように、西南日本内陸の地殻内の地震活動に注目すると、M7 程度以上の地震は、1860～1900年の約40年間では2回、昭和東南海地震及び昭和南海地震の直前約40 年間（1900～1943年）では3回であったものが、1854 年の安政東海地震及び安政南海地震の直後 6 年間に4回、1944～1946 年の昭和東南海地震及び昭和南海地震の後 6 年間に2回であったな

ど、これまでの研究成果から、南海トラフの大地震の前後に西南日本内陸の地震活動が活発化したことが知られている。

3 遠地津波による被害をもたらした地震

前記 1 及び 2 のほか、太平洋の遠い海域で発生し日本へ来襲する遠地津波によって、三重県内に影響を与えた主な事例としては、1960年（昭和35年）のチリ地震津波、2010年（平成22年）のチリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波などがある。

〔1960年チリ地震津波〕

1960年（昭和35年）5月22日にチリ沖で地震が発生し、翌23日に日本の各地に津波が押し寄せた。三重県沿岸での津波の高さは、おおむね1～4 m。

三重県内の被害は、住家全壊2棟、住家流失1棟、床上浸水3,267棟、床下浸水2,885棟、船舶被害（沈没・流失・破損など）69隻など。

〔2010年チリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波〕

2010年（平成22年）2月27日15時34分（日本時間）頃にチリ中部沿岸で地震が発生し、翌28日から3月1日にかけて、日本の各地に津波が押し寄せた。28日9時33分に三重県沿岸（「伊勢・三河湾」、「三重県南部」）に津波警報が発表され、21時13分に津波注意報への切り替えがなされた後、「伊勢・三河湾」は23時36分に解除、「三重県南部」は21時13分に津波注意報への切り替えがなされた後、3月1日8時40分に解除された。鳥羽で56 cm（19時59分）、尾鷲で63 cm（17時05分）、熊野市遊木で49 cm（17時00分）の津波をそれぞれ観測した。

三重県内の被害は、船舶被害1隻、被害総額256,767千円（公共土木施設被害378千円、農林水産商工関係被害256,389千円）。

〔引用・参考文献〕

地震調査委員会（2009）：「日本の地震活動―被害地震から見た地域別の特徴―（第2版）」、490pp。

地震調査委員会（2013）：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」、94pp。

宇佐美龍夫（2003）：「最新版 日本被害地震総覧 [416] -2001」、東京大学出版会、605pp。

渡辺偉夫（1998）：「日本被害地震総覧」、東京大学出版会、206pp。

(別表) 三重県に過去影響を及ぼした主な地震・津波の概要

西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	県内の主な被害 (カッコは全国での被害)
684. 11. 29 (天武 13)	土佐その他南海・東海・西海地方	8 1/4	(南海トラフ沿いの巨大地震。諸国で家屋の倒壊、津波あり、死傷者多数。)
887. 8. 26 (仁和 3)	五畿・七道	8.0～ 8.5	(南海トラフ沿いの巨大地震。京都で家屋倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者多数。)
1096. 12. 17 (永長 1)	畿内・東海道	8.0～ 8.5	東海沖の巨大地震と考えられる。伊勢で津波被害あり。
1099. 2. 22 (康和 1)	南海道・畿内	8.0～ 8.3	(南海沖の巨大地震と考えられる。興福寺、摂津天王寺などで被害。)
1361. 8. 3 (正平 16)	畿内・土佐・阿波	8 1/4～ 8.5	(南海トラフ沿いの巨大地震。各地で、強い揺れ、津波により、死者多数。)
1498. 9. 20 (明応 7)	東海道全般	8.2～ 8.4	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部で津波被害。伊勢大湊で溺死者5,000 人など。
1605. 2. 3 (慶長 9)	(慶長地震)	7.9	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部に津波来襲。
1707. 10. 28 (宝永 4)	(宝永地震)	8.6	南海トラフ沿いの巨大地震。尾鷲付近で、死者1,070 人以上、家屋流失1,510 棟。その他県内で、死者57 人、負傷者73 人、家屋全壊2,333 棟、同流失601 棟。
1854. 7. 9 (安政 1)	伊賀・伊勢・大和及び隣国 (伊賀上野地震とも呼ばれる。)	7 1/4	伊賀上野付近で死者約600 人、家屋全壊2,000 棟余、周辺でも被害あり。
1854. 12. 23 (安政 1)	(安政東海地震)	8.4	(東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家全壊・焼失約30,000 棟、死者2,000～3,000 人。)
1891. 10. 28 (明治 24)	(濃尾地震)	8.0	北部を中心に被害。死者1 人、負傷者17 人、家屋全壊625 棟。
1899. 3. 7 (明治 32)	紀伊半島南東部 (紀伊大和地震とも呼ばれる。)	7.0	南部を中心に被害。木ノ本・尾鷲で死者7 人、負傷者62 人、家屋全壊35 棟。
1944. 12. 7 (昭和 19)	(東南海地震)	7.9	強い揺れ及び津波により被害。死者・行方不明者406 人、負傷者607 人、住家全壊1,826 棟、同流失2,238 棟。
1946. 12. 21 (昭和 21)	(南海地震)	8.0	強い揺れ及び津波により被害。死者11 人、負傷者35人、住家全壊65 棟、同流失23 棟。
1952. 7. 18 (昭和 27)	(吉野地震)	6.7	(死者9 人、負傷者136 人、住家全壊20 棟。)
1960. 5. 23 (昭和 35)	(チリ地震津波)	9.5 (注)	津波により被害。住家全壊2 棟、同流失1 棟。
2004. 9. 5 (平成 16)	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者8 人
2007. 4. 15 (平成 19)	三重県中部	5.4	負傷者12 人
2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋沖	9.0 (注)	負傷者1 人
2018. 6. 18 (平成 30)	大阪府北部	6.1	負傷者2 人

「日本の地震活動ー被害地震から見た地域別の特徴ー (第2版)」(地震調査委員会、2009) より引用、加筆。

(注) モーメントマグニチュード (M_w) で、他の地震のマグニチュードと異なる。

第4章 被害想定等

第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定

第1項 想定する地震モデル

平成 24～25 年度に三重県が実施した地震被害想定調査では、主にハザードとリスクという2つの面から予測を行っている。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況等、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することを言う。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障等、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することを言う。

前述の地震被害想定調査のうち、プレート境界型地震については、「三重県地域防災計画（地震津波対策編 平成 26 年 3 月）」の「第1章 第1節 第2項 本県の地震・津波対策の考え方 2 地震・津波対策の対象とする地震」に掲げる(1)過去最大クラスの南海トラフ地震（以下、本節では「過去最大クラスの地震」という。）、(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震（以下、本節では「理論上最大クラスの地震」という。）の2つの地震モデルについて整理する。

なお、同地震被害想定調査結果の被害想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。

（ハザード予測結果）

- ① 強震動予測結果（震度分布）
- ② 強震動予測結果（液状化危険度）

（リスク予測結果）

- ① 人的被害（死者）
- ② 建物被害
- ③ 交通施設障害（道路施設）
- ④ 生活支障等（避難者）
- ⑤ 災害廃棄物等

第2項 ハザード予測結果

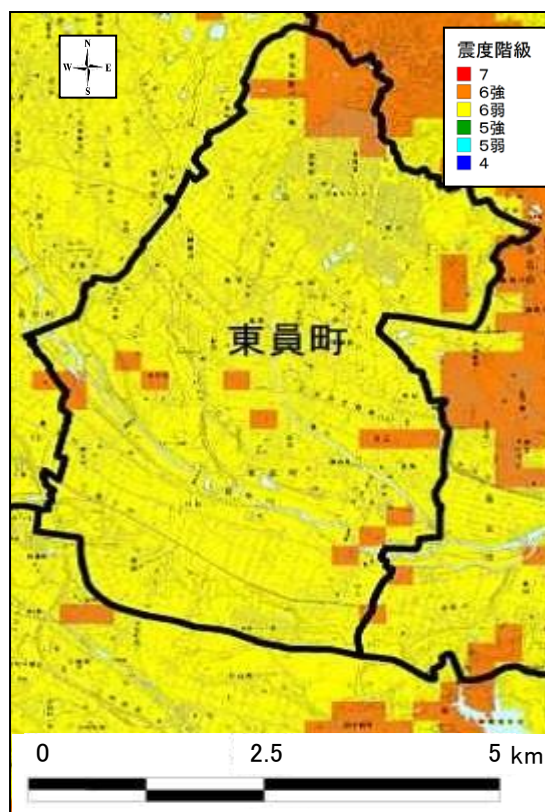
1 強振動予測結果（震度分布）

想定地震における震度予測図

過去最大クラスの南海トラフ地震



論上最大クラスの南海トラフ地震



	南海トラフ地震(過去最大クラス)					
	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	0.00	21.94	0.72	0.00	0.00
面積割合 (%)	0.0	0.0	96.8	3.2	0.0	0.0

	南海トラフ地震(理論上最大クラス)					
	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	0.00	0.00	20.05	2.61	0.00
面積割合 (%)	0.0	0.0	0.0	88.5	11.5	0.0

東員町最大震度	
南海トラフ	
(過去最大)	(理論上最大)
6 弱	6 強

過去最大クラスの地震では、三重県南部の大半と県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部において、震度6弱が想定されている。また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度6強が想定されている。なお、東員町においては概ね全域で震度5強が想定されている。

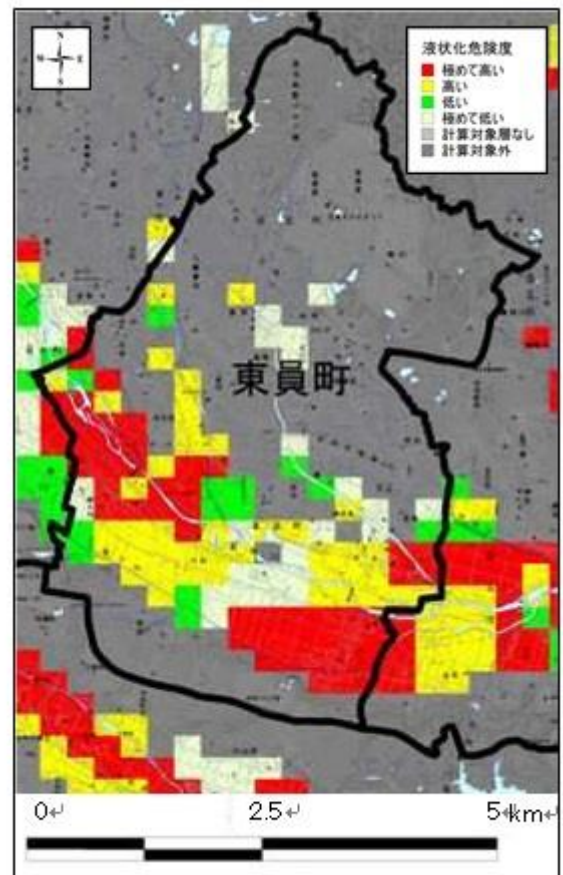
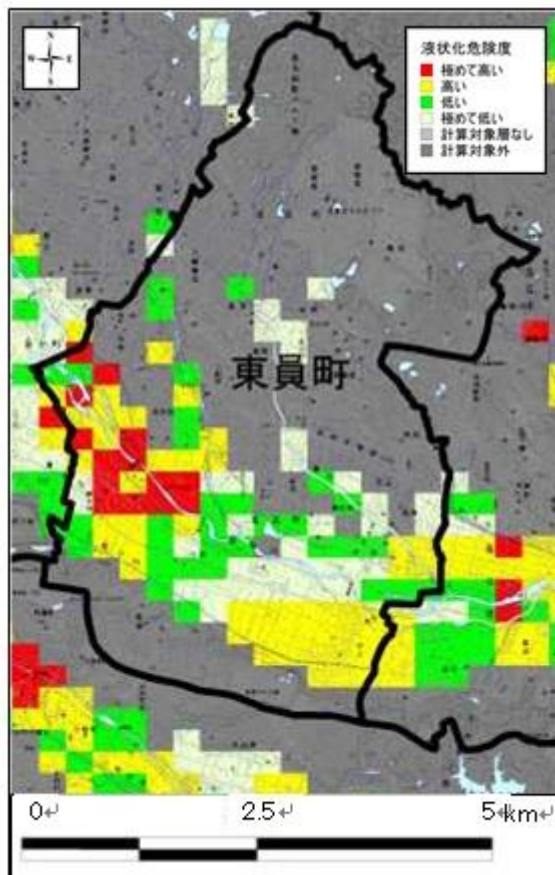
理論上最大クラスの地震では、県内のほぼ全域で震度6弱以上が想定されている。また、三重県南部の大半と、県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部では、震度6強が想定されている。さらに、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度7が想定されている。なお、東員町においては概ね全域で震度6弱が想定されている。

2 強振動予測結果（液状化危険度）

想定地震における液状化危険度

過去最大クラスの南海トラフ地震

理論上最大クラスの南海トラフ地震



液状化危険度については、南海トラフ地震では、どちらのクラスの地震においても、危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中しており、その分布傾向はほとんど変わらない。なお、東員町においては員弁川沿岸において、危険度が極めて高い範囲が集中している。

第3項 リスク予測結果

1 人的被害（死者）

人的被害（死者）では、多くの人々が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約 34,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 32,000 人、建物倒壊等による死者は約 1,400 人となっている。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 53,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 42,000 人、建物倒壊等による死者は約 9,700 人となっている。なお、東員町における予測値は次のとおりである。

過去最大クラスの地震における死者数（早期避難率低）（人）

町名	建物倒壊		急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容	物移動・転倒、屋内落下物				
東員町	—	—	—	—	—	—

理論上最大クラスの地震における死者数（早期避難率低）（人）

町名	建物倒壊		急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容	物移動・転倒、屋内落下物				
東員町	約 20	—	—	—	—	約 20

2 建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約 70,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 23,000 棟が全壊し、津波により約 38,000 棟が流出すると予測している。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 248,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 170,000 棟が全壊し、津波により約 37,000 棟が流出、さらに火災により約 34,000 棟が焼失すると予測している。なお、東員町における予測値は次のとおりである。

＊ 地震被害想定調査により予測されるそれぞれの数値は、概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。（以下、同じ）

過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数（棟）

町名	建物倒壊				
	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
東員町	約 20	約 40	—	—	約 50

冬夕発災、地震動：陸側ケース

理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数（棟）

町名	建物倒壊				
	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
東員町	約 500	約 40	—	約 20	約 600

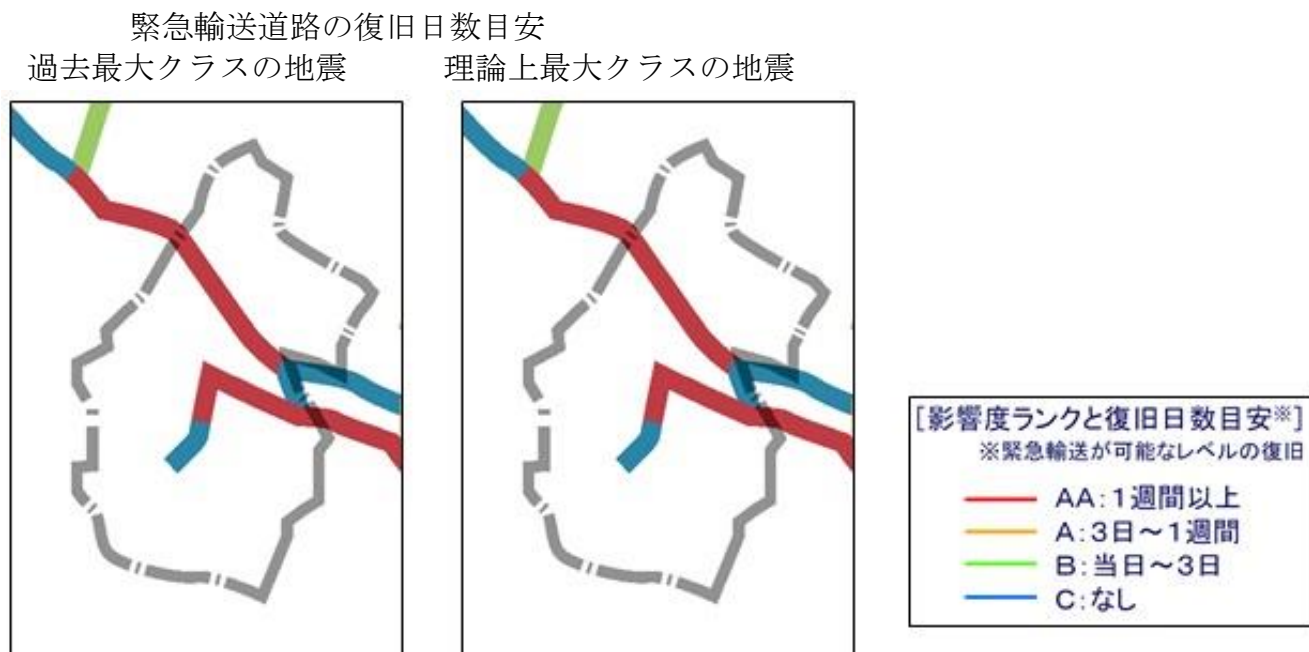
冬夕発災

3 交通施設障害（道路施設）

緊急輸送道路への影響は、過去最大クラスの地震では、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部、中勢地域や伊賀地域の内陸部の集落間を結ぶ道路、志摩半島や熊野灘沿岸等において、大きくなると予測している。

理論上最大クラスの地震では、沿岸部のごく一部で影響度が上がる箇所がみられるが、全体的な傾向としては、ほぼ変わらないと予測しており、東員町も同様の傾向となっている。

なお、高速道路には大きな施設被害は発生しないと予測される。

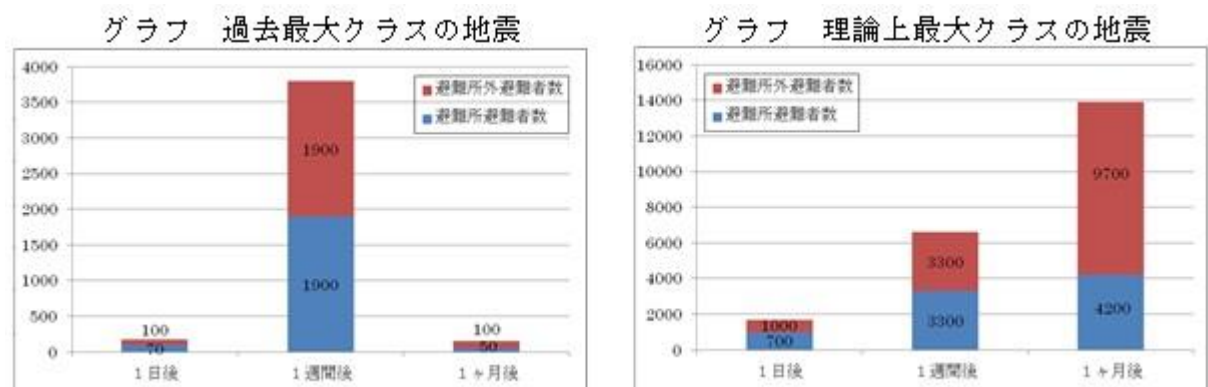


4 生活支障等（避難者）

避難者数の予測は、「2建物被害」と同様に、「冬・夕 18 時」ケースを想定している。これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用している。

地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難等避難所外で生活する避難者に区分している。

避難者は、発災後の時間の経過とともに増加すると予測されている。なお、東員町における予測値は次のとおりである。



＊ 地震被害想定調査により予測されるそれぞれの数値は、概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。（以下、同じ）

表 過去最大クラスの地震における避難者数
(人)

冬夕発災

町名	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外
東員町	約 200	約 100	約 70	約 3,900	約 1,900	約 1,900	約 200	約 50	約 100

表 理論上最大クラスの地震における避難者数
(人)

冬夕発災

町名	1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外
東員町	約 1,600	約 1,000	約 700	約 6,700	約 3,300	約 3,300	約 14,000	約 4,200	約 9,700

5 災害廃棄物等

災害廃棄物（倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計）の発生量は、過去最大クラスの地震では、三重県は県全体で約 11,000 千トンから約 18,000 千トンと予測している。

理論上最大クラスの地震では、三重県は県全体で約 25,000 千トンから約 34,000 千トンと予測している。なお、東員町における予測値は次のとおりである。

表 災害廃棄物の発生量 (千トン)

	過去最大クラス	理論上最大クラス
災害廃棄物	—	約 60

第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定

第1項 想定する地震モデル

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られている。

近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要である。

そこで、今回の地震被害想定調査では、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測を行っている。

なお、地震被害想定調査結果の想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。

（ハザード予測結果）

- ① 強震動予測結果（震度分布） ② 強震動予測結果（液状化危険度）

（リスク予測結果）

- ① 人的被害（死者） ② 建物被害

第2項 ハザード予測結果

1 強振動予測結果（震度分布）

想定地震における震度予測図

養老－桑名－四日市断層帯

布引山地東縁断層帯（東部）



頓宮断層



内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯を震源とする地震（以下、本項では「養老－桑名－四日市断層帯地震」という。）では、北勢地域の大半で、震度6強以上が想定されている。断層近傍では、震度7の想定となっている。なお、東員町においては概ね全域で震度6強が想定されている。

布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震（以下、本項では「布引山地東縁断層帯地震」という。）では、北勢地域から中勢地域にかけての伊勢湾沿岸部を中心とした地域で、震度6強以上が想定されている。伊勢湾沿岸部の断層近傍の一部では、震度7の想定となっている。なお、東員町においては概ね全域で震度5強が想定されている。

頓宮断層を震源とする地震（以下、本項では「頓宮断層地震」という。）では、伊賀地域を中心とした地域で、震度6弱以上が想定されている。断層近傍では、震度6強の想定となっている。なお、東員町においては概ね全域で震度5弱が想定されている。

	養老－桑名－四日市断層帯					
	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	0.00	0.00	0.00	21.77	0.89
面積割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	96.1	3.9

	布引山地東縁断層帯（東部）					
	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	0.00	17.88	4.78	0.00	0.00
面積割合 (%)	0.0	0.0	78.9	21.1	0.0	0.0

	頓宮断層					
	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	19.77	2.89	0.00	0.00	0.00
面積割合 (%)	0.00	87.3	12.7	0.0	0.0	0.0

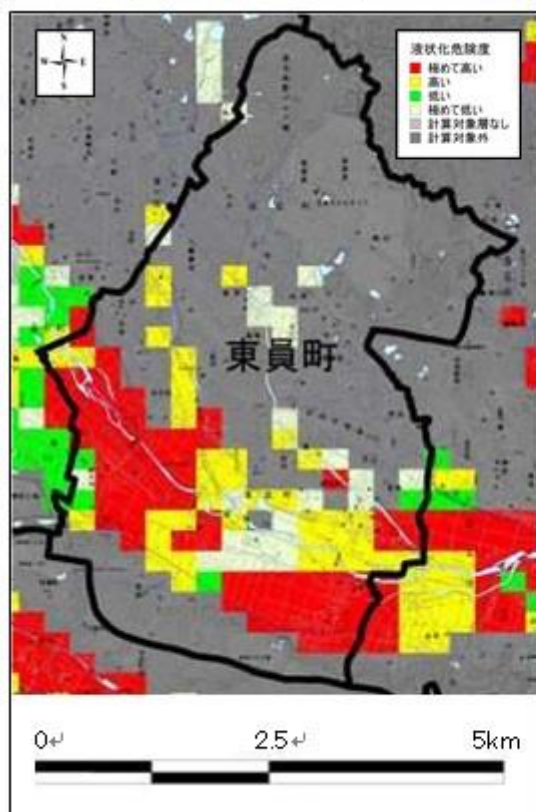
表 東員町最大震度一覧

東員町最大震度		
養老－桑名－四日市断層帯	布引山地東縁断層帯（東部）	頓宮断層
7	6 弱	5 強

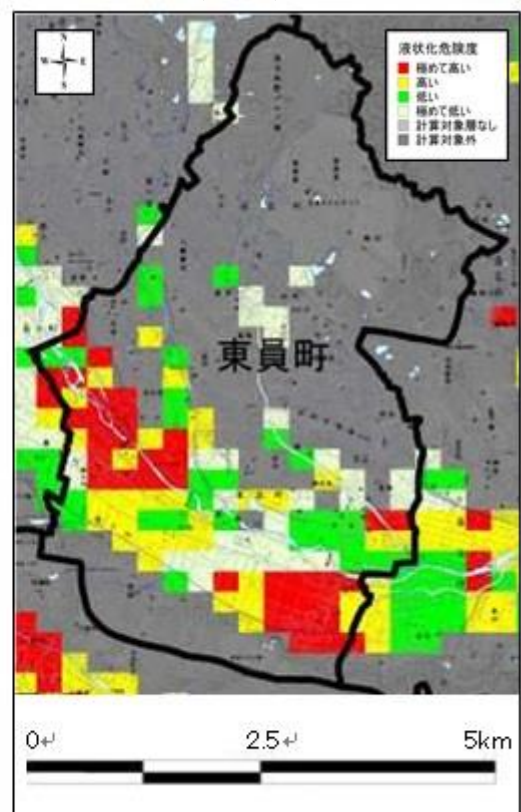
2 強振動予測結果（液状化危険度）

想定地震における液状化危険度

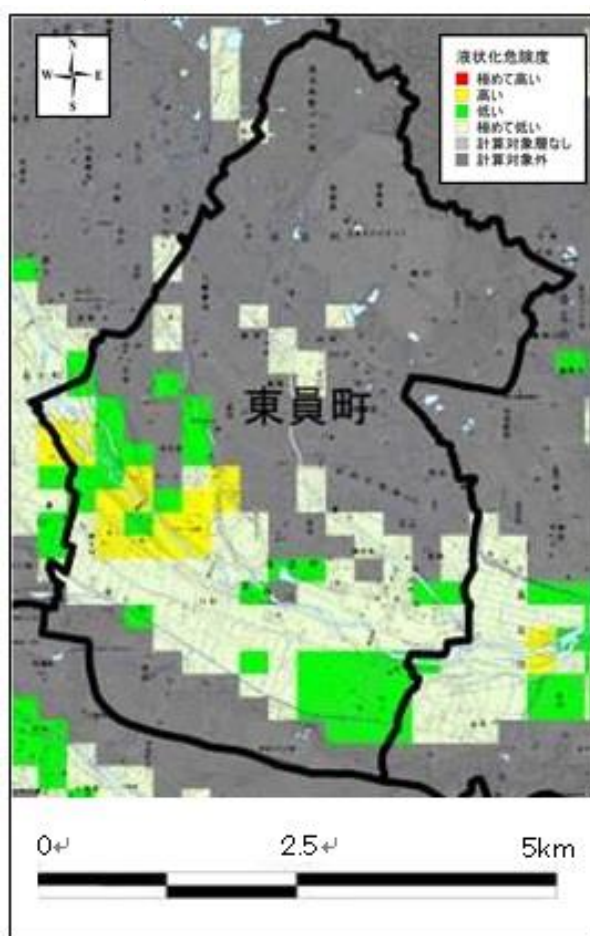
養老－桑名－四日市断層帯



布引山地東縁断層帯（東部）



頓宮断層



内陸直下型地震については、いずれの地震でも伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に、液状化危険度が極めて高い範囲が広がっている。

特に、頓宮断層地震では、伊賀地域内の断層近傍だけでなく、比較的距離が離れている伊勢湾沿岸部でも液状化危険度が極めて高い範囲が広がる予測となっている。なお、東員町においては員弁川沿岸において、危険度が極めて高い範囲が集中している。

第3項 リスク予測結果

1 人的被害（死者）

内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 6,000 人が死亡すると予測され、そのうちの約 5,900 人を北勢地域での死者が占めるなど、同地域に被害が集中している。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 4,100 人が死亡すると予測され、その内訳は、中勢地域が約 6 割、北勢地域が約 4 割となっている。

頓宮断層地震では、県全体で約 200 人が死亡すると予測され、伊賀地域に被害が集中している。

なお、東員町における予測値は次のとおりである。

* 地震被害想定調査により予測されるそれぞれの数値は、概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。（以下、同じ）

養老－桑名－四日市断層帯地震における死者数

(人)

町名	建物倒壊		急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物				
東員町	約 100	約 10	—	—	—	約 100

布引山地東縁断層帯（東部）地震における死者数

(人)

町名	建物倒壊		急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物				
東員町	—	—	—	—	—	—

頓宮断層地震における死者数

(人)

町名	建物倒壊		急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物				
東員町	—	—	—	—	—	—

2 建物被害

内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測している。布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測している。

頓宮断層地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 4,700 棟が全壊すると予測している。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっている。

なお、東員町における予測値は次のとおりである。

養老－桑名－四日市断層帯地震における全壊・焼失棟数 (棟)

町名	建物倒壊				
	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
東員町	約 2,600	約 40	—	約 100	約 2,800

冬夕発災

布引山地東縁断層帯（東部）地震における全壊・焼失棟数 (棟)

町名	建物倒壊				
	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
東員町	約 30	約 40	—	—	約 70

冬夕発災

頓宮断層地震における全壊・焼失棟数 (棟)

町名	建物倒壊				
	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
東員町	0	約 30	—	—	約 30

冬夕発災

第3節 震災に関する調査研究の推進

第1項 防災教育の充実

甚大な災害が発生した場合には、町及び県等における災害対策活動には限界があり、住民による災害対策活動が重要となるため、小学生から社会人に至るライフステージに応じた防災教育を住民に対して行っていく必要がある。

このため、災害に強い地域づくりを目指し、平常時からどのような防災教育を行っていくべきかについて検討する。

具体的には、次のことが検討事項として考えられる。

- ① 学校教育における防災教育の位置づけ
- ② 生涯学習における防災教育の位置づけ
- ③ 住民自らによる防災訓練の実施方法等

第2項 復旧・復興計画の充実

現行の地域防災計画においては、復旧計画が他の計画と比べて薄い内容となっている。甚大な被害を被った場合は、災害応急対策と同様に復旧・復興対策も重要であり、事前に整理しておくべき事項を検討する必要がある。

具体的には、次のことが検討事項として考えられる。

- ① 復旧・復興計画の構成
- ② 復興の基本方針
- ③ 整理すべき事項等

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 住民や地域の防災対策の促進（予防1）

【担当班】

危機管理班、総務班、情報収集・企画班、救助班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 家族3日以上以上の食料や飲料水の備蓄、家屋の耐震化や家具固定、万一の際の避難場所や家族間の連絡方法の確認など、住民が地震からわが身を守るための備えが十分でない。



【この計画がめざす状態】

- ・ ほとんどの住民が、地震発生時の“揺れ”から生命を守り、家族が地震発生後3日間以上を生き延びるための自助の備えと、避難対策に取り組んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	自治会等地域コミュニティ	(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施
	住民	(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施
	職員	(1) 町地域防災計画の周知徹底 (2) 研修会等の実施
	防災上重要な施設の管理者	(1) 自主防災体制の整備促進

【共助】

実施主体	対象	対 策（活 動）項 目
自主防災組織	地域住民	(1) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
防災活動に取り組むNPO等	住民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
住民を顧客として事業を展開している防災関係機関	住民	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
住民	(1) 家族防災会議の開催 (2) “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 (3) “発災後72時間生き延びるため”の防災対策の推進 (4) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、町の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

- ① 地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ③ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援
- ④ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた際にとるべき対応に関する知識等の普及

2 住民を対象とした対策

(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施

災害を防止するためには、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに住民の一人ひとりが災害から自らを守り、地域の人々が互いに助け合うという意識と行動が被害を少なくする原点である。

したがって、風水害、地震、大火等災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、避難場所及び避難経路、携帯品、災害危険箇所等一般住民が知っておくべき心得及び注意事項等を普及し、自主防災組織としての的確な活動ができる体制を協議するとともに、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、町の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや地震発生時の行動マニュアルの配布
- ② 町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施
- ④ 町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成

3 職員等を対象とした対策

(1) 町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確かつ有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

(2) 研修会等の実施

職員、学校職員、保育士等（以下「職員等」という。）に対する研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、次の事項を重点的に行うものとする。また、防災訓練と合わせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

- ① 各災害に対する防災知識
- ② 過去の主な災害事例
- ③ マニュアルの作成

災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員等に周知徹底を図る。

4 防災上重要な施設の管理者を対象とした対策

(1) 自主防災体制の整備促進

町は、防災上重要な施設の管理者に対し、防災機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、従業員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図るよう促進する。

■ 自主防災組織が実施する対策

1 地域住民を対象とした対策

(1) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

住民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、住民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、町が実施する住民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

■ 住民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、住民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に住民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、町や県が実施する住民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■ 住民が実施する対策

1 家族防災会議の開催

家族で地震の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

また、児童生徒を持つ家庭においては、家族防災会議における「防災ノート」の活用を努める。

2 “揺れから命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や耐震シェルターの設置、家具固定、出火防止対策等、地震対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している住民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

3 “発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、3 日以上（できれば 7 日分）の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに取り組む。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

4 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

地震により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前述の“揺れ”への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

5 “地震による電気火災防止のため”の防災対策の推進

阪神・淡路大震災では、焼失棟数 7,000 棟を超え、東日本大震災においても、地震による火災の半数以上を電気が出火原因とされており、養老―桑名―四日市断層帯地震では町内で最大 100 棟の建物が焼失する事態が想定されている。

「感震ブレーカー」は、地震を感知すると電気を遮断する機能を持つ装置であり、通電後の電気火災対策のため、各家庭において「感震ブレーカー」の設置に努める。

【参 考】

本計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

避 難 場 所 …… 洪水や大規模火災等から緊急かつ一時的に避難するための場所

指定緊急避難場所 …… 基本法第 49 条の 4 第 1 項の規定に基づき、洪水等の災害種別ごとに町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所

避 難 所 …… 災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物（避難所が避難場所を兼ねている場合もある。また、指定一般避難所と指定福祉避難所の両方又はどちらかの機能を有するもの。）

指定一般避難所 …… 基本法第 49 条の 7 第 1 項の規定に基づき、町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所

指定福祉避難所 …… 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として町が指定した施設

また、本計画においては、原則として、住民とは町民、地域とは町内の自治会等で区分される特定の地域、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。

第2節 防災人材の育成・活用（予防2）

【担当班】

危機管理班、救助班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 地域における防災人材の人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。



【この計画がめざす状態】

- ・ 防災人材が育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	住民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
住民	(1) 町・県の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 住民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

町や県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

3 防災活動に取り組むNPO等を対象とした対策

(1) NPO等が行う人材育成への支援

NPO等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■ 自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

町や県が実施する人材育成事業等を活用するなどして、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

① 災害ボランティアセンター運営に関わる人材の育成研修の実施

② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供

(2) 構成員に対する教育・啓発

町や県の人材育成事業等を活用するなどして、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■ 住民が実施する対策

1 町・県の防災人材育成事業等への積極的な参画

住民は町や県が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化（予防3）

【担当班】

危機管理班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対し、災害時要配慮者対策や避難対策など、東日本大震災で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。



【この計画がめざす状態】

- ・ 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化してネットワーク化が進み、自主防災組織活動カバー率の向上、消防団員数の増加が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の活動促進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	住民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
自主防災組織	他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 自主防災組織活動の活性化
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
住民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
- ③ 防災資機材の整備にかかる支援
- ④ 自主防災組織リーダー等の人材育成
- ⑤ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化推進
- ⑥ 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

(2) 自主防災組織の活動促進

自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。
また、地域の消防団との連携強化を図るための人材育成を図る。

2 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 住民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

■ 自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化し、必要な資機材等を整備する等により、自主防災組織活動の活性化を図る。

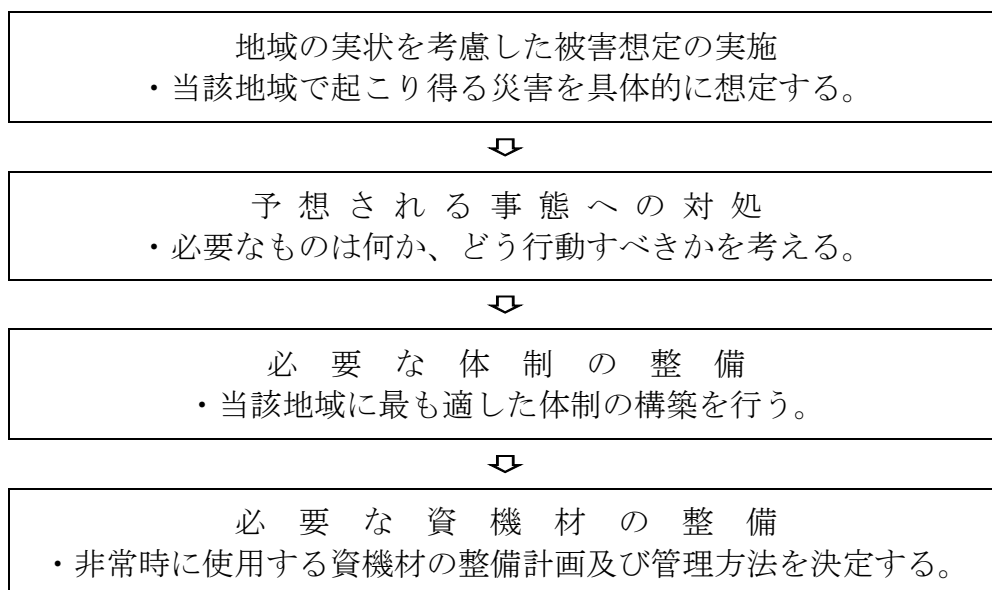
また、自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

(2) 自主防災組織協議会

同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認められる時は共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導するものとする。

(3) 地区防災計画の作成

ア 組織ごとに地域の実状に合った地区防災計画の作成を図るものとし、作成については、地域内に消防団、医師、看護師等の専門家（もしくはOB）が在住しているかを確認の上概ね次のような段階を重ね、協議を行い作成する。

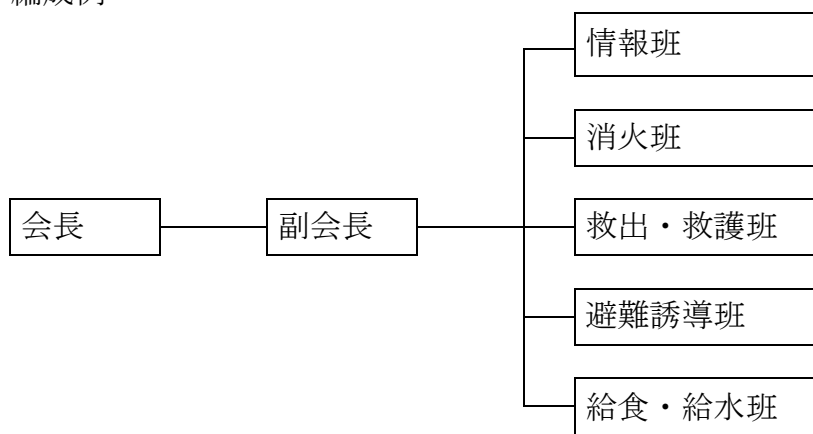


イ 地区防災計画作成を作成済みの地区

① 長深自治会 令和4年11月策定

ウ 自主防災組織の編成等について

・ 編成例



・ 平常時の役割の例

対 策	内 容	担 当
消火対策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握 3 消火栓、防火水槽の点検等 4 消火訓練等の実施 5 住宅用火災警報器の普及啓発	消火班
救出対策	1 救出用資機材の整備計画の立案 2 建設業者等への重機の事前協力要請 3 救助用資機材の操作訓練の実施	救出・救護班
救出 救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救出・救護班
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 町防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立	情報班
避難対策	1 避難対象地区の把握 2 避難路を決定し周知 3 自力で避難困難な者をリストアップして各自の避難計画の立案 4 要配慮者に配慮した避難訓練の実施	避難誘導班
給食 給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給食・給水班
防災訓練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各班
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各班

※ その他、地域の実情により協議を行い必要に応じて修正する。

・ 非常時の役割の例

対 策	内 容	担 当
消火対策	1 各家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 消火班
救出対策	1 初期救出の実施 2 要救助者の状況把握 3 建設業者への応援要請	救出・ 救護班
救出 救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者等の医療機関への搬送	各世帯 救出・ 救護班
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と町等への報告 3 隣接自主防災組織との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 町への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者の要望の把握	各世帯 情報班
避難対策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避難誘導班
給 食 給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料等の公平配分	給食・ 給水班

※ 災害は、その地域に与える影響が、種類、規模、発生場所及び発生時期等により、その態様が全く異なるため、地域ごとに協議を行い、必要に応じて修正するものとする。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、地域住民の消防団への参加・協力や、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

消防署への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

国や県が実施する研修や交流会等を活用し、新たな情報や事例の収集、地域の消防団との交流を図る。

■ 住民や企業が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

住民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

2 企業の対策

(1) 自衛消防組織等の設置

事務所の自衛消防組織等の設置について推進し、さらに指導体制を充実するものとする。

また、事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、災害を考慮した防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織との協力体制の確立に努めるものとする。

第4節 ボランティア活動の促進（予防4）

【担当班】
救助班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、町内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。



【この計画がめざす状態】

- ・ 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等
	防災活動に取り組むNPOボランティア団体をはじめとした多様な支援主体	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	町等の災害ボランティア担当機関	(1) 町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
住民	(1) 災害ボランティア等への参画

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備や、東員町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等との連携を進めることによりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、町及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築が求められる。このためには、平常時において、こうした情報システムの活用が行われる必要があり、発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、受入れ体制についても検討する。

また、ボランティア活動情報システムや災害ボランティアセンター等ボランティア活動拠点の整備について関係者と検討する。

(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

町等の災害ボランティアセンター等の町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

さらに、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、関係団体、災害ボランティアグループ等がボランティア活動や避難所運営等に関する研修等を定期的に実施することによって、相互の「顔の見える」関係を構築し、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化等協力体制の構築を図る。

また、災害ボランティア間のネットワーク化を支援する。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

- ① 専門性を持った災害ボランティアの登録を促進する。
- ② 災害ボランティアの育成、研修への支援を行っていく。
- ③ 災害ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成・研修等を行い、活動を促進する。
- ④ 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体の活動を支援する。

3 住民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティア等への参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■ 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策

1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
- ② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

2 町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

町等が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受入れにあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■ 住民や企業が実施する対策

1 企業の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 住民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進（予防5）

【担当班】

危機管理班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。



【この計画がめざす状態】

- ・ 企業・事業所の事業継続計画（BCP）の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援
	自主防災組織、自治会等	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
企業・事業所	町（自主防災組織、自治会等）	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業・事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自治会等	企業・事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
企業・事業所	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（BCP）の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）等の作成・点検を促進する。

<支援の内容>

- ① 事業所向け研修会の開催
- ② 表彰等、優良取組の評価、防災取組事例の紹介
- ③ 事業所防災力診断の実施
- ④ 商工会等事業所が所属する団体との連携による支援

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

- ① 地域の住民や地域における様々な団体との協働関係の構築
地域住民との合同防災訓練等、防災活動の実施、参加
- ② 災害発生時の人的資源、物的資源、ノウハウの地域への提供等地域貢献
住民の救援・救護、消火活動、避難誘導、避難所運営
避難場所、資機材・物資置き場、自社製品の提供、備蓄品・資機材の提供

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2 自主防災組織、自治会等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン事業者が実施する対策＞

1 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

災害時において発生する電気・ガス・水道・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■ 企業・事業所が実施する対策

1 防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

3 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ① 従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- ② 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- ① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ② 業種や事業規模に応じ、災害時に市町や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■ みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やBCP等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

■ 自主防災組織、自治会等が実施する対策

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）

【担当班】

教育班、危機管理班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 学校における書庫や備品固定等の耐震対策などの取組や、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にある。また、幼稚園や保育園における防災対策についても同様の状況にある。



【この計画がめざす状態】

- ・ すべての学校や園などにおいて必要な耐震対策がなされ、児童生徒等の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等並びに家庭や地域への防災啓発が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	町立小中学校	(1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策 (4) 学校施設の安全点検
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
	町立幼稚園・保育園	(1) 防災対策の推進
	児童福祉施設等	(1) 防災対策の推進

町立 小中学校	町立小中学校	(1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び 防災訓練の実施 (3) 学校施設の安全点検
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域（地域住民）	(1) 地域と学校が連携した防災対策の推進

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■ 町(町立小中学校等)が実施する対策

1 町立小中学校の防災対策の推進

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、学校における防災教育及び防災対策がさらに充実するよう、支援する。

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校での災害に備えた防災体制の整備、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直し計画に沿った訓練の実施を支援する。

(3) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策

学校施設の構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。

(4) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を随時行い、必要な補修を行えるよう、学校を支援する。

(5) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等の活用による防災教育を継続して推進する。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(6) 教職員の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。

(7) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育を推進する。

2 地域及び住民を対象とした対策

(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について円滑に検討できるよう、学校と地域、家庭との連携を一層促進する。

3 町立幼稚園・保育園の防災対策の推進

(1) 町立幼稚園・保育園の防災対策の推進

町立学校に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、幼児等に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

4 町立の児童福祉施設等の防災対策の推進

町立の児童福祉施設、子育て支援センターについては、町立小中学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、町立小中学校に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

5 地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進

文化財の被害を未然に防止、又は文化財の被害拡大を防止するため、地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

留意点：防災組織の設置・充実、防災施設の整備、防災知識の普及と訓練の実施、文化財の日常的な点検、その他必要な防災対策の施行

■ 保護者・児童生徒等が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い

学校・園等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進（予防7）

【担当班】

危機管理班、救助班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者の命を救うための避難対策、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、取組が進んでいない。



【この計画がめざす状態】

- ・ 避難場所等の整備が進み、住民一人ひとりが個別の避難計画を策定している。また、地域において避難や避難所運営における弱者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、要配慮者の避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難所における資機材等の配備 (4) 避難指示基準の策定等 (5) 避難誘導対策 (6) 避難所運営対策 (7) 避難者支援のための資機材、物資の確保 (8) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (9) 観光客、帰宅困難者等対策 (10) ペット対策 (11) 避難所外避難者対策 (12) 感染症対策

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
自主防災組織 等地域	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者 関連施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の 推進
不特定多数の者 が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
住民	(1) 避難訓練等への参加等地域の避難対策への協力 (2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の避難計画の策定 (3) ペット対策

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 地域等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

あわせて、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策の実施に努める。

① 指定緊急避難場所指定時の留意事項

ア 公園、広場等のような相当の広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ貯水槽等があること。

イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいはがけ等がないこと。

ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。

エ 地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び安全性、耐火性の建築物であること。

オ 被災（浸水・延焼）の危険がある時、又は収容人員の安全度を超えた時は、更に他の場所へ避難移動できること。

- カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- ク 仮設テントの設置に配慮すること。

② 指定緊急避難場所は次のとおり。

名 称	所 在 地
東員第一中学校 校庭	東員町大字六把野新田 557
東員第二中学校 校庭	〃 城山 2 丁目 1
神田小学校 校庭	〃 大字六把野新田 100
稲部小学校 校庭	〃 大字大木 944
三和小学校 校庭	〃 大字長深 700
笹尾西小学校 校庭	〃 笹尾西 2 丁目 1
笹尾東小学校 校庭	〃 笹尾東 4 丁目 28
城山小学校 校庭	〃 城山 1 丁目 48
笹尾中央公園	〃 笹尾東 2 丁目 6-1
東員町中部公園	〃 大字北大社 1634
東員駅 駅前広場	〃 大字山田 1953-1

(2) 指定避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、避難所への空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保(災害時でも使用できる井戸の整備等)、衛生的なトイレ環境の整備(簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等)に努める。

また、指定避難所の指定にあたっては、立地条件に配慮しながら行う。

本町においては、次のとおり、避難場所、避難所を既に定めているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識等設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

① 指定一般避難所指定時の留意事項

ア 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校施設、公民館等を選定すること。

また、学校については余裕教室等を活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。

イ 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備(再生可能エネルギーの活用を含む)その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等を確保しておくこと。

- ウ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図ること。
- エ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
- オ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておくこと。
- カ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易であること。
- キ 一般の避難所で滞在することができる要配慮者のためのスペース（要配慮者スペース）を設置できる教室・会議室等の整備を図ること。
- ※ 指定一般避難所の要配慮者スペースに滞在している要配慮者に対しては、定期的に保健師等が巡回して健康状態等の確認を行うこと。なお、当該要配慮者に健康状態等の変化があり、指定一般避難所の要配慮者スペースでの対応が困難になった場合には、指定福祉避難所へ移送すること。
- ク 感染症等による体調不良者等の隔離スペースを設置できる教室・会議室等の整備を図ること。

② 指定一般避難所は次のとおり。

名 称	所在地	収容可能人員1人2㎡（1人4㎡）
東員第一中学校	東員町大字六把野新田 557	2,460 人（1,230 人）
東員第二中学校	〃 城山 2 丁目 1	2,700 人（1,350 人）
神田小学校	〃 大字六把野新田 100	1,090 人（540 人）
稲部小学校	〃 大字大木 944	1,040 人（520 人）
三和小学校	〃 大字長深 700	1,040 人（520 人）
笹尾西小学校	〃 笹尾西 2 丁目 1	1,210 人（600 人）
笹尾東小学校	〃 笹尾東 4 丁目 28	1,420 人（710 人）
城山小学校	〃 城山 1 丁目 48	1,510 人（750 人）
東員町総合体育館	〃 大字山田 1600	1,000 人（500 人）
東員町総合文化センター	〃 大字山田 1700	530 人（260 人）
東員共同福祉施設	〃 大字山田 1600	170 人（80 人）
笹尾コミュニティセンター	〃 笹尾東 2 丁目 5－3	150 人（70 人）
合 計	避難スペースを 1 人 2 ㎡とすると 14,320 人であるが、中長期的及び感染症対策時には、1 人 4 ㎡で 7,130 人となる。	
要配慮者スペース及び隔離スペースについては、上記全ての避難所で確保できている。		

③ 指定福祉避難所指定時の留意事項

- ア 前記①の留意事項に加え、社会福祉施設等のように現況において要配慮者の避難が可能な施設のほか、一般の避難所のように、現況では指定福祉避難所としての機能を有していない場合であっても、機能を整備することを前提に利用可能な施設を選定すること。
- イ 要配慮者やその家族には、避難先の希望や医療機器の使用など様々な事情があることから、ニーズに応じた支援を行うことができる施設やスペース等、柔軟に検討すること。

④ 指定福祉避難所は次のとおり。

名 称	所在地	対象者	収容可能人員 1人2㎡ (1人4㎡)
東員町保健福祉センター	東員町大字山田1600	要配慮者全般	200人 (100人)
東員町ふれあいセンター	東員町大字山田2013	妊産婦、乳児、特に配慮が必要な幼児とその介助者	100人 (50人)

⑤ 学校が避難所となった場合の検討事項

ア 児童生徒等の安全な避難対策

イ 児童生徒等の安否確認の方法について

ウ 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置について

エ 避難所の運営における職員等の協力方法について

オ 学校（園）機能を早急に回復するため、避難者、児童生徒等が共用する部分と児童生徒又は避難者のみを使用する部分の区分けの方法等について

カ 避難所となった場合に必要な資機材等の整備について

(3) 避難所における資機材等の配備

避難所においては、次のような問題が予想されるので、それに対処する施設の整備及び資機材の備蓄を図るとともに、備蓄にあたっては、要配慮者に配慮する。

① 要配慮者に対応できる施設

② 断水による飲料水の不足及びトイレの使用不能

③ おむつ、生理用品、離乳食等の生活必需品の不足

④ 避難所の長期化に伴うプライバシーの確保

⑤ 避難者への食物アレルギーの配慮

⑥ 自家発電装置（再生可能エネルギーを含む）等の整備

(4) 避難指示基準の策定等

避難の指示等を行う場合、地震の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。

① 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

② 収容避難

地震、地震災害等により家屋が全壊、半壊（全焼、半焼、流失）し、生活の拠点を失った場合。

③ 指示等の伝達体制の整備

急を要するため、防災行政無線、広報車、有線放送、メール配信システム、町ホームページ等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

(5) 避難誘導対策

適切な避難指示等の発令体制を整備するため、避難指示等の判断基準・伝達マニュアルの策定、見直しや、これらを用いた避難訓練等の実施を働きかけるとともに、夜間など通常よりも避難が困難な状況においても適切に避難できるように、夜間避難等を想定した訓練の実施を推進する。

また、避難指示等の情報を速やかに住民に伝達するため、町・県・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。

不特定多数の住民が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

(6) 避難所運営及び避難者支援対策

災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「三重県災害時栄養・食生活支援ガイドライン」に基づいた連携体制づくり等、事前対策の充実を図る。特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

町は、迅速かつ適切な避難所運営体制を構築させるため、次の事項等を内容としたマニュアルの策定を検討する。

① 避難所設置

- ア 避難所の開設・管理責任者、体制
- イ 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法
- ウ 町災対本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- エ その他開設責任者の業務

② 避難所運営

- ア 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続き等）に係る事項
- イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護、男女の要望の違いを配慮した運営等）
- ウ 避難状況の確認方法に係る事項
- エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- オ その他避難所生活に必要な事項
- カ 平常体制復帰のための対策
 - ・事前周知、自治会等との連携
 - ・避難者の生活と授業環境の確保のための対策
 - ・避難所の統合・廃止の基準・手続き等

③ 避難所避難者への情報伝達

- ア 情報伝達・収集体制及び自治会等の関わり方
- イ 町災対本部との連絡方法の確保
- ウ 町災対本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- エ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- オ 避難所内に伝達する情報の内容、周知、伝達方法（放送設備利用、掲示、自治会等を通じる等）及び必要な様式
- カ その他必要事項

(7) 避難者支援のための資機材、物資の確保

食料、飲料水、生活必需品等の物資のほか、避難者の良好な生活環境や衛生的なトイレ環境、プライバシーの確保に必要な物資（段ボールベッド、パーティション等）や避難所での事務作業、情報通信に必要な資機材（事務処理機器、通信機器、発電機等）の確保に努める。

また、避難所運営訓練等を通じて、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について地域住民に啓発する。

(8) 避難行動要支援者対策・要配慮者対策

県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に誰もが利用しやすい環境が整った福祉避難所の指定を推進する。

また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。

(9) 観光客、帰宅困難者等対策

平常時から観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。

(10) ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者を適切に受入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。

(11) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

(12) 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

さらに、避難所運営訓練を通じて感染者の隔離や専用の動線確保を確認するとともに、避難所での生活ルールについて地域住民に啓発する。

■ 自主防災組織や関係施設等が実施する対策

1 自主防災組織等地域の対策

(1) 地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

2 要配慮者関連施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結等の施設の避難対策に努めるとともに、町の指定福祉避難所の指定に協力する。

3 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等の施設の避難対策に努めるとともに、町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

4 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■ 住民が実施する対策

1 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策等、地域の避難対策に協力するよう努める。

2 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

第3章 地震に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8）

【担当班】

危機管理班、建設産業班、教育班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・防災上重要な公共施設については、高レベルの地震動でも人命等に重大な影響を生じさせることのない耐震性が求められているが、対策が追いついていない。また、発災時の応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の整備が十分でない。



【この計画がめざす状態】

- ・防災上重要な公共施設における耐震化等の対策が進み、どの時間に地震が発生しても、揺れによる負傷者を出さず、公共施設の機能を維持できるよう整備されている。また、応急仮設住宅の調査・調達・供給体制が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	住民等	(1) 建築物等の耐震化 (2) 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成 (3) 密集市街地にかかる地震防災対策 (4) 応急仮設住宅供給体制の整備
その他の防災関係機関		(1) 各機関の建築物の耐震化の促進 (2) ブロック塀、石垣等対策

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 建築物等の耐震化

(1) 町の建築物

被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

(2) 一般建築物

防災上重要な建築物（病院、社会福祉施設、学校、劇場等）や防災上重要な道路沿道にあつて倒壊により道路を閉鎖させるおそれのある建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する及び建築基準法の制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講じることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

(3) ブロック塀等対策

ブロック塀については、正しい施工方法及び既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに、建築基準法等による基準が遵守されるよう建築確認窓口等において指導・相談対応等を行う。

2 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を図る。

3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。

また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーターとして従事できる職員を確保するよう努める。

4 密集市街地にかかる地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、避難場所、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するように努める。

5 応急仮設住宅供給体制の整備

浸水等の災害リスクなど、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 各機関の建築物の耐震化の促進

「＜町が実施する対策＞ 1 (1) 町の建築物」に準ずる。

第2節 公共施設等の防災対策の推進（予防9）

【担当班】

建設産業班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・道路、河川にかかる公共施設等の耐震化、代替性の確保、多重化等の整備が十分でなく、地震災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策に障害が生じるおそれがある。



【この計画がめざす状態】

・町内のどの地域においても、地震災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、道路、河川にかかる公共施設の耐震化や多重化等の対策が進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	住民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 河川の防災・減災対策
その他の 防災関係機関	住民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 河川の防災・減災対策

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 道路の防災・減災対策

(1) 道路網の整備促進

大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、未整備で途中途切れている区間（ミッシングリンク）の解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、東海環状自動車道などの高規格幹線道路などや県直轄国道の整備を促進するよう働きかけるとともに、町管理道路等の整備の推進し、その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図る。

(2) 既存施設の計画的な維持管理及び防災・減災対策

大災害により発生が予想される道路の損壊として、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯・埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、ガス管・水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、高架橋や歩道橋等の橋梁の落橋等が想定されることから、落石等変状が発生した危険箇所について、路線の重要度や変状の状況等により優先度を考慮し、計画的な維持管理対策に努める。

また、緊急輸送道路上にある橋梁、跨道橋、跨線橋及び防災上重要な橋梁について、優先的に耐震対策を実施する。

(3) 緊急輸送体制の確保

「第4章 第1節 輸送体制の整備 第3項<町が実施する対策> 1 (1) 緊急輸送体制の確保」に基づき、緊急輸送体制の確保を図る。

2 河川の防災・減災対策

(1) 河川管理施設の地震対策

本町の河川改修はほぼ完了しているが、今後起こり得る災害に備え、必要に応じ維持管理に努めるとともに耐震性を強化し、地震災害に対処し得る体制の整備に努める。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 道路の防災・減災対策（道路管理者）

「<町が実施する対策> 1 道路の防災・減災対策」に準ずる。

2 河川の防災・減災対策（河川管理者）

「<町が実施する対策> 2 河川の防災・減災対策」に準ずる。

第3節 危険物施設等の防災対策の推進（予防10）

【担当班】

危機管理班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・危険物施設等の地震対策について、“揺れ”対策については法令に基づく耐震化等の取組が進められている。



【この計画がめざす状態】

- ・危険物施設等について耐震性が確保されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町（消防機関）	危険物施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震化の強化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第3項 対策

■ 町が実施する対策

＜消防機関が実施する対策＞

1 危険物施設

(1) 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し、次のとおり指導する。

① 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

- ② 取扱作業従事者に対する指導等
危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。
- (2) 施設の耐震化の促進
施設の耐震化の強化を促進する。
- (3) 防災訓練の実施等の促進
施設の特異性に合った防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

■ 危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

1 施設の耐震化の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化の促進に努める。

2 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会等保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄をして、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

3 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

4 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特異性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

第4節 地盤災害防止対策の推進（予防11）

【担当班】

危機管理班、情報収集・企画班、救助班、建設産業班、上下水道班、教育班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・地震の揺れに伴って発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、さらなる推進が求められている。



【この計画がめざす状態】

- ・地盤災害の対策に資する事業が着実に進められ、発生した場合に特に大きな人的被害をもたらす可能性が高い地盤災害への対策が適切に講じられている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
町	(1) 土砂災害対策 (2) ため池改修事業 (3) 液状化対策
その他の防災関係機関	(1) 崩壊危険地域の災害防止

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。

- ① 避難所の設置
- ② 避難指示等の発令時期決定方法
- ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- ④ 避難誘導責任者
- ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
- ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握
- ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール
- ⑧ その他必要事項

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 ため池改修事業

ため池は、水田の水源として重要な役割を果たしているが、老朽化が進み、災害防止上、緊急度が高いため池から改修工事に努める。

3 液状化対策

(1) 地盤データ等に基づく液状化危険度の把握

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であることから、地盤の液状化危険度調査を実施し、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

(2) 被害防止対策の実施

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(3) 小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 崩壊危険地域の災害防止

(1) 国道防災事業（中部地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備（予防12）

【担当班】

危機管理班、建設産業班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・大規模災害時の陸上輸送にかかる現在の緊急輸送体制について、広域支援を想定した検証が十分でない。



【この計画がめざす状態】

- ・南海トラフ地震の被害想定や広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び航空輸送にかかる緊急輸送体制の見直し及び整備が着実に進められている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町		(1) 緊急輸送体制の確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送・運搬等を担う 防災関係機関等	町及び関係機関 等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 町における対策

(1) 緊急輸送体制の確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送体制の確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

(2) 陸上輸送対策

① 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。また、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い緊急輸送道路網の整備を図る。

② 緊急輸送道路機能の確保

国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の体制整備を推進する。

また、緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化等の促進を図る。

発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(3) 航空輸送対策

① 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ（一社）三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■ その他防災関係機関が実施する対策

＜（一社）三重県トラック協会の対策＞

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 協会員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- ② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」における町と協会との連絡体制の整備を図る。
- ② 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、災害時に町から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制等の整備を図る。
- ③ 町が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

＜その他協定締結事業者及び事業者団体の対策＞

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 協定に基づく体制の確立

- ① 協定における町と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。
- ② 協定に基づき、災害時に町から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。
- ③ 町が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13）

【担当班】

危機管理班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 地震の規模や発生の時間帯によっては、必要な数の職員が確保できずに災害対策本部の立ち上げが遅れる可能性がある。また、大規模地震発生時の公的施設等の使用目的が定められておらず、発災時及び発災後の混乱が予測される。



【この計画がめざす状態】

- どの時間帯に地震が発生しても、必要な職員を早期に確保して災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、発災時の公的施設等の使途が明確に定められており、各班や施設管理者等が的確に災害対応にあたることのできる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町		(1) 災害対策本部機能等の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実 (3) 職員への防災教育・防災訓練の実施 (4) 職員の防災対策の推進
	消防関係機関	(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化

第3項 対策

■ 町が実施する対策

<町（災害対策本部）を対象とした対策>

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

- 町災害対策本部は、町役場西庁舎に置く。
- 発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備（再生可能エネルギーの活用を含む）等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保等の整備に努める。

- ③ 大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないように、災害対策本部機能を有する代替施設の整備に努める。
- ④ 住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、町災対本部に隣接した場所に報道用スペースの設置を検討する。
- ⑤ 災害時における的確な情報の収集、伝達を確保するため、次の通信設備の整備を行う。
 - ・ 町防災行政無線
 - ・ 東員町公式 Twitter
 - ・ 緊急電話・FAX
 - ・ 三重県防災行政無線（以下、「県防災行政無線」という。）
 - ・ 一般加入電話（災害時優先電話）
 - ・ 町行政情報等メール配信サービス
 - ・ 衛星携帯電話

(2) 物資・資機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、町災対本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、次の物資等について計画的に必要な量の備蓄に努める。

町災対本部職員用の物資	食料・飲料水・仮設トイレ・寝袋等
災害対策活動用の物資・資機材	投光器、発電機、チェーンソー、担架、スコップ、バール等

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

2 職員参集体制の整備・充実

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備、職員への防災一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員に指定し、災害時における初動体制を確立する。

さらに、救出・救助対策、救援物資の提供、医療対策及び輸送対策等、特に重要な初動対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて職員参集体制の見直しを図っていく。

3 職員への防災教育・防災訓練の実施

職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、防災人材育成を図る。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

ア 防災人材育成において向上させるべき能力

- ① 災害（被災）イメージ力
- ② 災害対応の全体像把握力
- ③ 心構え
- ④ 災害対応のマネジメント能力
- ⑤ 個別業務の処理能力

イ 防災人材育成の際に盛り込む事項

- ① 過去の災害記録
- ② 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ③ 地震に関する一般的な知識
- ④ 南海トラフ地震臨時情報に関する知識
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的なとるべき行動に関する知識
- ⑥ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- ⑦ 職員等が果たすべき役割
- ⑧ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑨ 職員が各家庭において実施すべき地震対策
- ⑩ 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証
- ⑪ 町が定めた各種計画や指針

ウ 災害時に迅速、的確な行動がとれるよう活動指針を作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

4 職員の防災対策の推進

職員は、「第1章 第1節 住民や地域の防災対策の促進」において住民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定等、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

＜消防機関を対象とした対策＞

1 消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、青年・女性層の参加促進等活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。

(2) 消防用設備の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14）

【担当班】

危機管理班、情報収集・企画班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 発災直後（特に夜間等）の町の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。



【この計画がめざす状態】

- ・ どの時間帯に地震が発生しても、町災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、町防災関係機関において整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、放送事業者等		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 地震災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。

特に要配慮者や孤立想定地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

イ 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

ウ 多様な情報収集手段の整備

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機・ドローン等多様な情報収集手段を活用できる体制を確立するとともに、ヘリコプターからの画像伝送装置、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速的確な被災現場情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

エ 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築するよう努める。

また、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、集めた情報を防災対策に生かすよう努める。

(2) 被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災行政無線の整備等

町防災行政無線等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、要配慮者や孤立想定地域にも配慮した多様な手段の整備に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の耐震対策に留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

ウ 緊急速報メール等情報提供手段の検討

避難に関する情報を、対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

2 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用(基本法第57条)及び優先使用(同法第79条)について西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■ その他の防災関係機関が実施する対策(通信事業者、放送事業者)

<固定通信事業者、移動通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<放送事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保（予防 15）

【担当班】
救助班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定されるが、これに対応できる応急医療体制の整備が十分ではない。また、これに対応できる初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動をコーディネートする機能が十分でない。



【この計画がめざす状態】

・地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保
	住民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
住民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

ア 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、公共施設及び空地を考慮に入れ、町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておく。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について、いなべ医師会と協議して計画を定める。軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておくものとする。

なお、地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

いなべ医師会等が編成する医療救護班の編成基準は、おおむね次のとおり。

医 師	1～2名（うち1名は班長）
看護師又は保健師	2～5名（うち1名は看護師長）
事務職員等	1～2名

ウ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

エ 医薬品等の確保体制

救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

医療、助産の実施に必要な医薬品・衛生材料等は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局、薬店から調達するものとする。

オ 医療機関への協力要請

町の行う救護活動において、町だけでは対応できない場合には、いなべ医師会を通じて町内医療機関に対する応援要請の確立体制を図るとともに、協定等の締結を検討するものとする。

カ 後方医療機関との連携

災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、症状の程度により治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合に応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び災害拠点病院、救急病院等の医療機関の役割分担の整備を図る。

(2) 医療・救護機能の確保

災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

町長は、あらかじめ医療施設の利用について医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成等災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2 住民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針等について、訓練等を通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】

医療圏	災害拠点病院		災害医療支援病院
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	
北勢	県立総合医療センター	厚生連三重北医療センター いなべ総合病院	青木記念病院
		桑名市総合医療センター	
		市立四日市病院	四日市羽津医療センター
			厚生連三重北医療センター 菰野厚生病院
		厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿回生病院
			亀山市立医療センター
役割・必要機能等	・ 重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・ 重症傷病者の受入機能 ・ DMA T等の受入機能 ・ 広域搬送への対応機能 ・ DMA Tの派遣機能 ・ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能 基幹災害拠点病院は、災害医療に関して、県の中心的な役割を果たし、研修を行うなど県内の地域災害拠点病院の機能強化を図る		・ 災害拠点病院と連携し、又は支援し、主として被災地内の傷病者の受入れ及び搬送にあたる等、地域における必要な医療救護活動 ・ 医療救護班を派遣する体制の確保と様々な状況に応じた医療救護班の派遣 ・ 必要に応じて地域の医療機関等への応急用資器材の提供

■ 災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

町の「医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

ア 災害薬事コーディネート機能の確保

町災対本部に招へいする本部災害薬事コーディネーターや地方部に招へいする地域災害薬事コーディネーターによるコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。

なお、災害薬事コーディネーターは、被災地において必要とされる医薬品・衛生材料等が迅速かつ円滑に供給されるよう、薬事に関する助言等を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

イ 医薬品・衛生材料等の備蓄

災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄するとともに、関係機関に流通備蓄を委託することにより県内各地域をカバーする。

ウ 医薬品・衛生材料等の調達・分配

- ① 町が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の救護所等へ供給するとともに医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。
- ② 必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。
- ③ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。
- ④ 透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

町の「医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■ 住民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

第4節 応援・受援体制の整備（予防16）

【担当班】

危機管理班、総務班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 県外及び県内の遠隔地方公共団体等からの応援を受入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備が十分でない。また、町内での応援体制についても十分な調整がなされていない。



【この計画がめざす状態】

- ・ 町内に広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、町内での災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町		(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。

なお、県外における災害に対する応援についても同様とする。

現在、町は、県内各市町と「三重県市町災害時応援協定」、大台町と「災害時相互応援協定」を締結しているが、より一層の協力体制の充実を図るものとする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、県外における災害に対する応援についても同様とする。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

自衛隊・消防・警察等からの応援を円滑に受けられるよう、救助活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を図る。

(2) 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制

消防組織法第44条に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、消防本部、町間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定に努める。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備（予防17）

【担当班】

危機管理班、総務班、救助班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄及び調達計画、救援物資等の受入計画、並びにこれら物資の供給計画が未整備で、準備体制が十分でない。



【この計画がめざす状態】

- ・ 大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入れ・供給にかかる計画が整備され、計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町		(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入れ・供給体制の構築 (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄 (3) 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄
	事業者及び事業者団体等	(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築
	住民	(1) 家庭における災害用備蓄の促進 (2) 地域における災害用備蓄の促進

【共助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等	町	(1) 災害時用物資等の供給体制の構築 (2) 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築
地域		(1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
住民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 町における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入れ・供給体制の構築

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。なお、物資や資機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

(2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘案し、地域内輸送拠点（町物資拠点）を確保するとともに災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。

(3) 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄

災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等（食料等を含む）の備蓄を図る。

(4) 県等関係機関との情報共有

避難所、地域内輸送拠点（町物資拠点）、災害時用物資備蓄状況等について、平時より県等の関係機関と情報共有を図る。

2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達体制を強化する。

ア 食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに、町が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

イ 生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに、町が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

3 住民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進

住民に対して各家庭における発災後3日以上（できれば7日分）の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所等、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

■ 災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等が実施する対策

1 災害時用物資等の供給体制の構築

町と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに、町の実施する防災訓練等への協力に努める。

2 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

町と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、町の実施する防災訓練等への協力に努める。

■ 地域が実施する対策

1 避難先等への災害用備蓄品等の確保

浸水が想定される地域等においては、避難所や避難場所等、避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

■ 住民が実施する対策

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後3日以上（できれば7日分）の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防18）

【担当班】

危機管理班、総務班、情報収集・企画班、住民・衛生班、建設産業班、上下水道班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が不十分で、各々の機関の個別の防災対策活動に頼ったライフライン対策にとどまっている。



【この計画がめざす状態】

- ・ ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町	施設利用者	(1) 上水道施設（町管理）を対象とした対策 (2) 下水道施設（町管理）を対象とした対策

【共助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備

三重県石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 協定に基づく体制の確立
-----------	--

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
住民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 上水道施設(町管理)等を対象とした対策

上水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の各市町等との連絡、協調に努める。

(1) 耐震性の強化

上水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、施設の耐震化を行う。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるように、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

上水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、町の運搬給水への支援策として、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

「三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21 締結）」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

2 下水道施設(町管理)を対象とした対策

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じる。

(1) 耐震性の強化

耐震性が低い施設において、優先度に応じ順次耐震化を図る。また、下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置を備えるなど災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 被災の可能性が高い地域の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地域の把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）する。

(3) 下水排除の制限

下水処理場又は管渠の損壊等により処理不能となった場合、町は住民に対し下水排除の制限を行う。

(4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理

管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保、また主管部局と協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

(5) 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・市町間及び広域応援等の相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

■ ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策及び耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 長期停電への対策

県・町と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

＜都市ガス事業者の対策＞

1 設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策

災害時の被害軽減、安全性強化を図るため、施設・設備の耐震性強化策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

① 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

＜L P ガス事業者の対策＞

1 設備面の災害予防

L P ガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、L P ガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。また、耐震性機器の設置を促進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

(一社)三重県L P ガス協会いなべ協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、いなべ協議会内による緊急動員体制を整備する。また、町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

＜固定通信事業者の対策＞

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保＜その他の防災関係機関が施す対策＞固定通信事業者の対策」に準ずる。

＜移動通信事業者の対策＞

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保＜その他の防災関係機関が施す対策＞移動通信事業者の対策」に準ずる。

＜鉄道事業者の対策＞

1 平常時の防災・減災対策

（三岐鉄道株式会社）

地震発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合迅速な復旧を図り、輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

(1) 施設の耐震性強化

地震に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の耐震性の強化を計画的に進める。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の乗客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での地震対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 地震情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

(4) 地震計の設置

沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

また、迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信設備の整備拡充を図る。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者の対策＞

1 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の乗客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での地震対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 地震情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ③ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

浸水予想区域内にあっては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

また、バス車両無線の全車両搭載への計画的取組を行う。

＜三重県石油商業組合の対策＞

1 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

- ① 災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
- ② 町災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 協定に基づく体制の確立

(1) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における町と組合との連絡体制の整備を図る。
- ② 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に町から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について整備を図る。

■ 住民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

住民は、地震によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

第7節 防災訓練の実施（予防19）

【担当班】

危機管理班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 図上訓練では、新たな災害対策本部体制における各班の任務の分担や防災関係機関との連携・機能が十分検証できていない。
- ・ 実動訓練では、発災後の様々な場面展開（発災後の被災者のニーズ変化など）を想定した訓練が実施できていない。



【この計画がめざす状態】

- ・ 図上訓練では、総務班を中心とした町災対本部の機能が十分に発揮され、災害対応力が段階的に高められていく訓練を実施している。
- ・ 実動訓練では、住民・地域等が主体となる自助・共助から防災関係機関が連携する公助までの一連の訓練を、発災直後から応急対策時期までの地域特性に応じた様々な場면을想定して実施している。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目
町		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	自主防災組織等	(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 町・県等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
住民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■ 町が実施する対策

町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、避難行動要支援者や女性、事業所等、多様な主体の参画に努める

1 多様な防災訓練の実施

(1) 基礎訓練

防災関係機関は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、土砂災害防災訓練その他の訓練を継続的に実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力等を養うものとする。

なお、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(2) 総合防災訓練

(1) に掲げる基礎訓練を組合せ、町、消防機関及びその他の防災関係機関や、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者を含めた住民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害を想定した有機的、総合的な訓練を継続的に実施し、防災体制の強化に努めるものとする。

防災訓練の実施内容は、おおむね次のとおり。

① 図上訓練

図上訓練は、災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するためのもので主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施項目は、概ね次のとおりとする。

ア 災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置計画

イ 災害応急対策用資機材及び救助物資等の緊急輸送対策

ウ 災害時を想定した当該地域の緊急避難訓練等

エ 町災対本部の活動訓練等

② 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が迅速かつ的確に発揮できるよう、防災技術の鍛錬を図るためのものであり、訓練課題には次のものが挙げられる。

ア 警報の伝達及び通信訓練

イ 災害防御訓練

(ア) 大火災の消火訓練（消防訓練）

(イ) 水害時の土のう積載訓練（水防訓練）

ウ 避難訓練

エ 救急・救助訓練

オ 災害応急復旧訓練

(ア) 道路の交通確保訓練

(イ) 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練

(ウ) 堤防の応急修復訓練

(エ) 通信及び上水道等ライフラインの応急修復訓練

(オ) 防疫及び清掃等の訓練

(カ) 災害広報の訓練

(キ) その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

③ 訓練方法

図上訓練・実地訓練について総合的に町防災会議が関与して行う方法と、それぞれの災害予防責任者が責任をもって実施する方法のとおりとする。

④ 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

ア 伝達方法、内容の確認点検

イ 発受時間及び集合所要時間の確認点検

ウ 集合人員の確認点検

エ その他必要事項の確認点検

(3) 広域合同防災訓練

町は、近隣市町との相互の応援体制を確立するために、大規模な災害が発生し、被災市町等が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練を実施する。

(4) 通信連絡訓練の強化検討

大規模な災害が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、東員町アマチュア無線ボランティアの協力を得て、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取入れを検討する。

(5) 非常通信訓練

災害時における防災活動を的確に行うためには、正確な情報を迅速に伝達、収集することが重要であるが、災害によって有線通信系が途絶したり、無線通信設備に支障が生じることも予想されることから、各機関が所有する通信施設を活用し、円滑な通信の運用を確保するため訓練を継続的に実施する。

(6) その他の訓練

町及び防災関係機関は、災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努める。

(7) 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じ、次の訓練に反映させるように努める。

(8) 住民等が実施する防災訓練への支援

町は自治会や自主防災組織、企業、防災ボランティアグループが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力し、支援する。また、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含め多くの住民の参加を図る。

(9) 自主防災組織訓練への支援

自主防災組織や事業所等が計画に従い実施する訓練について積極的に協力し、支援する。

訓練にあたっては、防災関係に従事する町職員及び防災関係者を派遣して、初期消火訓練や避難、救護、炊出し等を指導し、災害発生時の被害を最小限に防除し得るよう努める。

※ 非常時に有効な訓練例

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ・ 消火器・消火栓等の取り扱い訓練 | ・ 倒壊家屋等からの救出訓練 |
| ・ 負傷者の手当及び救命訓練 | ・ 飲料水の確保訓練 |
| ・ 炊出し訓練 | ・ 要配慮者の参加する避難訓練 |

2 県の防災訓練への協力・参画

県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

3 自主防災組織等を対象とした対策

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所等の多様な主体の参画を図るよう働きかける。

■ 企業・事業者等の対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、町、地域、県が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

■ 自主防災組織等の対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した訓練になるよう工夫する。

また、訓練への要配慮者や女性、事業所等、多様な主体の参画に努める。

2 町・県等の防災訓練への協力・参画

町や県等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■ 住民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

地域等の避難所運営訓練等の防災訓練への参画に努める。特に要配慮者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参画するよう努める。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防 20）

【担当班】

住民・衛生班

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 住民の生活環境を保全し、地域の早期復旧・復興のために迅速かつ適正な処理を目的として、町及び県で災害廃棄物処理計画が策定されているが、計画の実効性を高めるため、平常時からの対策が重要である。



【この計画がめざす状態】

- ・ 町及び県で策定された災害廃棄物処理計画に基づき、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
町	(1) 教育訓練の実施と町災害廃棄物処理計画の継続的な見直し (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物処理施設の耐震対策等

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の見直し

町災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、平常時から職員の訓練や研修等を実施するとともに、町地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県と必要な調整を行う。

また、広域的な協力体制に努める。

(2) 応援体制の整備

震災による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県市町村や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の耐震対策等

(1) 管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から地震災害対策を十分に行っておく。

また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を行う。

第3部 発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 活動体制の整備（発災1）

【担当班】

危機管理班、情報収集・企画班、総務班

第1項 活動方針

- 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、町災対本部の設置等、必要な体制をとる。
- 町災対本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 町災対本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための配備体制	危機管理班	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
災対本部の設置	危機管理班	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
災対本部会議の開催	危機管理班	【発災直後及び随時】 発災後速やかに第1回を、 その後必要に応じて	・気象予警報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
災害発生時の情報収集	情報収集・企画班	【発災直後】 災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等 (関係機関、各班)
災害対策職員の健康管理	総務班	【発災2日後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等 (各班)

※ 「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 町の活動体制

町に震災が発生した場合は、町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。また、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

(1) 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

- ① 配備基準（参集基準）
- ② 組織体制
- ③ 組織内の事務分掌
- ④ 職員動員伝達系統

(2) 配備基準（参集基準）

町災対本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配備の体制を整える。

① 準備体制

災害が発生又は予想される場合で、事態の推移に伴い、速やかに町災対本部を設置するための前段階として、次の基準により準備態勢をとる。

② 警戒体制、非常体制

町災対本部は、災害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、次の基準により警戒体制又は非常体制をとる。

地震災害時の配備基準

種 別	配 備 内 容	配備人員	災対本部	配 備 時 期
第1配備 (準備体制)	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制	各課から 2名	災対本部 設置	1 町内に震度4を観測する地震が発生したとき。 2 県内（本町を除く）に震度5強以上の地震が発生したとき。
第2配備 (警戒体制)	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制	各課から 2分の1 の人員	災対本部 設置	1 町内に震度5弱を観測する地震が発生したとき。 2 地震により災害が発生した場合で、本部長（町長）が必要と認めたとき。
第3配備 (非常体制)	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、町の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制	全職員	災対本部 設置	1 町内に震度5強以上を観測する地震が発生したとき。 2 地震に関する甚大な災害が発生した場合で、本部長（町長）が必要と認めたとき。

(3) 町災対本部の設置

町域に地震等による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めたとき、町長は、東員町災害対策本部条例に基づき、町災対本部を設置する。

① 町災対本部の設置基準

- ア 町内に震度4以上を観測する地震が発生したとき。
- イ その他地震に関する災害で、町長が必要と認めたとき。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

② 廃止

町域内に震災の拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したとき。

③ 町災対本部の設置及び解除の公表

町災対本部を設置し、又は解除したときは、直ちに関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、町防災行政無線、町ホームページ、町行政情報メール、電話、広報車その他の迅速な方法で周知する。

④ 町災対本部の設置場所

- ア 町災対本部は、役場西庁舎内に置く。
- イ 町災対本部には、町災対本部の所在を明確にするため「東員町災害対策本部」の掲示をする。

⑤ 組織の概要

- ア 町災対本部に、本部長、副本部長、各組織の部長、班長及び班員を置く。
- イ 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。また、各部長は予め本部長が指名した者を充てるものとし、各班長は、予め各部長が指名した者を充てるものとする。
- ウ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を担当する。
- エ 町災対本部の組織及び所掌事務は、東員町災害対策本部の組織及び所掌事務のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各班の相互応援体制をとるものとする。

⑥ 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、各部長及び班長で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部会議の開催

本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認める時は、本部会議を招集するものとする。

ウ 本部会議の協議事項

- (ア) 災害予防に関する事項
- (イ) 災害応急対策の実施の推進に関する事項
- (ウ) その他本部長が必要と認める事項

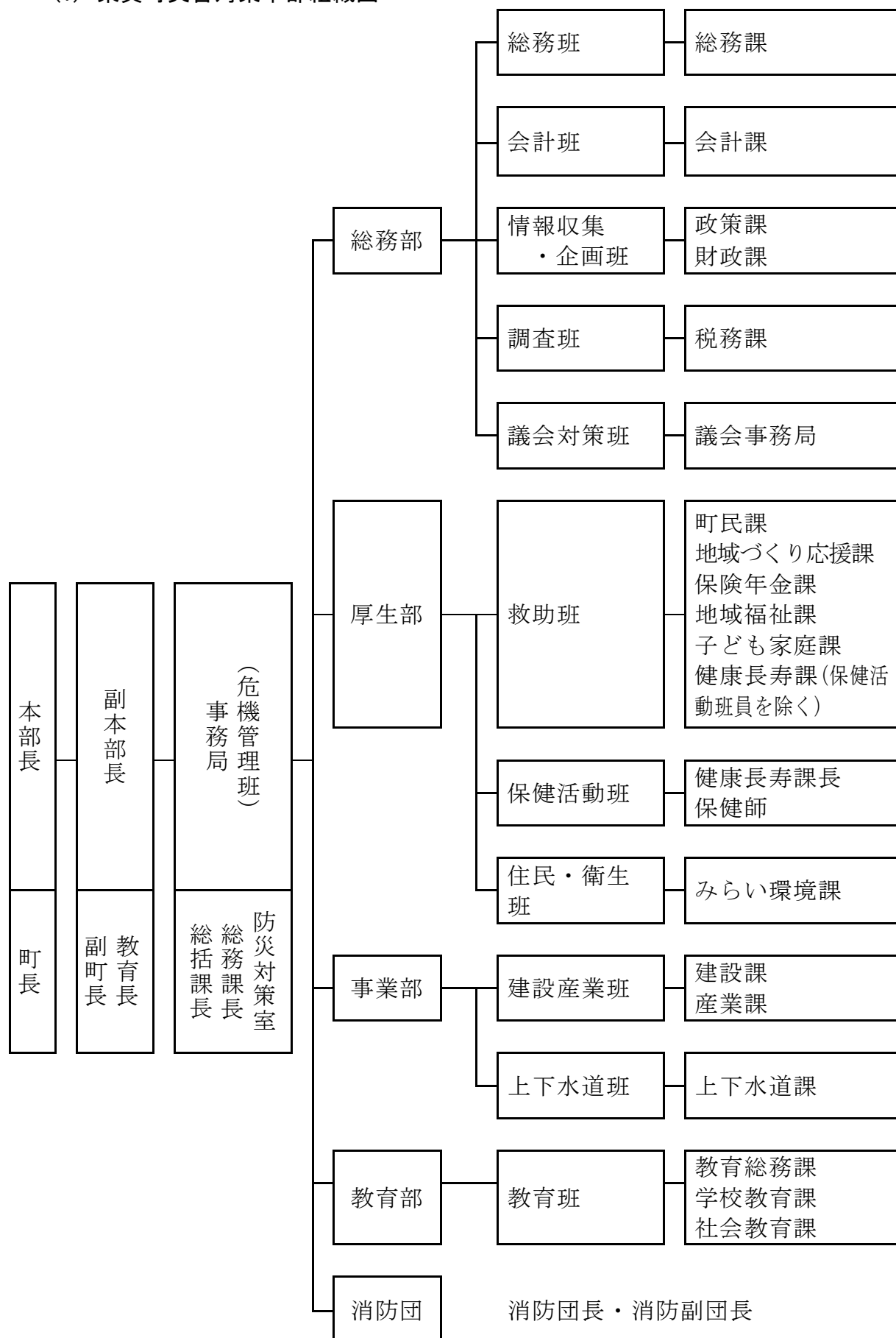
⑦ 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

- | | |
|------|------|
| 第1順位 | 副町長 |
| 第2順位 | 教育長 |
| 第3順位 | 総括課長 |

2 東員町災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 東員町災害対策本部組織図



(2) 東員町災害対策本部所掌事務

① 各課に共通する事務分掌

- 1 課内職員の動員、配備等に関する事。
- 2 各課及び課内の連絡調整に関する事。
- 3 所管施設の防災活動、応急復旧等に関する事。
- 4 所管する業務に関する事項に関する事。
- 5 所管施設の被害状況調査及び取りまとめに関する事。
- 6 班内の応援に関する事。
- 7 他の部及び班への応援、協力要請等に関する事。

② 各班の事務分掌

部 名	班 名	課 名	所 掌 事 務
事務局	危機管理班	総務課 (防災対策室)	1 本部の運営に関する連絡調整及び庶務に関する事。 2 本部長の命令伝達に関する事。 3 各部との連絡調整に関する事。 4 町防災会議との連絡調整に関する事。 5 気象予警報、情報等の受理・伝達に関する事。 6 避難の指示等に関する事。 7 防災行政無線・防災通信ネットワークの通信確保に関する事。 8 被害情報のとりまとめ及び県への報告に関する事。 9 消防・防災関係機関との連絡に関する事。 10 自衛隊の派遣要請及び撤収要請に関する事。 11 災害救助法の適用実施に関する事。
総務部	総務班	総務課	1 庁舎内通信施設等の確保に関する事。 2 職員の動員及び派遣に関する事。 3 県、他市町、関係機関等との協議及び応援等に関する事。 4 技術員等の雇上げに関する事。 5 町有車両の配車及び民間車両の借上げに関する事。 6 本部の事務に必要な物品等の調達に関する事。 7 職員の健康管理に関する事。 8 職員のり災給付に関する事。
	会計班	会計課	1 義援金、見舞金等の取り扱い及び保管に関する事。 2 災害救助等に要する経費の経理に関する事。

部 名	班 名	課 名	所 掌 事 務
総務部	情報収集・企画班	政策課 財政課	1 被害情報の収集に関すること。 2 災害関係の広報広聴活動に関すること。 3 ホームページでの情報提供に関すること。 4 災害時における電子計算システムの管理及び復旧対策に関すること。 5 災害の記録に関すること。 6 災害復興計画に関すること。 7 行政への災害見舞者及び現地視察の対応に関すること。 8 本部長の秘書に関すること。 9 災害対策予算の編成に関すること。
	調査班	税務課	1 被災者台帳に関すること。 2 家屋等の被害調査に関すること。 3 り災証明に関すること。 4 災害による町税減免措置に関すること。
	議会対策班	議会事務局	1 災害時における議会議員との連絡調整に関すること。 2 災害時における議会活動に関すること。
厚生部	救助班	町民課 地域づくり 応援課 保険年金課 地域福祉課 子ども家庭課 健康長寿課 (保健活動班員を除く)	1 被災者台帳に関すること。 2 所管避難所（福祉避難所を含む）の開設及び管理に関すること。 3 食料の調達、炊出しに関すること。 4 被服、寝具、その他生活必需品の給付及び貸与に関すること。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 6 福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 7 ボランティアの受入れに関すること。 8 義援物資の受入れ、配分等に関すること。 9 災害による保険料の減免措置に関すること。 10 被災者に対する生活福祉資金等の貸付けに関すること。 11 避難者名簿の作成に関すること。 12 被災者の身元調査及び照会に関すること。 13 死体の埋火葬、許可、保護に関すること。 14 住民活動の支援に関すること。

部 名	班 名	課 名	所 掌 事 務
厚生部	保健活動班	健康長寿課 子ども家庭課 (健康長寿課長 及び保健師)	1 要配慮者対策に関すること。 2 災害対策用医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の確保に関すること。 3 医師会、医療機関との連絡調整に関すること。 4 災害時の住民相談（心のケアを含む）に関すること。 5 災害時の食品衛生に関すること。 (感染症予防) ※活動内容の詳細は東員町災害時保健活動マニュアルに基づくこととする。
	住民・衛生班	みらい環境課	1 仮設トイレの調達及び設置に関すること。 2 災害時の廃棄物及びし尿処理に関すること。 3 災害時の清掃、消毒に関すること。 4 災害時の畜犬対策に関すること。 5 災害時の死亡獣畜の処理に関すること。
事業部	建設産業班	建設課 産業課	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 災害危険箇所の災害防止及び応急復旧に関すること。 3 応急、復旧資機材の調達、確保に関すること。 4 災害対策に伴う交通規制及び障害物の除去等交通安全に関すること。 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 6 応急仮設住宅の建設に関すること。 7 建設、土木関係団体との連絡調整及び労働力の確保に関すること。 8 地すべり、治山等の災害対策に関すること。 9 農地及び農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること。 10 農作物関係の被害調査及び災害対策に関すること。 11 家畜の防疫及び被害調査に関すること。 12 被災農家への災害融資及び農業に対する助言に関すること。 13 商工業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 14 被災商工業者等に対する融資に関すること。 15 農業、商工関係団体等との連絡調整に関すること。

部 名	班 名	課 名	所 掌 事 務
事業部	上下水道班	上下水道課	1 飲料水の確保及び供給に関すること。 2 上・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 上・下水道関係業者との連絡調整に関すること。
教育部	教育班	教育総務課 学校教育課 社会教育課	1 幼稚園児、保育園児、児童生徒の避難及び誘導等安全確保に関すること。 2 幼稚園施設、保育園施設、学校教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 所管避難所の開設及び管理に関すること。 4 災害時の学校給食に関すること。 5 災害時の炊出しの協力に関すること。 6 災害時における教職員及び教育（教材を含む）の確保に関すること。 7 被災園児、児童、生徒の被害調査及び保健管理（心のケアを含む）に関すること。 8 教職員のり災給付に関すること。 9 文教関係の義援金の受付け及び保管に関すること。 10 教育関係者との連絡調整に関すること。 11 社会教育・体育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 12 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 13 社会教育関係団体等の連絡調整に関すること。
消防団 (消防団長・副団長)			1 消防団員の動員に関すること。 2 消防、水防活動に関すること。 3 被災者の避難、誘導、救出に関すること。 4 死体及び不明者の捜索に関すること。 5 被害情報の収集及び報告に関すること。 6 避難所開設の協力に関すること。

(3) 初動体制

- ① 勤務時間外に震度 5 弱及び 4 以下の地震が発生した場合の初動体制
地震が発生した場合の動員は、原則として「＜町が実施する対策＞ 1 (2) 配備基準」に基づいて行う。
震度 5 弱及び 4 以下の時の初動体制は主に被害調査を行う。
- ② 勤務時間外に震度 5 強以上の大規模地震が発生した場合の初動体制
勤務時間外において震度 5 強以上の大規模な地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は自主的に参集する。

地震発生時のフローチャート

地震発生（震度5強以上）



参集準備

職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備を行う。



人命救助

職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後町災対本部に参集する。



参 集

- (1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、町災対本部に参集する。
- (2) 災害その他により、町災対本部に参集できない職員は、最寄りの本町機関に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。



被害状況の収集

職員は参集する際に被害状況の収集を行う。
ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。



被害状況の報告

- (1) 職員は収集した情報を各部長に報告する。
- (2) 各部長（又は次席者）は、集約した被害状況を災害対策本部長に報告する。



緊急対策班の編成

職員の参集率が低い又は低いと予想される場合は、必要により先着した職員から緊急対策班を編成（注1）し、順次初動に必要な業務（注2）にあたる。



緊急初動体制の解除

各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制（緊急対策班体制）を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

注1 緊急対策班の編成は、職員の参集率が低く各部で十分な人員を確保できない時、又は地震の規模から確保できないと予想される時は、各部の事務分掌に関わらず、順次参集した職員から班を編成する。

注2 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

ア 被害情報の確認、広報関係

（ア）広報車等による住民への呼びかけ

（イ）県、消防本部、警察等関係機関との連絡

- (ウ) 消防団、住民組織との連絡
- (エ) 被害調査班の編成
- (オ) 問い合わせ電話への対応
- イ 災対本部の設置
 - (ア) 本部室の設置と関係機関への周知
 - (イ) 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服）
 - (ウ) 本部員会議に関する準備、連絡
 - (エ) 広域応援要請の検討、決定
- ウ 避難所及び救護所の設置
 - (ア) 住民の避難状況の確認
 - (イ) 避難所の開設
 - (ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請
- エ 食料、物資の放出及び調達
 - (ア) 備蓄物資の放出
 - (イ) 関係団体、業者への調達手配
 - (ウ) 県、他市町への応援要請
- オ 上下水道、トイレ対策
 - (ア) 上水道の被害状況調査
 - (イ) 上水道の応急復旧
 - (ウ) 被災者への給水
 - (エ) 仮設トイレの確保、設置

(4) 職員動員伝達系統

① 動員計画

町災対本部の各部長は、配備基準に基づく各部の班別活動要員を確保するための計画を作成し、班長及び班員に周知徹底するとともに、本部長に計画書を提出しなければならない。

② 動員、配備の方法

本部長は、決定した配置体制をとるための動員指令を行い、所要人員の確保に万全を期するものとする。また、配備状況を県防災情報システムにより県に報告するものとする。

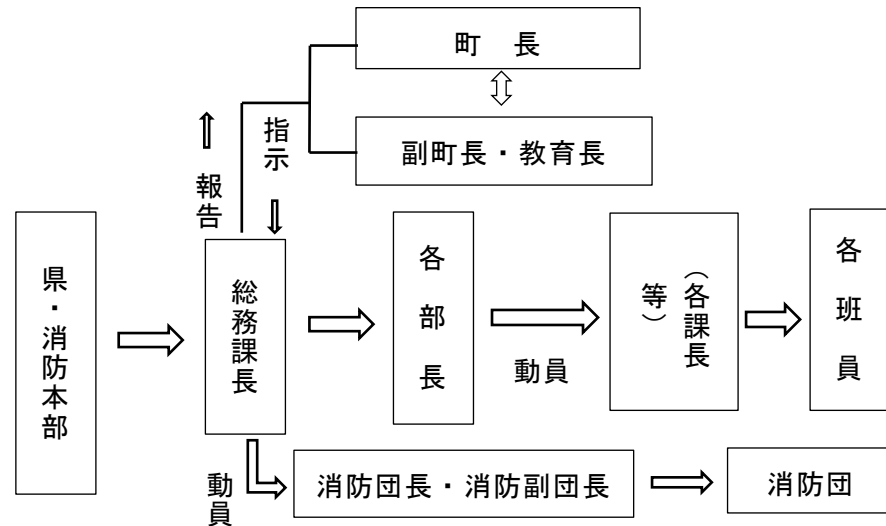
ア 動員の伝達方法

職員等への動員配備指令の伝達は、次により行う。

(ア) 勤務時間内における伝達

- a 災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、防災対策室長は総務課長に報告し、総務課長は本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、各部長にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。
- b 各部長は、各班長に直ちに連絡する。
- c 各班長は、直ちに関係職員に連絡し所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。
- d 総務課長は、消防団長・副団長に非常配備を伝達する。

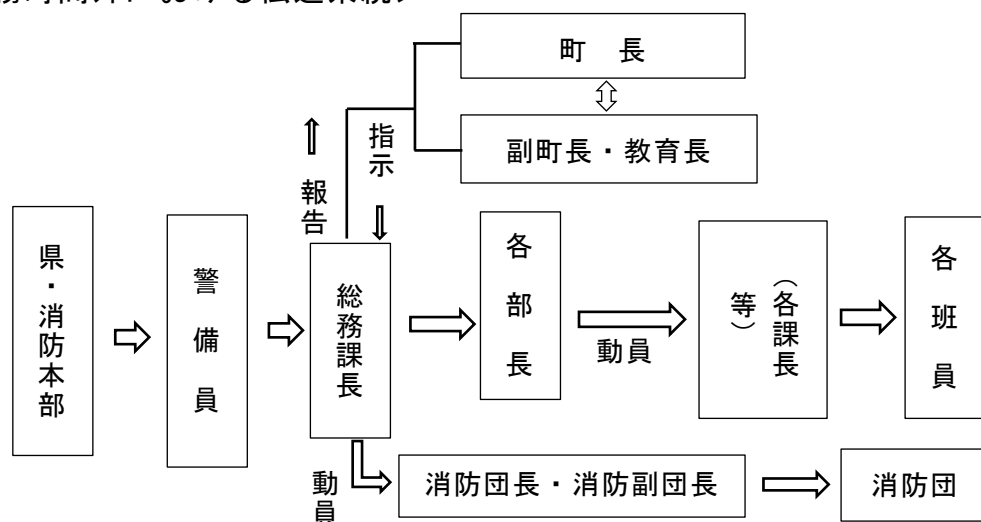
<勤務時間内における伝達系統>



(イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- a 総務課副課長(防災担当)は、非常配備に該当する地震が発生したときは、総務課長に報告する。総務課長は本部長及び副本部長に報告し、配備体制の指示を受け、各部長を通じて各班長に伝達する。
- b 総務課長は、消防団長・副団長に非常配備を伝達する。
- c 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- d 勤務時間外における配備指令の伝達は、町防災行政無線、防災ラジオ、職員メール、町行政情報メール、電話又は急使のうち最も敏速に行える方法による。
- e 各部長は、所属の各班員を円滑に招集するため、それぞれの部及び班において実情に即した連絡方法を定めておくものとする。

<勤務時間外における伝達系統>



イ 配備報告

各部長は、動員、配備を完了した時は、その状況を直ちに本部長に報告するものとする。

3 県緊急派遣チームとの連携

県災対本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

4 応援要請

「第5節 広域的な応援・受援体制の整備」を参照。

5 災害対策職員の健康管理

(1) 連続勤務の制限

災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。（1日2交替以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

第2節 通信機能の確保（発災2）

【担当班】

危機管理班、総務班

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下もしくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して情報の伝達を行う。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	危機管理班	【発災直後】 災对本部設置後速やかに	・ 通信設備設置機関(県、防災関係機関) ・ 固定通信網や移動通信網の事業者
通信途絶時の対応	危機管理班	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難なことを認知した時点	・ 通信設備設置機関(県、防災関係機関)
通信設備の機能維持	総務班	【発災72時間以内】 長期停電等のおそれが判明した時点	・ 通信設備設置機関(県、防災関係機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

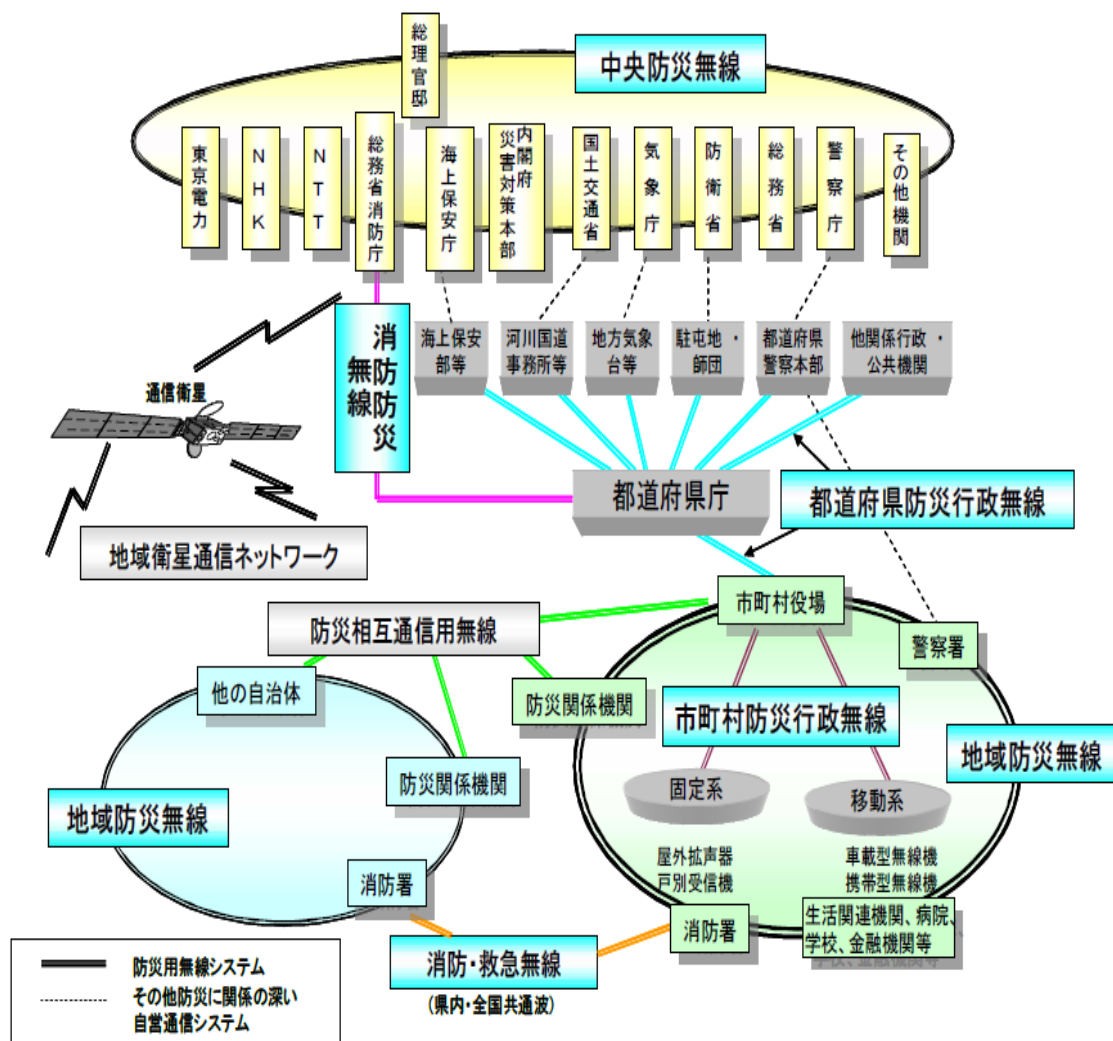
第3項 対策

■ 計画関係者共通事項等

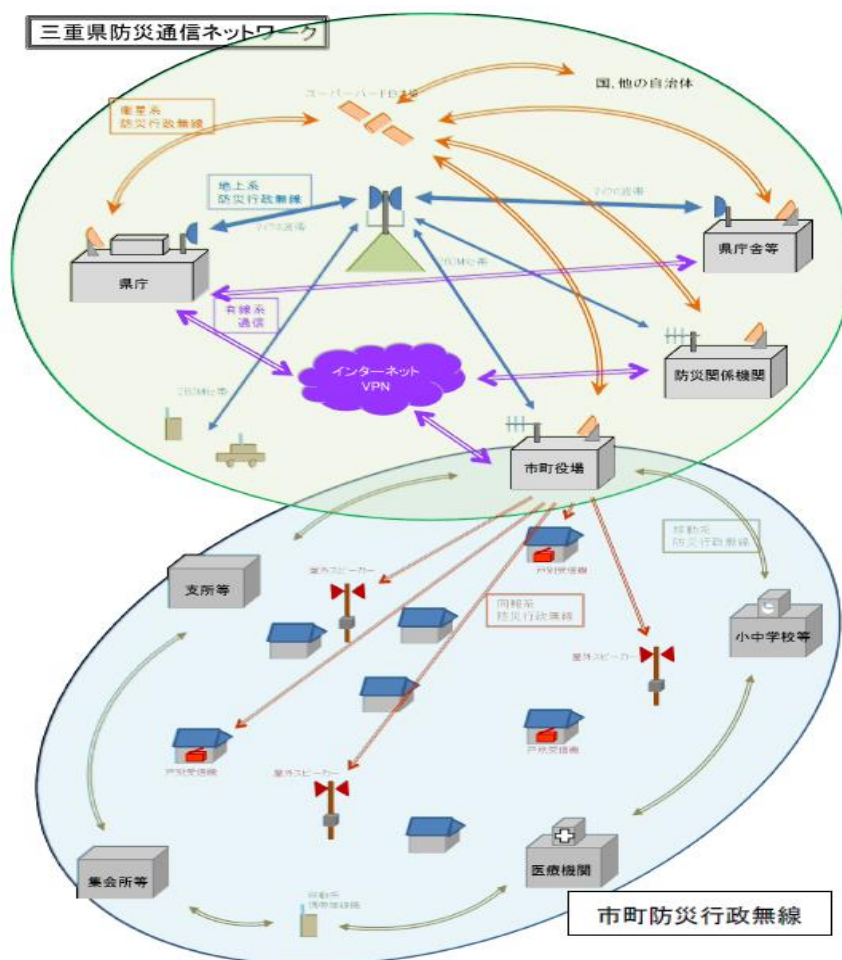
1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種 類	概 要	課 題
固定通信網、 移動体通信網 等	電話、FAX、 携帯電話等	一般的な通信手段で取り扱いが容易	災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	- 地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくく、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い - 有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能	地上系無線、有線系設備は地震に対し、相対的に弱く、衛星系無線は雨雲等の影響を受けやすい
町防災行政無線	地上系無線	住民へ屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と公用車等に配備する移動系からなる	地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	県、市町、国、全国自治体との間で直接連絡可能	雨雲等の影響を受けやすい
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される - 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関にアラートを通して提供するとともに、「防災みえ.jp」ホームページにより県民に情報提供を行う	災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
衛星携帯電話	衛星通信	通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	- 雨雲等の影響を受けやすい - 衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない
衛星インターネット通信機器	衛星通信	通信インフラの整備されていない場所での高速・大容量のインターネットの利用が可能	衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない

参考：全国の無線系統イメージ図（総務省ホームページより）



参考：県内無線系統イメージ図（三重県地域防災計画より）



■ 町が実施する対策

町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがある時は、避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネット、ホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、桑名地方部派遣チームとの連絡体制の確保を図る。

3 通信設備の機能維持

長時間停電等に備え、通信機器用非常発電設備の燃料確保等、通信設備の機能維持対策を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<固定通信事業者の実施する対策>

1 応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

- ① 対象地域に対するトラフィック（送受信されるデータ量）疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。
- ② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

イ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の町内外通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ・ 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ・ テレビ・放送回線の救済
- ・ 長期避難所への特設公衆電話設置

② 復旧方法

- ・ 移動無線機等の活用
- ・ 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
- ・ 中継送路のマイクロ方式による救済
- ・ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

① 対策

- ・ 重要加入者及び重要専用線の救済
- ・ 公衆電話の復旧

- ・ 孤立地域の通信途絶解消
- ② 復旧方法
 - ・ 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
 - ・ 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧
- (3) **第二次応急復旧**

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

＜移動通信事業者の実施する対策＞

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ① 設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
- ② 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ③ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- ④ 住民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要がある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関、放送事業者
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びMC A無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、町は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「<計画関係者共通事項等>災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある時で、通常の通信手段が途絶又は輻輳している時は、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信ルートを利用して通信する。

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 町災対本部への連絡員派遣

町災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を県災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下もしくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊への災害派遣要請等（発災3）

【担当班】
危機管理班

第1項 活動方針

- 住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
自衛隊災害派遣要請の要求	危機管理班	【発災3時間以内】 災対本部会議での意思決定 後速やかに	・ 被災状況 (各班)
受入体制の整備	危機管理班	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・ 派遣状況 (自衛隊)
経費の負担区分の協議	危機管理班	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・ 派遣状況 (自衛隊)
撤収要請	危機管理班	【支援が不要になった時点】 災対本部会議での意思決定 後速やかに	・ 活動状況 (自衛隊)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じた時は、桑名地域防災総合事務所長を経由し、知事（総括班）へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要する時は、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

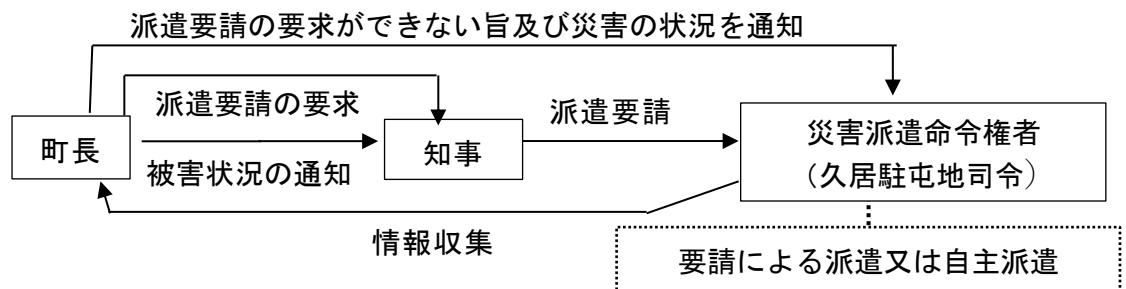
なお、町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊久居駐屯地司令に通知することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。

<緊急時派遣要請要求先電話番号>

名 称	電 話 番 号
三重県防災対策部災害対策課	059—224—2189
陸上自衛隊久居駐屯地	059—255—3133

《自衛隊災害派遣要請の要求イメージ》



《災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》

- 公 共 性 … 公共の秩序を維持するため、人命及び財産を社会的に保護する必要性があること。
- 緊 急 性 … さし迫った必要性があること。
- 非代替性 … 自衛隊以外に適切な手段がない。

- ① 災害が発生（公共性）し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施（緊急性）が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難（非代替性）であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り（公共性）、予防措置に急を要し（緊急性）、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない（非代替性）とき。

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- ① 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- ④ 住民の協力
- ⑤ 派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び町が協議して負担区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊久居駐屯地司令等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請を行う。

2 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱

災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱については、次のとおりとする。

(1) 航空機派遣要請の受入れ準備

- ① 派遣要請を行う場合は、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県(防災対策部災害対策課)に連絡を行うこと。
- ② ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- ③ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10m の $\odot$ 印を標示し、上空より降下場所選定に備えておくこと。
- ④ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点 15m 平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- ⑤ 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

(2) ヘリコプター臨時離着陸場一覧

指定 番号	所在地	名 称	緯度 経度	面積 (㎡)		離着 陸場 規模	避難 場所 指定	土地 表面	散水 の必 要性
			UTM グリッド*						
324 -01	東員町大字 六把野新田 557	東員第一中学校 グラウンド	N35° 04' 44	142	8,804	C	有	砂質	有
			E136° 36' 03	×					
			4594-8296	62					
324 -02	〃 大字 長深 700	三和小学校 グラウンド	N35° 03' 52	91	5,642	C	有	砂質	有
			E136° 34' 38	×					
			4382-8133	62					
324 -03	〃 大字 北大社 323	東員町スポーツ 公園陸上競技場 (ヘリ専用拠点)	N35° 04' 17	119	23,086	B	無	芝生	無
			E136° 34' 42	×					
			4391-8210	194					
324 -04	〃 城山 二丁目 1 番	東員第二中学校 グラウンド	N35° 06' 00	115	8,625	C	有	砂質	有
			E136° 36' 13	×					
			4616-8531	75					
324 -05	〃 大字 北大社 323	東員町スポーツ 公園陸上競技場 多目的グラウンド	N35° 04' 21	100	7,000	C	無	芝生	無
			E136° 34' 37	×					
			4378-8222	70					

(注) 離着陸場規模 A : 200×100m (20,000 ㎡) 以上…中型機 5 機 (大型機 2 機)

B : 150× 70m (105,00 ㎡) 以上…中型機 3 機 (大型機 1 機)

C : B 未満…中型機 2 機以下の対応

(注) UTM グリッド … 球形の地球を平面図に表す投影法 : UTM (Universal Transverse Mercator) ユニバーサル横メルカトル図法を決められたルールで緯度・経度方向にグリッド線を引いて縦軸・横軸の交点の座標で地球上の位置を特定するものです。この地域では「5 3 S P U」から始まります。

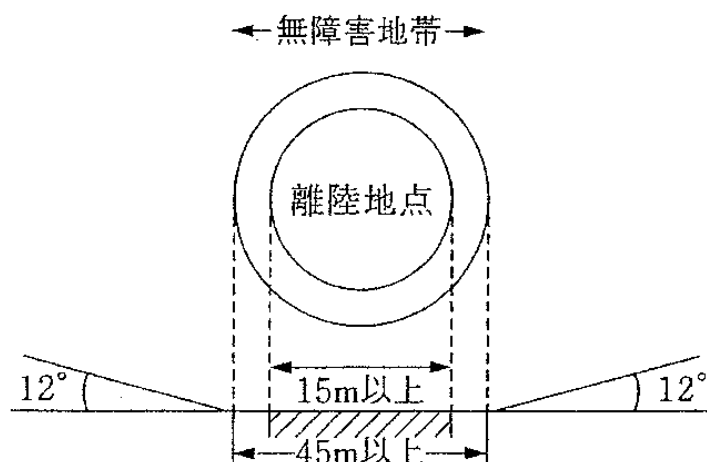
(3) ヘリポートの取り扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県(防災対策部災害対策課)にその概要(略図添付)を報告すること。

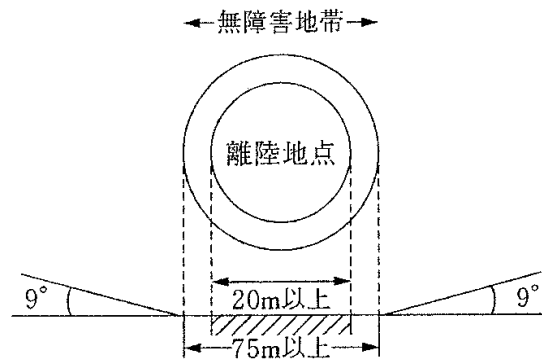
- ① 面積を変更した場合
- ② 地面に新しく建物又は建築物が施設された場合
- ③ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- ④ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- ⑤ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合、設定にあたっては次の事項に注意すること。
 - ア ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離着陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
 - イ 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
 - ウ 四方に仰角9度(OH-6の場合は12度)以上の障害物がないこと。
また離着陸に要する地積は(図1)に示すとおりである。
 - エ 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。
吹き流しの標準寸法は図の通りであるが、できれば小さいものでもよい。(図2)
 - オ 着陸地点には石灰等を用いて、 $\odot$ の記号を標示して着陸中心を示すこと。(図3)
 - カ 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
 - キ 大型車両等が進入できること。
 - ク 林野火災対策に使用する場合は、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)を考慮すること。
 - ケ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講じること。

図1 離着陸地積

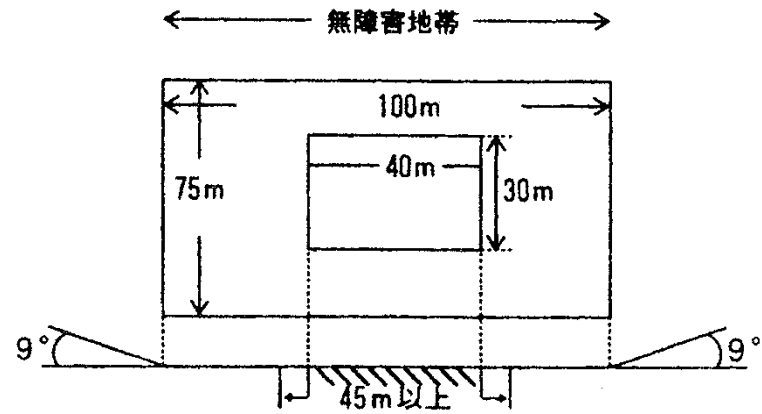
a 小型機(OH-6)の場合



b 中型機（UH—1）の場合



c 大型機（CH—47）の場合



※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

図2 吹流し

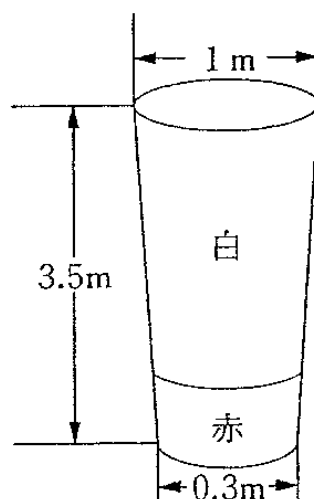
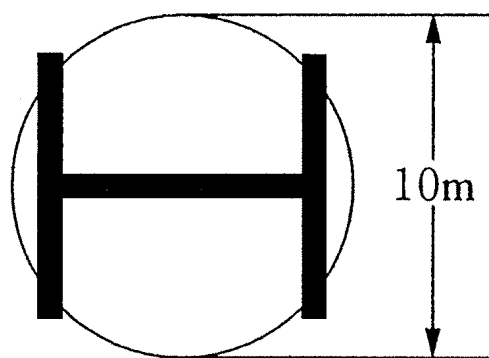


図3 ヘリポート



■ その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊久居駐屯地司令又は明野駐屯地司令等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- ① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- ② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 9災害派遣時に実施する救援活動）

- ① 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- ② 避難の援助（誘導、輸送）
- ③ 遭難者等の搜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動（空中消火を含む）
- ⑥ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- ⑦ 応急医療、救護及び防疫
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 給食、給水及び入浴の支援
- ⑩ 救助物資の無償貸与又は譲与

⑪ 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限(基本法第 63 条～第 65 条、第 76 条及び第 94 条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとった時は、直ちに、その旨を町長等に通知しなければならない。

- ① 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- ② 避難の措置・立入
- ③ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- ④ 他人の土地等の一時使用等
- ⑤ 現場の被災工作物等の除去等
- ⑥ 住民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）

【担当班】

危機管理班、情報収集・企画班

第1項 活動方針

- 災害関連情報の提供等にあたっては、要配慮者に配慮し、県と連携して町民や地域の協力を積極的に求める。
- 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報等の収集	情報収集 ・企画班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (各班、防災関係機関)
被害情報等の報告	危機 管理班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (各班、防災関係機関)
住民への 広報・広聴	情報収集 ・企画班	【随時】	・被害関連情報全般 (各班、防災関係機関)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から町の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地域等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

災害情報の収集については、パトロールによる状況、参集者の途上の情報、駆け込み、加入電話、東員町アマチュア無線ボランティアでの災害通報等により積極的な情報把握に努めるものとする。

また、各班においてそれぞれ収集したもの及び外部より連絡通知を受けたものを危機管理班において取りまとめ、各担当部長を経て本部長に報告するとともに、総務課長に通知するものとする。

(2) 関係機関からの情報収集

防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

関係機関との連絡方法

町 ⇔ 県	県防災行政無線、電話
町 ⇔ 東員消防署	県防災行政無線(消防本部)、町防災行政無線(移動系)、電話
町 ⇔ いなべ警察署	電話、県防災行政無線
町 ⇔ 消防団	町防災行政無線(移動系)、電話
町 ⇒ 自治会(住民)	町防災行政無線(同報系)、J-ALERT、広報車、防災ラジオ、町行政情報メール、町ホームページ

(3) 収集すべき被害情報

町は、関係機関と協力し、次に掲げる項目について把握するものとする。

① 災害発生時情報

災害の発生状況及び二次災害の危険性に関する情報。(災害応急対策活動を実施する上で必要とする情報)

- ア 住宅被害の状況
- イ 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ウ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- エ 避難の必要の有無及び避難の状況
- オ 住民の動向
- カ 道路交通状況
- キ 庁舎等所管施設・設備の損壊状況
- ク 余震等に関する情報、二次災害防止のための気象情報・注意報等
- ケ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

② 被害情報

災害発生後、できる限り早い段階から被害状況等の把握に努める。

被害状況等は応急対策活動を実施する上で重要な判断材料となるものであるため、速やかに収集・伝達する必要がある。

- ア 被害状況
- イ 避難の指示又は警戒区域の設定状況
- ウ 避難所の設置状況
- エ 避難生活の状況
- オ 救護所の設置及び活動状況
- カ 傷病者及び要配慮者の収容状況
- キ 観光客等の状況
- ク 応急給水の状況
- ケ その他応急対策活動を実施する上で必要な事項

③ 安否不明者及び行方不明者の安否情報収集

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

(4) 報告責任者

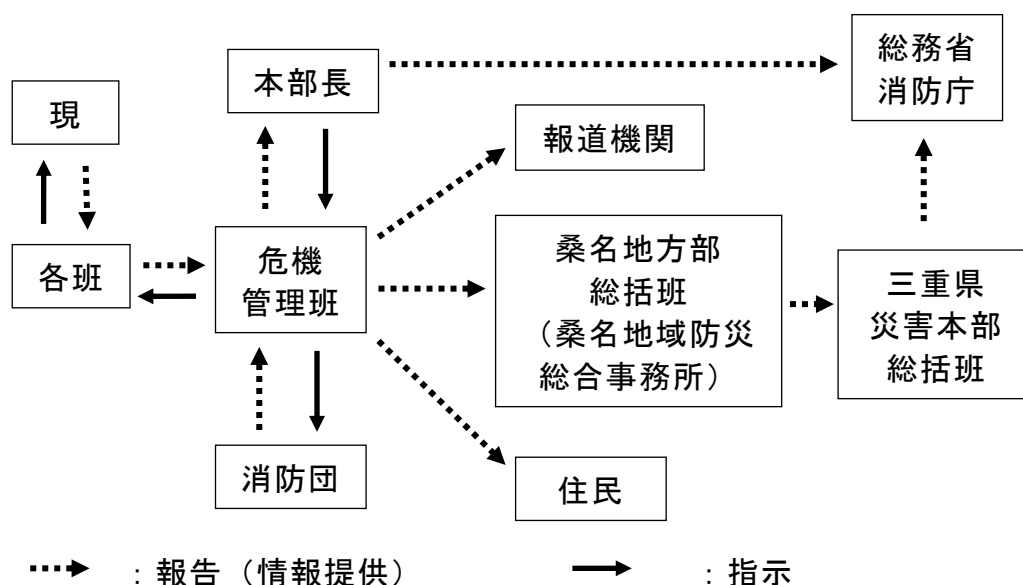
災害が発生し又は発生のおそれのある場合の災害状況、被害状況の調査担当班は、次のとおりとする。

各調査担当班は、被害状況を調査し各担当部長を経て、総務課長へ報告する。
総務課長は、各部長からの被害状況報告を総括し関係各機関への連絡を調整する。

調査項目	担当班
人的被害、住家被害	調査班
農林・産業施設被害	建設産業班
公共土木施設被害	〃
町営住宅被害	〃
町福祉施設被害	救助班
上下水道施設被害	上下水道班
火災被害	消防団、危機管理班
文教施設被害	教育班
その他の被害	情報収集・企画班

(5) 収集伝達系統図

災害情報等の収集及び伝達は、本部長を中心に行うものとし、その系統は次のとおりである。



(6) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

① 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので災害概況速報に基づく内容とし、町から桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）を経て、県災対本部（総括班）に報告する。なお、災害概況速報の代替として被害速報送受信票も可とする。

町内に震度 4 以上を観測する地震が発生したときには、速やかにその第一報を報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）及び県災対本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡する。

また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生した場合、町はその状況を桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）のほか、直接消防庁に対しても報告する。

また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（震度 5 強以上の地震発生等）については原則 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、第一報を桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）のほか、直接消防庁に対しても報告する。

なお、県と連絡が取れ次第、桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）を経て、県災対本部（総括班）に対しても報告を行う。

消防庁への連絡先は次のとおり。

【消防庁への連絡先】

ア 平日 9:30～17:45（消防庁 応急対策室）

N T T 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

イ 夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

N T T 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

② 災害速報

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票等に掲げる被害状況速報に基づく内容とし、町から桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）を経て、県災対本部（総括班）に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）及び県災対本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）を経て、県災対本部（総括班）に対して行う。

住家の被害状況が、災害救助法適用基準の 2 分の 1 に達した時は、上記の速報とは別に被害状況調書による住家等被害状況速報を、桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）を経て、県災対本部（総括班）に報告する。

なお、報告にあたっては、いなべ警察署と密接に連絡をとる。

③ 被害報告

ア 中間報告

①、②の速報の段階において、報告を求められた時は、その都度所定の様式又は項目により桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）に報告する。

イ 確定報告

被害状況の最終報告であり、中間報告の要領により法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告する。

(7) 夜間及び休日等の被害報告の通報

夜間及び休日等において、突発的な被害等について住民又は関係機関から通報があった時は、宿日直者は、直ちに防災対策室長に報告するとともに、防災対策室長からの指示により本部長、副本部長及び各班長に連絡する。

(8) 異常現象発見時の通報

異常現象に係る通報を受けた場合、そのとるべき措置を住民に周知するとともに各防災関係機関へ通報又は連絡する。

(9) 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、東員町アマチュア無線ボランティア、インターネットやパソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

(10) 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部から緊急派遣チーム又は地方部から先遣隊等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

2 住民への広報・広聴

(1) 実施責任者

災害時の広報活動は、情報収集・企画班が行う。

(2) 広報の内容

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。

また、町及び防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる情報伝達手段を利用して、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

【広報内容】

- ① 災害発生状況（被害状況）
- ② 気象状況
- ③ 災害対策本部に関する情報
- ④ 救助・救出に関する情報
- ⑤ 避難に関する情報
- ⑥ 被災者の安否に関する情報
- ⑦ 二次災害危険性に関する情報
- ⑧ 主要道路状況

- ⑨ 公共交通機関の状況
- ⑩ ライフラインの状況
- ⑪ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑫ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑬ 公共土木施設状況
- ⑭ 防疫・衛生に関する情報
- ⑮ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- ⑯ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑰ 住宅に関する情報
- ⑱ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（町長からの呼びかけ等を含む）

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送等様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、避難情報に関しては、Lアラート（災害情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

報道機関（ケーブルテレビを除く）による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむを得ない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(3) 広報の手段

町防災行政無線、町行政情報メール、町ホームページ、広報車、電話等を通じて迅速に報道するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知する。

対象機関	方 法
報道機関	口頭、文書、電話
各防災関係機関	電話、広報車、連絡員の派遣
一般住民、被災者	町防災行政無線（同報系）、広報車、広報紙、町行政情報メール、町ホームページ
庁内各課	庁内放送、庁内電話、口頭
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

震災時に有効な広報手段としては次のようなものがある。

伝達手段	種別	特色
広報車	⑥ ⑦	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
町防災行政無線、 町行政情報メール	⑥ ⑦	〃
掲示板	⑦ ⑧	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	⑦ ⑧	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	⑦ ⑧	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット	⑥ ⑦	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

⑥：被害状況

⑦：生活情報

⑧：安否情報

(4) 要配慮者への対応

要配慮者については、ボランティア等の支援を得て、適切な情報提供に配慮する。

(5) 報道機関への情報の発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ迅速に伝達できるため、情報収集・企画班は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。

また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

(6) 災害資料及び情報の収集

- ① 収集した災害情報を記録、整理するため、情報収集・企画班に記録係をおく。
- ② 各班長は、必要に応じ現場に職員を派遣して、災害写真撮影等の現地取材を行う。また、防災関係各機関は、災害写真等の資料を収集したときは、その内容を速やかに記録係に連絡する。
- ③ 必要に応じ、PR用として「災害写真」「災害壁新聞」「災害映画」を作成する。

(7) 住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<気象庁（津地方気象台）>の実施する対策>

1 地震に関する情報の発表

(1) 地震情報等の伝達

地震に関する情報は、気象庁が発表し、県及び関係機関が伝達する。

2 緊急地震速報(警報)の発表(気象庁)

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報(警報)を発表する。

<電気事業者の実施する対策>

1 停電状況の把握及び情報の配信

電気事業者は、管内の停電状況や復旧見込みを速やかに把握し、町災対本部への情報共有を行うとともに、住民への情報周知に努める。

<移動通信事業者の実施する対策>

1 緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、緊急地震速報や国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

<報道機関の実施する対策>

1 地震災害関係情報の町民への広報

報道機関は、気象庁や町災対本部等から得た情報をもとに、住民に対して次の内容にかかる地震災害関係情報の広報を行う。

【広報内容】

- ① 地震の発生状況
- ② 災害発生状況(被害状況)
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報
- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害の危険性に関する情報
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑫ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑮ 防疫・衛生に関する情報
- ⑯ 教育施設及び学生、児童生徒に関する情報
- ⑰ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱ 住宅に関する情報
- ⑲ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項(町長からの呼びかけ等を含む)

＜その他の防災関係機関の実施する対策＞

1 被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、FAX、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて町災対本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに情報収集・企画班に報告することとし、情報収集・企画班は必要に応じて報道機関へ提供する。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 被害情報等の提供

地震による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）

【担当班】
総務班

第1項 活動方針

《応援体制》

- 町が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。

《受援体制》

- 各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入れを迅速に行う。

第2項 主要対策項目

応援体制（県内被災地へ）

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理	総務班	【随時】	- 被災情報(要請元自治体) - 応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総務班	【発災48時間以内】 各協定に基づく派遣基準	- 被災情報(要請元自治体) - 移動ルート
応援内容の検討	総務班	【要請受理後直ちに】	対応可能な資源(人・物)の確保状況(各班)
応援体制の構築	総務班	【要請受理後72時間以内】	具体的な要請内容、進出拠点(要請元自治体)

応援体制（県外被災地へ）

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総務班	【随時】	- 被災情報(要請元自治体) - 応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総務班	【発災48時間以内】 各協定に基づく派遣基準	- 被災情報(要請元自治体) - 移動ルート

応援内容の検討	総務班	【要請受理後直ちに】	・ 対応可能な資源（人・物）の確保状況（各班）
応援体制の構築	総務班	【要請受理後 72 時間以内】	・ 具体的な要請内容、進出拠点 (要請元自治体)

受援体制（県内及び県外自治体等から）

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務班	【発災 12 時間以内】	・ 被災状況及び対応可能な資源（人・物）の状況（各班）
連絡要員の受入	総務班	【発災 48 時間以内】	・ 受入時期・人数等（応援自治体）
具体的な要請内容の検討	総務班	【発災 48 時間以内】	・ 不足している資源（人・物）の状況（各班）
受援体制の構築	総務班	【発災 72 時間以内】	・ 受入時期・資源（人数、数量）・場所等

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第 2 項 対策

■ 町が実施する対策

《応援体制》

1 三重県市町災害時協定等に基づく応援要請の受理

三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の3第4項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

上記以外に基づく市町間の個別の応援協定等に基づき応援を行う場合は、協定の定めによるとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

個別の応援協定等に基づき応援を行う場合は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。

なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保する。

応援活動の実施にあたっては、応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

5 県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第74条の3第4項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

町内で、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認める時は、各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量等の情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受入れ

町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況についての的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）

【担当班】
総務班

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣の斡旋を求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認める時は、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総務班	【発災直後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・ 災害応急対策の実施状況（各班）
従事命令等	総務班	【発災直後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・ 災害応急対策の実施状況（各班）
受援状況の進捗管理	総務班	【発災直後】 応援職員による活動が開始されたとき	・ 災害応急対策の実施状況（各班）

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣の斡旋を求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

(2) 国の職員の派遣斡旋の求め

指定地方行政機関の職員の派遣斡旋を都道府県知事に対して求める場合は、基本法第30条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252条の17の規定に基づいて行う。

(5) 他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により町災対本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより、各々の手続きや協定、覚書等に規定の内容に基づき措置する。

- ① 労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請
- ② 市町間の相互応援協力
- ③ 郵便局に対する協力要請
- ④ 県内消防相互応援隊の応援出動要請
- ⑤ 日本赤十字社奉仕団の要請
- ⑥ 自衛隊への災害派遣要請

2 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

3 受援状況のとりまとめ

応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<国及びその他の地方公共団体の対策>

1 災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立しておく。

(2) 機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保する。

第7節 災害救助法の適用（発災7）

【担当班】

危機管理班

第1項 活動方針

- 災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用	危機管理班	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・ 住居の被害状況 (各班)
災害救助法の運用	危機管理班	【発災後6時間以内】 災害救助法適用決定後	・ 被害状況及び救助実施 状況(各班)

※ 「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 共通事項等

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令(本節において以下「施行令」という。)第1条に定めるところによるが、具体的適用基準は概ね次のとおり。

(1) 適用の条件

- ① 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- ② 災害救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- ③ 原則として同一の原因による災害であること。

(2) 適用基準

災害の程度が次の基準のいずれかに該当し、かつ被害者が現に救助を要する状態にある時、災害救助法が適用される。

- ① 住家の滅失した世帯の数が、次の世帯数以上に達した時。(施行令第1条第1項第1号)。

人	口	被害世帯数
15,000人以上	30,000人未満	50世帯

- ② 被害世帯数が①の基準に達しない場合でも、県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上で、しかも町の区域内の被害世帯数が①の世帯数の2分の1以上に達した時。(施行令第1条第正項第2号)。

人 口	被害世帯数
15,000人以上 30,000人未満	25世帯

- ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したこと(施行令第1条第1項第3号)。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと(施行令第1条第1項第4号)。

(3) 被災世帯の算定基準

① 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

② 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

2 救助の種類と実施権限の委任

- ① 災害救助法による救助の種類は「災害救助基準」による。
- ② 知事から委任を受けた町長は、当然、委任された救助の実施責任者となるものである。

■ 町が実施する対策

1 災害救助法の適用手続

(1) 被害状況等の報告・適用要請

町長は、災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

2 救助の実施

町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

3 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- ① 県の支弁 : 救助に要する費用は県が支弁する
- ② 国庫負担 : ①の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される。
- ③ 町負担 : 災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）

【担当班】
建設産業班

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震発生後は、町・県内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被害情報の収集	建設産業班	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・ 道路や交通安全施設の損壊・被害情報 (各班)
道路パトロールと緊急時の措置	建設産業班	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・ 町内の被災状況や道路情報 (各班)
緊急輸送道路等の確保	建設産業班	【発災24時間以内】 緊急輸送道路等の確保体制が整い次第	・ 町内の被災状況や道路情報 (各班)
交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	建設産業班	【発災12時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・ 町内の被災状況や道路情報 (各班)

※ 「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 道路パトロールと緊急時の措置

地震発生に伴い、道路の陥没等の通行障害が想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、道路状況に十分注意し、パトロール員等の安全確保を優先することを前提とした上で、町が管理する道路の道路パトロールと緊急時の措置については、次により行う。

(1) 道路パトロール

道路パトロールについては、建設産業班が実施する。

ア 道路パトロールの体制

建設産業班長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。

イ 道路パトロールの実施箇所

地震発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路を中心に行う。

(2) 道路パトロール時における緊急時の措置

ア 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに町災対本部にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

ウ 住民等への周知

前記の災害が附近の住民又は他の施設に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民又は他の施設管理者に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせよう努める。

2 緊急輸送道路等の確保

被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図る。

(1) 道路啓開方針の決定及びそれに基づく実施

緊急輸送道路等が障害物等により安全に通行できない場合は、道路啓開方針を決定し、桑名建設事務所等関係機関の協力により道路啓開を実施する。

(2) 災害時における車両の移動等

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは以下の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

（基本法第76条の6第1項）

道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(3) 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路等が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

（緊急輸送道路の指定等については、「第2部 第4章 第1節「緊急輸送体制の整備」に記載）

3 交通規制

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めた時は、次によりこれを行う。

(1) 実施責任者

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、いなべ警察署と協力して交通規制を実施する。

(2) 交通規制方針

交通規制は、次の方針により実施する。

- ① 避難路及び緊急交通路（災害応急対策に必要な車両（緊急通行車両）の通行を確保するために災害対策基本法により指定する道路）の迅速な確保
- ② 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限
- ③ 被災地域への一般車両の流入制限
- ④ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置

(3) 交通規制の実施

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

- ① 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づくいなべ警察署長の交通規制
発災後、直ちに連携を取り、いなべ警察署は、道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、必要に応じ緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。
- ② 基本法に基づく交通規制
公安委員会は、基本法第76条第1項に基づき指定された緊急交通路及び迂回路を指定して、必要な交通規制を実施する。
いなべ警察署は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。
- ③ 道交法に基づく公安委員会による交通規制
上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認める時は、上記の交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止し、または制限する。
- ④ その他の交通規制
道路の亀裂、損壊、橋梁落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、いなべ警察署等においても、危険防止のための交通規制を実施する。
- ⑤ 交通規制の周知等
交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課及びいなべ警察署において、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を提出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

(4) 路上放置車両等の移動等

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

① 警察官の措置

基本法第76条の3第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認める時は、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がいらないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

② 消防吏員

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいなかった場合に限り、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、消防吏員のとった措置については、直ちにいなべ警察署長に通知しなければならない。

③ 道路管理者の措置

ア 道路管理者による車両等の占有者等への移動命令

道路管理者は、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等の占有者等に対し、道路外の場所へ移動するなど必要な措置をとることを命じることができる。なお、道路区間を指定しようとする場合においては、事前又は緊急を要する場合は事後速やかに公安委員会に指定しようとする道路の区間及び理由を通知するものとする。

イ 道路管理者自らが行う車両の移動等

以下に掲げる場合において、道路管理者は、自らアの措置をとることができる。

(ア) アの措置を命ぜられた車両の占有者が、当該措置をとらない（とれない）場合。

(イ) 車両等の占有者等が現場にいらないため、アの措置をとることを命じることができない場合。

(ウ) その他の事情により車両等の占有者等にアの措置をとらせることができないと認めアの命令をしないこととした場合。

(5) 事前届出制度

災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前にいなべ警察署に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

4 道路の応急復旧対策

(1) 緊急輸送道路の確保

被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路の確保を図る。

① 道路啓開の実施

緊急輸送道路が障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために桑名建設事務所等関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

② 障害物除去活動

南海トラフ地震等大規模地震発生時には、多数の建物が全壊又は半壊し、道路、河川等に障害物が発生することが想定されるため、救出・救助活動に支障が生じないようにこれらの障害物を除去する。

ア 実施責任者

- (ア) 山(崖)くずれ等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行う。
- (イ) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行う。

イ 障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (イ) 河川はん濫、護岸決壊の防止等、水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (ウ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (エ) その他公共的立場から除去を必要とする場合

ウ 障害物除去の方法

- (ア) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行うものとする。
- (イ) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施するものとする。
- (ウ) 実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

エ 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管するものとする。

- (ア) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所
- (イ) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

オ 障害物除去に関する応援及び協力

障害物の除去について必要に応じ、県その他関係機関に対し応援、協力の要請をするものとする。

カ 災害救助法が適用された場合

災害救助法適用時における障害物除去の実施基準は、次によるものとする。

(ア) 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- ・ 自らの資力で障害物の除去ができないもの。
- ・ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ・ 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの。

(イ) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施する。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

(ウ) 費用の限度

「災害救助基準」のとおりとする。

(エ) 期間

災害発生の日から 10 日以内

③ 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。（緊急輸送道路の指定等については、第 2 部 第 4 章 第 1 節 輸送体制の整備に記載）

ア 道路、橋梁等の応急措置

(ア) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

(イ) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

イ 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

(ア) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報するものとする。

(イ) 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、建設産業班を中心に道路交通調査班を編成し、調査するものとする。

(ウ) 道路交通調査班は調査の結果、支障箇所を発見した時は、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、巡回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡するものとする。

(エ) 道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「<町が実施する対策> 3 (4) 路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちにいなべ警察署長に通知しなければならない。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、町、県、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

＜中部地方整備局＞

1 状況の把握

道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所へ移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努める。

2 緊急輸送道路の機能確保

ア 地震等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの齒ルートを最優先に道路啓開する。

イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

3 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

4 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路を早期に確保する。

また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

＜中日本高速道路株式会社の対策＞

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被害情報の収集

管理区域にかかる高速道路の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等により施設の被害状況を把握する。

(3) 通行規制の実施

通行車両の安全確保又は緊急輸送機能の確保等のため、必要に応じ適切な通行規制を行う。

(4) 利用者等に対する広報

通行規制を実施した場合は、中日本高速道路株式会社は道路情報板及びインターネット等により利用者等に対して広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

2 応急復旧対策の実施

被害箇所において速やかに通行可能となるよう復旧作業を実施する。

緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

<その他道路管理者の対策>

1 道路パトロールと緊急時の措置

「<町が実施する対策> 1 道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。

2 緊急輸送道路等の確保

「<町が実施する対策> 2 緊急輸送道路等の確保」に準じる。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

<自動車運転者がとるべき行動>

1 大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生した時は、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難する。

- ① 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
- ② 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- ④ やむを得ず、道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
- ⑤ 駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

① 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

② 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

③ 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

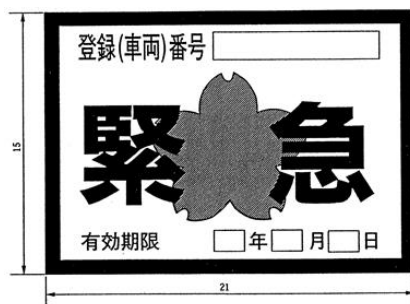
■ 参考

① 基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- ・ 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- ・ 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- ・ 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- ・ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図

② 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両の標章



- ・ 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- ・ 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施

第2節 水防活動（発災9）

【担当班】

建設産業班

第1項 活動方針

- 地震後の河川、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
関し、警戒体制の整備	建設産業班	【発災3時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・ 水防管理団体（建設産業班） ・ 県水防支部（桑名建設事務所）
応急復旧工事の実施	建設産業班	【発災24時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・ 水防管理団体（建設産業班） ・ 県水防支部（桑名建設事務所）

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 必要な箇所の門扉開閉操作

地震発生後、必要な場合には、樋門、水門等の管理者又は操作責任者は、適切な操作を行う。

2 監視、警戒体制

(1) 巡視、非常警戒

地震発生後は、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。

① 巡視

水防管理者（町長）は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、区域内の河川堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川管理者に報告して必要な措置を求めるものとする。

また、監視・観測機器の設置にも努めるものとする。

② 非常警戒

水防管理者は地震動等により水防施設の被害が予想される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに河川管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

(2) 水防組織

町の区域内における水防活動は、町がその責任を果たす（水防法第3条）こととなるため、消防団は、水防管理者の指示により、水防組織として水害防止のため必要な作業にあたる。

また、情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の避難行動要支援者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

(3) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、要配慮者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

4 応急復旧

堤防、ため池、樋門等が決壊した時は、水防管理者、消防団長、消防署長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、施設管理者は二次災害の発生を抑止するため、早期の応急復旧工事を行う。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全（発災10）

【担当班】

上下水道班、総務班

第1項 活動方針

- 町管理の水道について、迅速な応急復旧を行う。
- 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	上下水道班	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・ 施設の被害状況 (上下水道班)
施設の応急対策活動	上下水道班	【発災12時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・ 施設の被害及び復旧状況 (上下水道班)
応援協定に基づく応援要請	総務班	【発災24時間以内】 単独での復旧作業が困難な場合	・ 施設の被害及び復旧状況 (上下水道班)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

【上水道】

1 被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場等の基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管等重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水等による二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止等の応急措置を実施する。

被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。

(3) 住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通し等について、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 町等による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、北勢ブロック代表者（四日市市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。
- ⑤ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 他の都道府県等への応援要請

県内の市町等のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部長（津市）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく他の都道府県等への応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

【下水道】

1 被害情報の収集

発災後、町が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

また、三重県及び北勢流域下水道事務所等と連絡を密にしながら、広域下水道施設の必要な情報収集も行う。

2 施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通し等について、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

復旧にあたっては、自ら実施が困難な場合は、「三重県の下水道事業災害時ににおける応援に関するルール」に基づき応援要請を行う。

■ その他防災関係機関が実施する対策

<電気事業者が実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2 復旧方針

- ① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
- ② 発電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
- ③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

3 広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

<都市ガス事業者の実施する対策>

1 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署等への情報伝達体制の確保
- ② 施設・設備等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

地震発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

(4) ガス供給停止の判断

- ① 地震が発生した場合、下記に挙げるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止（第1次緊急停止）する。
 - a 複数の地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合
 - b 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合
- ② 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、以下に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止（第2次緊急停止）する。
 - a 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
 - b ガス漏洩通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超える恐れのある場合

(5) 緊急連絡体制

地震発生時の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障をきたした場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

2 復旧対策活動の実施

(1) 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

(2) 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

＜ＬＰガス販売事業者の実施する対策＞

１ 緊急対策

- ① 協会員及び町災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- ② ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- ③ ＬＰガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏洩部分の修理を行う。
- ④ その他、ＬＰガス消費設備の安全総点検を行う。
- ⑤ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

２ 中期対策

- ① 危険箇所からの容器の引上げ
- ② 緊急性の高い病院等へのＬＰガスの供給
- ③ 避難所への生活の用に供するＬＰガスの供給
- ④ 一般家庭へ安全総点検後、早期ＬＰガスの供給

３ 「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」に基づくLPガスの供給

「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書」に基づき、町からＬＰガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

＜コミュニティガス事業者が対策＞

「＜都市ガス事業者の実施する対策＞及び＜ＬＰガス事業者の実施する対策＞」に準ずる。

＜固定通信事業者の実施する対策（西日本電信電話株式会社）＞

「第１章 第２節 通信機能の確保＜その他防災関係機関が実施する対策＞固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

「第１章 第２節 通信機能の確保＜その他防災関係機関が実施する対策＞移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜鉄道事業者の実施する対策（三岐鉄道株式会社）＞

１ 地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

２ 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- ② 施設、乗客等の被害状況の把握
- ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
- ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- ① 災害の規模
- ② 被害範囲
- ③ 被害の状況
- ④ 不通線区
- ⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

- ① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- ② 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じる。
- ③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ① 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送
- ② 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(6) 利用者に対する広報

運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

<一般乗合旅客自動車運送事業者(三重交通株式会社、東員町(コミュニティバス))の実施する対策>

1 地震時の運転規制

地震発生時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ① 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
 - ② 施設、乗客等の被害状況の把握
 - ③ 町災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
 - ④ 町災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告
- (2) 乗客等に対する広報
- 災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。
- ① 災害の規模
 - ② 被害範囲
 - ③ 被害の状況
 - ④ 不通区間
 - ⑤ 開通の見込み等
- (3) 救護、救出及び避難
- ① 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
 - ② 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じる。
 - ③ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町、警察、消防等に協力を依頼する。
- (4) 利用者に対する広報
- 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。
- (5) 鉄道の代替輸送
- 災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

＜三重県石油商業組合の実施する対策＞

1 緊急対策

- ① 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- ② 組合員及び町災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- ③ 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

2 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11）

【担当班】

情報収集・企画班、総務班、建設産業班

第1項 活動方針

- 町民の生命・身体を保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性がある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	情報収集・企画班	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・被害状況 (各班、道路管理者等、 防災関係機関)
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	総務班 建設産業班	【発災6時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	・人員及び資機材の確保状況 (各班)
施設の復旧活動	建設産業班	【発災24時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	・被害状況 (各班)
施設における危険個所の周知	建設産業班	【発災24時間以内】 危険個所を確認次第	・被害状況 (各班)

※ 「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 公共土木施設及び農林施設にかかる応急復旧活動

(1) 町道路、橋梁

① 被害情報の収集

「第1節緊急の交通・輸送機能の確保＜町が実施する対策＞1道路被害情報の収集」に準じて、緊急交通路を最優先とし、さらに災害時に孤立地域の発生につながるおそれのある交通路や住民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

② 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第1節 緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、実施される、道路啓開及び応急復旧工事を勘案し、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や住民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

④ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

(2) 河川等

① 被害情報の収集

「第2節 水防活動<町が実施する対策> 1 監視・警戒体制」に準じ、被害情報の収集を図る。

② 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、町管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

③ 施設の復旧活動

河川施設の復旧にあたっては、作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

④ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知する。

(3) 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。

また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<道路管理者、河川管理者の実施する対策>

1 公共土木施設等にかかる応急復旧

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「<町が実施する対策> 1 公共土木施設及び農林施設にかかる応急復旧活動 (1) 町道路、橋梁」に準ずる。

(2) 河川（河川管理者）

「<町が実施する対策> 1 公共土木施設及び農林施設にかかる応急復旧活動 (2) 河川等」に準ずる。

第5節 県防災ヘリコプターの活用（発災12）

【担当班】

情報収集・企画班、危機管理班、救助班

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、町内で甚大な被害が想定され、陸上での災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員輸送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	情報収集 ・企画班	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・被害状況 (各班、防災関係機関)
県防災ヘリコプターへの支援要請	危機 管理班	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・被害状況 (各班、防災関係機関)
受入体制の構築	救助班	【発災6時間以内】 防災ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被害状況 (各班、防災関係機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 県防災ヘリコプターの支援要請

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの支援要請を行う。

2 受入体制の構築

ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<指定地方行政機関及び自衛隊の実施する対策>

1 被害情報の収集

南海トラフ地震等による甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、町・県災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

2 要請に基づく活動

町災対本部から要請があった場合には、町災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）

【担当班】

危機管理班、建設産業班、総務班

第1項 活動方針

- 発災後、72時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。
- 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが予想されるため、消防団や自主防災組織を始めとする町民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。
- 活動にあたっては、防災ヘリコプター等を有効に活用する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
救助・救急活動の実施及び調整	危機管理班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助・救急活動状況 (各班、消防機関)
消防活動の実施及び応援・受援	危機管理班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・被害状況、消火活動状況 (各班、消防機関)
活動拠点等の確保	危機管理班	【発災12時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助・救急活動状況 (各班、消防機関)
資機材の調達等	建設産業班	【発災12時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助・救急活動状況 (各班、消防機関)
惨事ストレス対策	総務班	【発災72時間以内】	・救助等の活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

消防機関及び消防団等町の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

(1) 救助の方法

災害のため、現に救助を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者の救出作業は、他の応急計画に定めるすべての作業に優先して行うものとし、その救出方法は次のとおりとする。

- ① 救助班は、救助を要するものがあることの報告を受けた時は、関係機関と連絡をとり、必要に応じ、救助隊を編成し、消防救助機材及び消防機動力を活用して、直ちに全力をあげて救助作業を実施する。
- ② 特に災害が甚大で、単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、自衛隊その他関係機関の協力を得て救助にあたる。
- ③ 救助後は速やかに病院又は医療施設へ収容し、救護にあたる。

(2) 救急活動

- ① 医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。
- ② 多数の負傷者が発生し、単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、消防活動と同様に協定に基づき、県及び他の市町に対し応援出動を要請する。
ア 当町は、大台町と「災害時相互応援協定書」を締結しており、応援を必要とする場合は、協定に基づき要請する。
イ 近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の負傷者が発生した場合には県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。
- ③ 平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもと特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

(3) 救助・救急活動の調整

救助・救急活動にあたっては、自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

2 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消火活動の実施

地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、町内で火災等の災害が発生した場合に、住民や自主防災組織等に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに町内の火災の全体状況を把握し、重点的な班の配置を行うなど迅速に対応する。

なお、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

① 初期消火体制の確立

ア 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、自主防災組織と連携した初期消火体制の確立を図る。

イ 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。

ウ 自主防災組織ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

② 消防水利の整備

ア 防火水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。

イ 耐震性防火水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。

(2) 協定に基づく応援要請

町長は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

本町は、桑名地区広域市町圏において「災害時における相互応援協定書」を、また大台町と「災害時相互応援協定書」を締結しており、災害発生時には、協定に基づき応援を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断した時は、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

なお、人命検索活動にあたり災害救助犬の出動が必要と認めた場合には、協定に基づいて災害救助犬の出動を要請するものとする。

(3) 協定に基づく応援出動

県内他市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、本町は、桑名地区広域市町圏において「災害時における相互応援協定書」を、また大台町と「災害時相互応援協定書」を締結しており、災害発生時には、協定に基づき必要な職員を派遣する。

3 活動拠点等の確保

自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

4 資機材の調達等

必要に応じて民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員、消防団員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

＜自衛隊の対策＞

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動（発災14）

【担当班】

情報収集・企画班、保健活動班、救助班

第1項 活動方針

- 南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限に抑えることができる体制を速やかに整える。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者支援をふまえた、医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	情報収集・企画班	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・被害状況 (各班、医療機関)
医療救護班の編成	保健活動班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・被害状況 (各班、医療機関)
医療・救護活動	保健活動班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・被害状況、活動状況 (各班、医療機関、医師会、保健所等)
医療施設の応急復旧	救助班	【発災24時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	・医療施設の被災状況 (各班、医療機関)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 実施責任者

災害時における被災者への医療及び助産については、町長が行う。

また、災害救助法が適用された場合は、町長は、知事から通知された事項を行う。

2 医療救護班の編成

(1) 町内医療機関

(2) 町内医療機関のみでは不足する場合 ⇒ いなべ医師会に応援要請

(3) 医療救護班の構成 ⇒ 医師、看護師又は保健師、事務職員等

3 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

4 医療・救護活動

(1) 救護所の設置

被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院やいなべ医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

(2) 医療救護班の派遣による実施

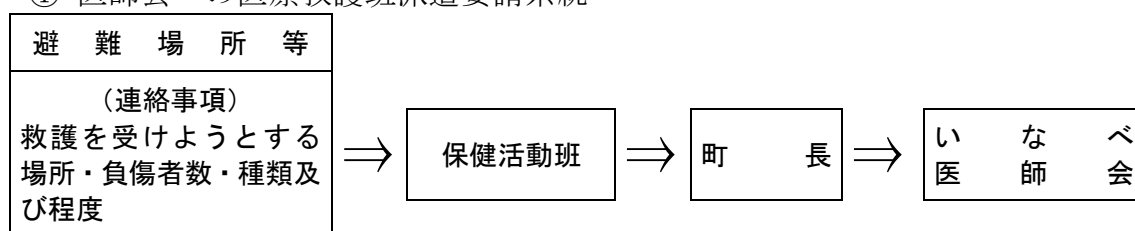
災害時における救急医療を迅速に行うため町は、町内医療機関及びいなべ医師会の協力の下に、医療救護班を編成し、避難所等からの派遣要請に基づいて、必要な医療救護班を派遣する。

なお、この場合医療救護班は必要に応じて医療施設を利用して実施するものとし、あらかじめ施設所有者（管理者）と協議を行っておく。

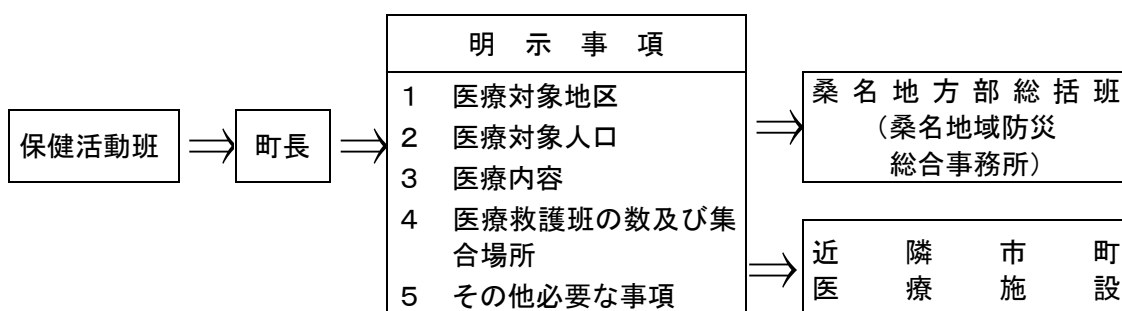
町長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難な時は、桑名地方部総括班（桑名地域防災総合事務所）に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

① 医師会への医療救護班派遣要請系統



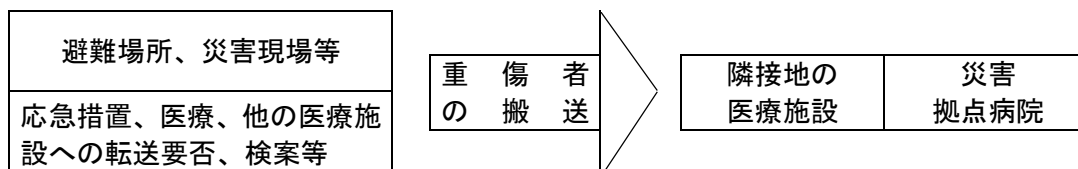
② 県及び隣接市への医療救護班派遣要請系統



(3) 医療機関による実施

救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当な時は、当該医療機関の代表者と協議して、協力を得て実施する。

また、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者については、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し医療を実施するものとするが、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施する。



(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、町長から要請のあった時もしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

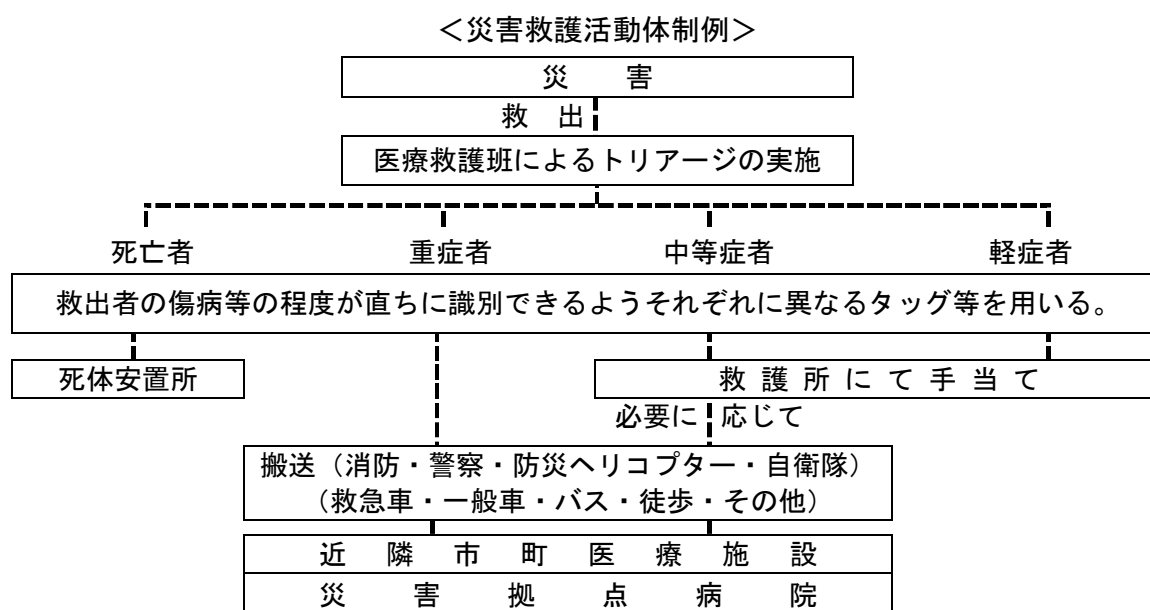
なお、傷病者搬送用の車両が不足する時は、「第5章 第1節 緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

(5) 医療活動の実施

町内医療機関やいなべ医師会との協力の下に次のような活動体系を整備するとともに、災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するために、県広域災害・救急医療システムを随時確認し、傷病者等へ適切に対処する。

また、避難所において検診等医療を必要とする場合は、県、日本赤十字社三重県支部等の協力を得て、巡回診療を行う。



(6) 医薬品等資材の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局、店舗販売業から調達する。

ただし、町内で調達不可能な場合は、県に要請する。

5 医療施設の応急復旧

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

また、人工透析には大量の水が必要なことを認識し、透析施設への優先的な給水を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<医療機関の実施する対策>

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- ① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- ② 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。
- ③ 医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は町長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- ④ 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

2 患者搬送及び収容

「<町が実施する対策> 3 (4) 患者搬送及び収容」に準ずる。

<日本赤十字社三重県支部の対策>

1 医療及び助産の実施方法

- ① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。
なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
- ② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

<赤十字奉仕団の対策>

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

＜三重県歯科医師会の対策＞

1 口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間を受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 避難及び被災者支援等の活動

第1節 避難指示及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15）

【担当班】

危機管理班、救助班

第1項 活動方針

- 避難指示が町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への避難者の安全・安心が確保されるよう、各部(班)が連携して町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難指示	危機管理班	【発災後】 発災後速やかに	・ 被害状況 (各班)
被災者の大規模 避難対策	救助班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・ 被害状況 (各班、防災関係機関)
避難所の開設及 び運営支援	救助班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・ 被害状況 (各班)

※ 「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 実施責任者

避難指示の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。また、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難の的確な措置を実施するものとする。

なお、避難指示につき、町長不在の場合には副本部長及び関係職員が避難の指示等を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができるものとする。

実施責任者	災害種類	要 件 等	根拠法	報告先
町 長 (避難指示)	災害 全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法 第 60 条	知 事
知 事 (避難指示)	災害 全般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるとき。	基本法 第 60 条	
警 察 官 (避難指示)	災害 全般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があつたとき。	基本法 第 61 条	町 長
警 察 官 (避難指示)	災害 全般	人命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官 職務執行 法 (昭和 23 年法律 第 136 号) 第 4 条	公安委員会
知事、その命を受けた職員または町長 (避難指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第 29 条	警察署長 (町長が 指示した とき)
知事、その命を受けた職員 (避難指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべ り等防 止 法 (昭和 33 年法律 第 30 号) 第 25 条	警察署長
自 衛 官 (避難指示)	災害 全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊 法 (昭和 29 年法律 第 165 号) 第 94 条	町 長

2 避難指示

(1) 避難指示

地震災害時において、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、町長は速やかに当該地域住民に対して避難指示を発令する。

この場合、町長は、その旨を知事に報告する。（基本法第60条）

また、町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

(2) 避難指示にかかる町長不在時の対応

町長不在時においては、職務代理者の順位に基づき、避難指示の発令にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(3) 避難指示の内容

避難指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難場所
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

(4) 避難指示の解除

町長は、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難指示の住民等への伝達

(1) 関係機関の連携体制の構築

避難指示を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への指示等の徹底を図るための協力体制を速やかに構築する。

(2) 住民等に対する周知

ア 住民への伝達方法等

避難指示を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ① 防災行政無線、町ホームページ、町行政情報メール等による周知
- ② 広報車による周知（但し、下記③に留意する）
- ③ 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

- ④ 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

- ⑤ 障がい者や外国人、観光客等、避難に際して特に配慮を要する避難行動要支援者等への避難情報の提供

イ 避難指示の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1 分	1 分	1 分
	5 秒	5 秒	

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

4 避難場所への避難誘導

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、要配慮者の避難等、やむを得ないケースについて、避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を誘導する。

5 避難の実施

(1) 避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両等によって行う。

(3) 避難者の大規模移送

大規模な避難者の移送を要し、町において措置できないときは、県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫している時は、直接隣接市、警察署等に連絡して移送を実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

6 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

- ① あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借上げるなど多様な避難所の確保に努める。
- ② 避難所を設置した時は、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

- ③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞等により帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置した時は、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等を活用する。
- ② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。
- ④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
また、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。
- ⑤ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。
- ⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

- ⑦ 帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の推進を検討する。
- ⑧ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
- ⑨ ボランティア団体等の協力を得てテント泊や車中泊等の避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達や食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。
- ⑩ 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。
- ⑪ 外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用に努める。
- ⑫ 避難所の安全を確保するため、夜間を含め避難所の出入り口や避難所内での警備体制の確保に努める。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいない時は、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第94条）

2 避難の指示等の町民への広報（放送機関）

町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難情報等の指示内容の周知を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(3) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）

【担当班】

情報収集・企画班、保健活動班

第1項 活動方針

- 地域住民等は、町が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
- 町及び県は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
- 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
- 医療・保健・福祉の連携を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握	情報収集 ・企画班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・施設の被害状況 (各班、関係施設)
避難行動要支援者・要配慮者の対策	保健 活動班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者・要 配慮者の被災状況 (各班、防災関係機関)

※ 「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

- 1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握
要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。
- 2 避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保
 - (1) 避難行動要支援者の避難行動支援
避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。
 - (2) 要配慮者の生活環境確保
被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

4 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 避難行動要支援者及び避難支援等関係者の対策

避難行動要支援者及び避難支援等関係者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保（発災17）

【担当班】
教育班

第1項 活動方針

- 地震発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
児童生徒等の安全確保	教育班	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況（学校等、防災関係機関）
学校等の被害状況の把握・情報提供	教育班	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況（学校等、防災関係機関）

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 児童生徒等の安全確保

(1) 学校等における児童生徒等の安全確保

町立小中学校・幼稚園・保育園（この節で「学校等」という。）の校長・園長（この節で「校長等」という。）は、地震による校舎・園舎の損壊等により校内・園内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

また、児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び職員等の安否確認を行い、町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

(2) 登下校・登降園時の児童生徒等の安全確保

校長等は、児童生徒等の登下校・登降園時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内・園内の児童生徒等を掌握し、学校等からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

また、児童生徒等の安否の確認し、町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

(3) 夜間・休日等における対応

校長等及び学校等の防災計画であらかじめ指定された教職員等は、地震発生を確認次第、参集基準に従い出勤し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

また、地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、町災対本部に対し安否情報を報告する。

2 学校等の被害状況の把握、情報提供

町災対本部は、学校等の人的被害及び施設の被害状況を各学校から収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

3 児童福祉施設等における乳幼児等の安全確保

公立の児童福祉施設、子育て支援センターや放課後児童クラブにおいても、学校等に準じた安全対策を講じる。

■ 地域・住民が実施する対策

地域住民や自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第4節 ボランティア活動の支援（発災18）

【担当班】
救助班

第1項 活動方針

- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに町内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、様々な専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が連携して支援活動を行う。
- 災害規模や被災状況に応じて、東員町災害時受援計画に基づくボランティア支援活動を展開する。
- 感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重県版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、町内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
現地災害ボランティアセンターの設置	救助班	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	・ 被災状況、災害ボランティアのニーズ (各班、避難所)
災害ボランティアへの支援	救助班	【発災 72 時間以内】 災害ボランティア受入後速やかに	・ 被災地のボランティア活動状況(各班、避難所等)
災害支援団体との連携	救助班	災害支援団体との連携が必要と認められた場合	・ 被災地のニーズ (災害ボランティアセンター)

※ 「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」(ボランティアの活動拠点)を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、受入ボランティアと活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2) 専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供等必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、町社会福祉協議会、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

(1) 日本赤十字社三重県支部

- ① 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
- ② みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣する。

(2) 町社会福祉協議会

- ① 町社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターを設置し、必要に応じて職員を町災害対策本部へ派遣する。
- ② 災害ボランティアセンターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

(3) 三重県社会福祉協議会

- ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。
- ② 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣し、被災状況などの情報提供を行い活動に参画する。
- ③ 必要に応じて、被災市町社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。また、このための調整事務を行う。
- ④ 全国社会福祉協議会や県内外の社会福祉協議会、支援団体と連携し被災市町社会福祉協議会が設置する災害ボランティア支援センターの設置や運営を支援する。また、このための調整事務を行う。

(4) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）

- ① みえ災害ボランティアセンターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。
- ② みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内等に協力する。

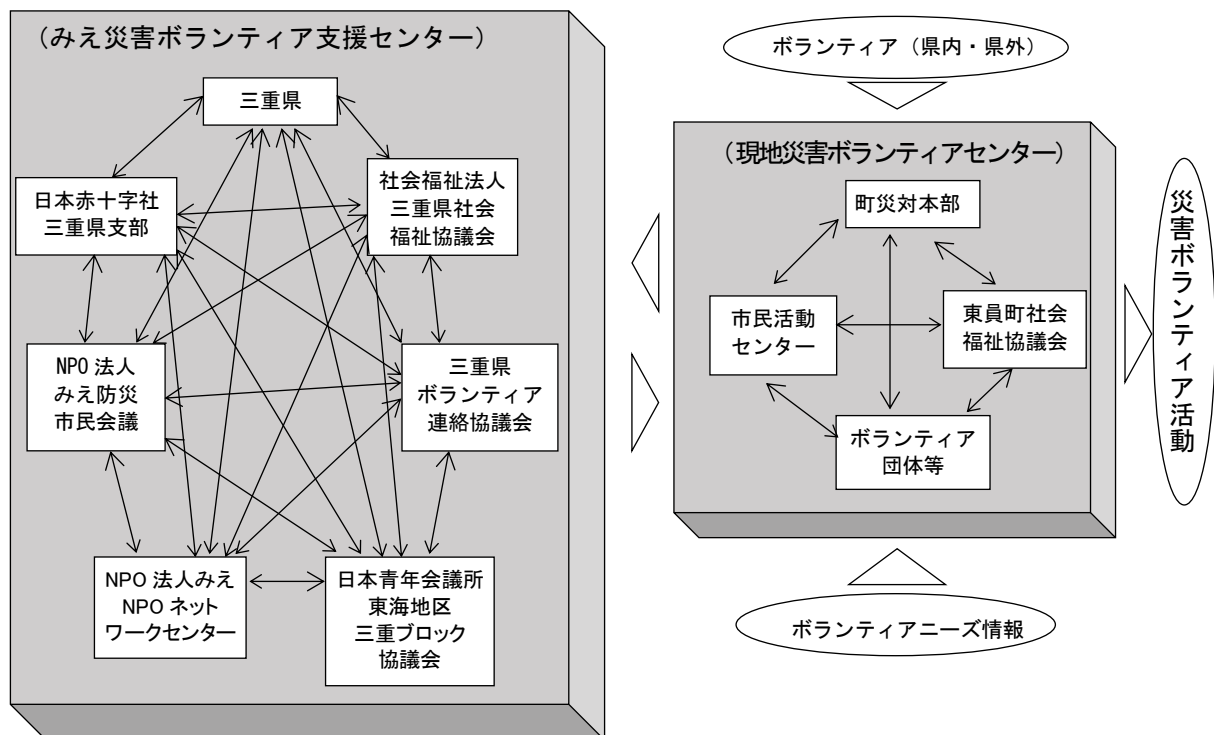
3 ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入れを行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図



第5節 防疫・保健衛生活動（発災19）

【担当班】

住民・衛生班、保健活動班

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地域及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	住民・衛生班	【発災 24 時間以内】 被害状況把握後	・ 被害状況 (各班)
避難所の衛生保持	住民・衛生班	【発災 24 時間以内】 避難所開設後速やかに	・ 避難所の状況 (各班、避難所等)
臨時予防接種の実施	保健活動班	県からの指示後速やかに	・ 避難所の状況 (各班、避難所等)
避難所等の保健衛生対策	保健活動班	【発災 24 時間以内】 避難所開設後速やかに	・ 避難所の状況 (各班、避難所等)
ペット対策	住民・衛生班	【発災 24 時間以内】 避難所開設後速やかに	・ 避難所の状況 (各班、避難所等)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 実施体制

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は町が行う。ただし、町で対処できない時は、他市町又は県へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

(2) 防疫体制の確立

桑名保健所と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

(3) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(4) 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(5) 保健活動

ア 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要支援者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。なお、発災後のフェイズ毎の対応については、「三重県災害医療対応マニュアル」を参考にして行うものとする。

イ 栄養・食生活支援

- ① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
 - a 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。
 - b 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
 - c 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。
- ② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(6) ペット対策

（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

2 防疫班の編成

住民・衛生班を中心に「防疫班」を編成する。必要に応じ要員を雇い上げ、係を置き、被害状況の把握、防疫業務の実施、住民の衛生指導及び広報活動、患者の援護等を行う。

3 避難所等の保健衛生対策

災害時においては、生活環境の激変により被災者の健康状態が悪化するため、被災者の健康状態を把握し、保健指導を実施する。

(1) 健康相談及び保健指導

必要に応じ、避難所に救護所を設置するとともに、保健師を配置し被災者の健康相談を行うとともに、保健師による巡回相談を実施するものとする。

(2) 要配慮者への配慮

巡回相談にあたっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、必要により福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車椅子等の手配等について、福祉関係団体やボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名等を記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第6節 災害警備活動（発災20）

【担当班】
危機管理班

第1項 活動方針

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める
- 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害応急体制の確立	危機管理班	【発災1時間以内】 発災後直ちに	・ 被害状況、交通状況 (各班、関係機関)
災害応急対策の実施	危機管理班	【発災3時間以内】 被災状況等に応じて速やかに	・ 被害状況、交通状況、 治安状況 (各班、関係機関)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

いなべ警察署との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

■ 地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第7節 遺体の取り扱い（発災21）

【担当班】
救助班

第1項 活動方針

- 大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 関係機関と連携し、遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
行方不明者の搜索	救助班	【発災 24 時間以内】 被害状況把握後	・ 被害状況 (各班、関係機関)
検視場所・遺体安置所の開設	救助班	【発災 24 時間以内】 被害状況把握後	・ 避難所の状況 (各班、避難所等)
遺体の収容、処理	救助班	【発災 24 時間以内】 検視場所・遺体安置所の開設後速やかに	・ 避難所の状況 (各班、避難所等)
遺体の埋火葬	救助班	【発災 3 日以内】 避難所開設後速やかに	・ 避難所の状況 (各班、避難所等)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 行方不明者の搜索

(1) 実施者及び方法

町災対本部において消防機関、警察、自衛隊等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請

町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は行方不明者が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ① 行方不明者が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ② 行方不明者数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- ③ 応援を求めた人数又は機械器具等
- ④ その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

いなべ警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

(検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、いなべ警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。)

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見した時は、町災対本部は速やかにいなべ警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体进行处理する。

(1) 実施者及び方法

町災対本部救助班は、いなべ警察及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町災対本部において実施できない時は、他の市町災対本部医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

4 遺体の火葬

災害の際死亡したもので、町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により火葬を行う。

(1) 実施者及び方法

火葬の実施は東員町斎苑で行うが、当該施設の火葬能力だけでは火葬を行うことが不可能となった場合(当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。)は、「三重県広域火葬計画」に基づき県に対して必要な措置を講じるよう要請する。

(2) 遺体の搬送

火葬場までの搬送車両が不足する場合は、災害時の遺体搬送に関する協定を締結している業者に遺体搬送を要請する。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、町、警察等救助機関と連携して行方不明者の捜索活動等を行う。

第5章 救援物資等の供給

第1節 緊急輸送手段の確保（発災22）

【担当班】

総務班、建設産業班

第1項 活動方針

- 南海トラフ沿いを震源とする大規模な地震が発生した場合、町内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
町有車両の確保	総務班	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・ 被害状況 (各班)
輸送ルートの情報収集・伝達	建設 産業班	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・ 輸送ルート等の被害 状況(各班、関係機 関等)
輸送手段の確保	総務班	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認 める場合、速やかに	・ 輸送手段の被害状況 (各班、各協定締結 団体、県等)
応援の要請等	総務班	【発災3日以内】 避難所開設後速やかに	・ 輸送状況 (各班、各協定締結 団体、県、関係機関 等)

※ 「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 輸送車両の確保

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- ① 町が所有(リース車両を含む)する車両
- ② 三重北農業協同組合等公共的団体の車両
- ③ 自動車運送事業用車両
- ④ その他の自家用車両

2 輸送ルートの情報収集・伝達

交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

ア 指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第 86 条の 18）

緊急輸送が必要となった場合、基本法第 86 条の 18 に基づき、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して支援を要請する。

＜指定公共機関＞ 日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社

＜指定地方公共機関＞ （一社）三重県トラック協会

イ 国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

ウ 自衛隊への要請

上記ア、イによる輸送が困難な時、又は急を要する時は、「第 1 章 第 3 節 自衛隊への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2) 航空輸送手段の協力要請

「第 2 章 第 5 節 県防災ヘリコプターの活用」に準ずる。

4 応援の要請等

町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第 68 条第 1 項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要する時は、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

5 その他必要な事項

(1) 燃料の確保

町災対本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、業者の把握を行い、必要により協定等の締結を図る。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

＜各協定締結団体の対策＞

1 緊急対策

各協定締結団体内及び町災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき、町から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第2節 救援物資等の供給（発災 23）

【担当班】
救助班

第1項 活動方針

- 町民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- これに先立ち、町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
- 町は、物資等の供給又は緊急調達が困難な場合、県に物資等の提供又は調達を要請する。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難所等における必要物資品目・量の把握	救助班	【発災 12 時間以内】	・被災状況、避難所等の物資等の状況 (各班、避難所等)
物資等の調達・供給活動	救助班	【発災 24 時間以内】 避難所開設後速やかに	・物資等確保状況、避難所等の物資等の状況 (各班、避難所等)
物資等の供給	救助班	【発災 3 日以内】 避難所開設後速やかに	・物資等拠点状況 ・物資等配送状況 (各班、避難所等)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を

実施する。

【食料供給計画】

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日3回提供する。

- ・地震発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- ・地震発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- ・地震発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- ・地震発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）
※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続き」に従い、農林水産省所管部に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

町が設置する物資拠点で食料を受入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者等に対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

・地震発生～24時間以内：

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ、（※必要に応じて）感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）等

・地震発生24時間後～：

日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウ

ェットティッシュ等)、衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)、炊事用具(鍋、

釜、やかん、包丁、缶切等)、食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)、光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)、その他(ビニールシート、ブルーシート等)など

(2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

町で設置する物資拠点で生活必需品等を受入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保・供給に努める。

4 物資等の供給

調達した物資を受入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお、物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

＜生活必需物資等の調達に関する協定締結団体の対策＞

以下の団体については、町、県との協定に基づき、生活必需物資等の供給を行う。

1 生活必需物資等の調達に関する協定締結団体

- | | |
|------------------|---------------------|
| ・東員町商工会 | ・株式会社一号館 |
| ・スーパーサンシ株式会社 | ・マックスバリュ中部株式会社 |
| ・株式会社ぎゅーとら | ・株式会社オークワ |
| ・株式会社ヤマナカ | ・イオンリテール株式会社東海カンパニー |
| ・株式会社ジュンテンドー | ・ユニー株式会社 |
| ・三重県生活協同組合連合会 | ・NPO法人コメリ災害対策センター |
| ・三重県パン協同組合 | ・株式会社ローソン |
| ・株式会社ファミリーマート | ・株式会社セブンイレブン・ジャパン |
| ・株式会社ケーヨー | ・株式会社総合サービス |
| ・日本チェーンドラッグストア協会 | ・中日本段ボール工業組合 |

2 災害時における飲料調達に関する協定締結団体

- | | |
|---------------|----------------|
| ・サントリーフーズ株式会社 | ・大塚食品株式会社名古屋支店 |
|---------------|----------------|

3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体

- ・三重県漬物協同組合

<農林水産省政策統括官の対策>

農林水産省政策統括官は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。

（「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）

<中部経済産業局の対策>

中部経済産業局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

<自衛隊の対策>

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

<三重県石油商業組合の対策>

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

<（一社）三重県LPガス協会の対策>

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書」に基づき、県からLPガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

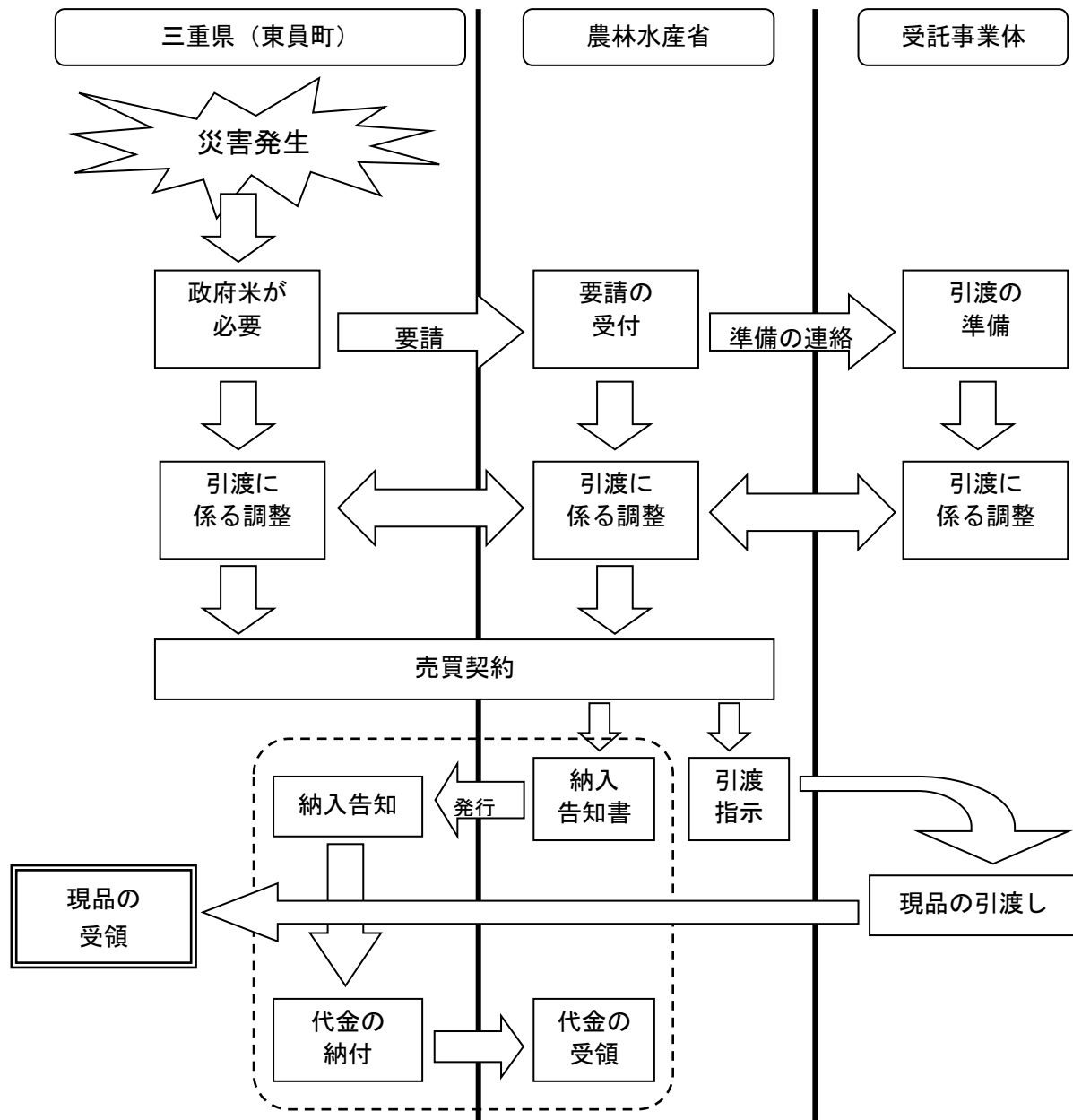
発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

■ 参考

災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー



※ 代金の納付期限は、30 日以内又は、3 ヶ月以内で農林水産省農産局局長と知事（町長）が協議して決定する。

第3節 給水活動（発災24）

【担当班】

上下水道班

第1項 活動方針

- 上下水道班は応急給水活動の総合調整を行い、給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 町の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	上下水道班	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 (各班)
応急給水活動の調整	上下水道班	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 (各班)
応急給水活動の実施	上下水道班	【発災3日以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 (各班)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日分（9ℓ）以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

2 応急給水活動の調整

(1) 市町等による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

- ① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。
- ② ブロック代表者は、ブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。
- ③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊（水道応援班）に応援を要請する。
- ⑤ ブロック代表者は、被災者支援部隊（水道応援班）を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 他の都道府県等への応援要請

県内のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部長（津市）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき他の都道府県等の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかに北勢ブロック代表者（四日市市）に応援を要請する。

応援を受ける場合は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定等、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、町と連携して給水活動を実施する。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活用水の確保

地震発生後3日分（9割）以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

第6章 特定災害対策

第1節 危険物施設等の保全（発災25）

【担当班】

危機管理班、建設産業班

第1項 活動方針

- 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	危機管理班 建設産業班	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報(可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) (各班、防災関係機関)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 危険物施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める時は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第12条の3）

2 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、町長は次の措置をとる。

- ① 消防機関への出動命令及び警察官への出動要請
- ② 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ③ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) 災害応急対策

ア 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

イ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取り扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ウ 避難の指示及び場所

町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 毒劇物施設

(1) 災害応急対策

県は、警察本部、消防署と毒物劇物の漏洩等に関する情報共有を行う。

また、県及び警察本部は、町等関係機関と協調し、以下の措置を講じる。

- ① 住民に対する広報
- ② 汚染区域の拡大防止措置
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- ⑤ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地域の担当機関への連絡

4 放射性物質施設

(1) 災害応急対策

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講じる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- ① 住民に対する広報
- ② 汚染区域の拡大防止措置
- ③ 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- ④ 避難の指示
- ⑤ 被ばく者の救出及び救護
- ⑥ 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地域の担当機関への連絡
- ⑦ 輸送中の事故にあつては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

■ その他の防災関係機関が実施する対策

＜関係事業者の実施する対策＞

1 危険物施設

危険物保安監督者、危険物取扱者等は、町、県の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講じる。

- ① 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- ② 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- ③ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- ④ 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

2 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- ① 地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
- ② 漏洩等の異常を発見した時は、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
- ③ 地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、町、警察、消防に通報する。
- ④ 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、関係者であることを識別できる免許証の携行、及び服装等を着用する。

3 火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察、消防に届け出る。

4 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、桑名保健所、いなべ警察署又は東員消防署に届け出る。（毒物及び劇物取締法第 17 条）

5 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の応急対策を実施する。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- ① 桑名保健所
- ② いなべ警察署
- ③ 東員消防署
- ④ 町役場

(2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

<中部近畿産業保安監督部の実施する対策>

1 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

- ① 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- ② 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導
- ③ 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

第7章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動（発災26）

【担当班】

建設産業班、住民・衛生班、

第1項 活動方針

- 大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	建設産業班	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 (各班)
し尿処理	住民・衛生班	【発災24時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 (各班)
生活ごみ等処理	住民・衛生班	【発災3日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 (各班)
災害廃棄物処理	住民・衛生班	【発災1ヶ月以内】 災害廃棄物処理体制が確立した時点	・被害状況 (各班)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 障害物の除去

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり1日あたり1.7リットルを目安とする。）また、人員、機材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあつせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。

なお、施設的能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定等、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模や被災状況の把握、災害廃棄物の発生量の推計等を行うとともに、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等を整理のうえ、「東員町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

東員町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保（発災 27）

【担当班】

調査班、救助班、建設産業班

第1項 活動方針

- 県と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
- 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
- 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
- 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の収集	調査班 救助班	【発災 24 時間以内】 町庁舎や避難所等において住宅相談窓口が設置され、情報収集が可能になり次第	・ 住宅や宅地の被災状況 ・ 応急仮設住宅等のニーズ (各班)
被災建築物応急危険度判定等の実施	調査班	【発災 24 時間以内】 被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し次第、速やかに	・ 危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報 (各班)
応急仮設住宅等の確保	建設産業班	【発災 3 日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・ 設資材の確保状況 (プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量等を把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

2 被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定の実施を決定した時は、町災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定の実施を決定した時は、町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を標示することにより所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民にも情報提供を行う。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 町営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

町営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任された時は町が行う。

県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行うが、救助法が適用された場合において知事から委任された時は町が行う。

中期的な災害対応を見通す中で、次の事項に留意して、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

- ① 用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- ② 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

- ③ 相当数の世帯が集団的に居住する時は、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

入居方法については、被災地域の住民の意向も踏まえながら、地域単位で応急仮設住宅へ入居するなど、従前の地域コミュニティの維持に配慮する方針も検討する。

またペット対策として、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

第3節 文教等対策（発災28）

【担当班】
教育班

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復を目指す。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
応急教育の実施判断	教育班	【発災後3日以内】	・被害状況 (各班、各学校等)
教職員の確保	教育班	【発災後3日以内】	・被害状況 (各班、各学校等)
被災児童生徒等の保健管理	教育班	【発災後1週間以内】	・被害状況 (各班、各学校等)
学校施設等の一時使用措置	教育班	【発災後1日以内】	・避難状況等 (各班、各学校等)
学用品の調達及び確保	教育班	【発災後1週間以内】	・被害状況 (各班、各学校等)
文化財・歴史的公文書等の保護	教育班	【発災後3日以内】	・被害状況 (所有者・管理者等)

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■ 町が実施する対策

1 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ① 学校・園施設等の被災建物建築物危険度判定を行う。
- ② 校舎・園舎等の被害が軽微な時は、速やかに応急修理を行う。
- ③ 校舎・園舎等の被害が相当に大きく、学校・園として使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校・園施設、公民館及び集会所、その他民有施設等の借上げ等により、仮校舎・仮園舎を設置する。

- ④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。
- ⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎・仮園舎の設置もできない学校・園施設については、町教育委員会は県災対本部被災者支援部隊教育対策班（以下「県教育対策班」という。）に対し、児童生徒等を他市町等の学校・園施設等へ転入学・転入園させる等の調整を要請する。

2 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたす時は、県教育委員会との連携のもと、学校間等での教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

3 被災児童生徒等の保健管理

救急処置器材を各学校・園に整備する。

被災学校・園の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校・園へ専門家を派遣する。

4 学校施設等の一時使用措置

災害応急対策のため、町立学校・園等の一時使用の要請があった場合、その調整にあたる。

5 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学・通園用品を給与する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、町長(救助法が適用された場合は知事の委任による町長)が行う。

6 文化財・歴史的公文書等の保護

(1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、町教育委員会は、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに県教育対策班に報告する。調査実施ができない状態の場合は県教育対策班に連絡の上、県との協議を行う。

(2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、町教育委員会は県教育対策班の指示・指導等をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指導・助言を行う。

■ 地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 災害義援金等の受入・配分（発災29）

【担当班】
会計班

第1項 活動方針

○ 災害義援金の募集、保管及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当班	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
実施機関の設置	会計班	【発災3日以内（災害救助法適用後1日以内） 災害発生後速やかに	・ 被害状況の把握（各班）
災害義援金の募集	会計班	【発災2週間以内（災害救助法適用後2週間以内） 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金の保管	会計班	【発災2週間以内（災害救助法適用後2週間以内） 災害義援金を受入れた時点	・ 災害義援金の受入状況（会計班）
災害義援金の配分	会計班	【発災1ヶ月以内（災害救助法適用後3週間以内） 災害義援金が配分できる程度に集まった時点	・ 被害状況の把握（各班）

※ 「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第2項 対策

■ 町が実施する対策

1 実施機関の設置

災害義援金の募集及び受入・配分は、東員町災害義援金募集推進委員会、東員町災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、町、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

2 災害義援金の募集

町内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災状況等を十分考慮して行う。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品については、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

3 災害義援金の保管

災害義援金及び見舞金については、町災対本部において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、各関係機関において保管する。

4 災害義援金の配分

町は、配分の単位を地域として被災地の状況、災害義援金の応募（入金）状況等を検討し、速やかに被災者に届くよう配分する。

また、他の市町・都道府県に配分する場合は、該当する市町・都道府県に送付する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■ その他防災関係機関が実施する対策

＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞

1 実施機関の設置

「＜町が実施する対策＞ 1 実施機関の設置」に準ずる。

2 災害義援金の募集

「＜町が実施する対策＞ 2 災害義援金の募集」に準ずる。

3 災害義援金の保管

「＜町が実施する対策＞ 3 災害義援金の保管」に準ずる。

4 災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は、実施機関において負担する。

■ 地域・住民が実施する対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定（復興1）

【担当班】

危機管理班、情報収集・企画班、調査班、救助班、建設産業班、教育班

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

第2項 対策

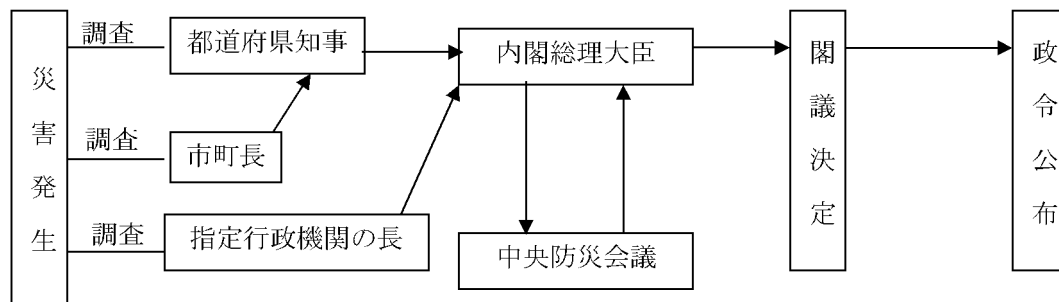
■ 町と県が連携して実施する対策

1 激甚災害の指定（各事業関係部）

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、町及び県は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公立学校施設災害復旧事業
- ③ 公営住宅災害復旧事業
- ④ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑤ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑥ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑦ 堆積土砂排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ② 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する特例
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ④ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

(3) 激甚災害に関する調査

ア 県

- ① 県は市町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
- ② 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

イ 市町

- ① 市町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。
- ② 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた時は、関係部が県と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けた時は、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援（復興2）

【担当班】

各班

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 町と県が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。
- 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する「災害ケースマネジメント」の仕組みの整備に努める。

第2項 対策

■ 町と県が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、町の整備促進に協力する。

(2) 住家被害認定調査の実施

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査の実施体制を直ちに確立し、調査を実施する。また、被害認定調査を効率的に実施できるよう、デジタル技術を活用した住家被害認定調査の実施について検討する。

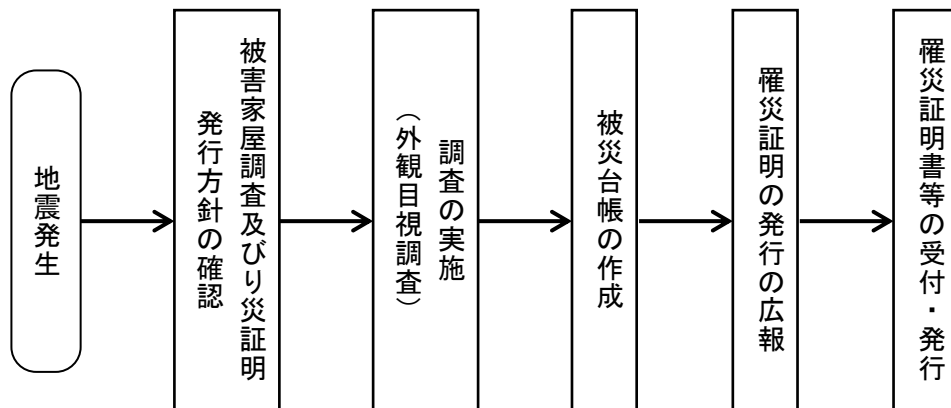
県は、住家被害認定調査のために必要な人材育成を図り、名簿整備を行うとともに、住家被害認定調査員養成の促進を図る。また、県内各市町の住家被害認定にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

(3) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、罹災証明書の交付にかかる関係職員の対応力向上を図るとともに、県内各市町の罹災証明書の発行事務にばらつきが生じないように、各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等の必要な支援を行う。

(4) 罹災証明書の交付にかかる手続き



2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

ア 災害援護資金

- ① 実施主体：町
- ② 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ③ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④ 貸付限度額：350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 実施主体：町
- ② 受給者：配偶者のない女子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子であって、現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）
 - a 事業開始資金
 - b 住宅資金
 - c 生活資金
 - d 就職支度資金
 - e 修学資金
 - f 修業資金
 - g 医療介護資金
 - h 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ① 実施主体：県社会福祉協議会
- ② 貸付対象者：居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方
- ③ 貸付資金の種類
 - a 緊急小口資金（災害時特例）
 - b 生活福祉資金（本則貸付）

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

ア 対象となる自然災害

地震等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- ③ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ 県内にa又はbの市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑥ 県内に①若しくは②の市町を含む場合、又はcに該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

また、e 中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

なお、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額とする。

（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	－	100	100
	補修	－	50	50
	賃借（公営住宅以外）	－	25	25

(3) 住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅融資支援機構との連携

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策としても重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築も含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び市町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建等資金の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、県及び町は、将来の、住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

町及び県は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時には家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

■ その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講じることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講じる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻を行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講じる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講じることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講じる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講じる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講じることを要請する。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。
- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。
- ④ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。
- ⑤ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策

(1) 被災者に対する職業斡旋等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- ① 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- ② 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ① 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- ② 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

＜日本郵便株式会社が実施する対策＞

1 郵便業務にかかる災害特別事務取り扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取り扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書等を無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ④ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

＜三重弁護士会が実施する対策＞

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定（復興3）

【担当班】

情報収集・企画班

第1項 活動方針

- 特定大規模災害等が発生した場合、速やかに「東員町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための検討を行う。
- 特定大規模災害等からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、町復興計画(仮称)の事前検討に努める。

第2項 対策

■ 町が実施する対策

1 復興体制の構築

(1) 町震災復興本部(仮称)等の設置に向けた検討

特定大規模災害等が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「東員町復興計画(仮称)」の策定を始めとする、町の総合的な復興対策を指揮する「東員町震災復興本部(仮称)」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害等からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「東員町復興計画(仮称)」を速やかに策定するものとし、そのための記載項目や内容等について「三重県復興指針」を参考として、事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

特定大規模災害等からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

(3) 個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目

- ア 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- イ 災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的等

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、以下「南海トラフ特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項や南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策 として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、東員町地域防災計画「第2編 震災対策編（以下「町地域防災計画」という。）」の「第1部 第2章 第2節 町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- ① 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の調達手配は町地域防災計画の「第2部 第5章 第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備」に準ずる。
- ② 町は、必要な物資等の調達が困難な場合は、町地域防災計画の「第3部 第5章 第2節 救援物資等の供給」に準じて、県に対して必要な物資等の供給要請をする。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県及び他自治体等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- ② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定に従い応援を要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣要請

町は、災害応急対策を実施するにあたり必要がある時は、県に対し自衛隊派遣要請を要求する。詳細は、町地域防災計画の「第3部 第1章 第3節 自衛隊への災害派遣要請等」に準じて要請する。

第3節 帰宅困難者への対応

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）、（調査終了）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

- ① 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- ② 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合への対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合には「南海トラフ地震調査体制」を配備して、情報収集を行う。

観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価され、

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

災害対策本部を設置し、「南海トラフ地震注意体制」を配備して、情報収集及び緊急対策を実施する。なお、この場合には大規模地震発生時における迅速な初動対応を確保するため、南海トラフ地震注意体制以外の職員も必要に応じて招集することがある。

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

災害対策本部を設置し、「南海トラフ地震警戒体制」を配備して、情報収集及び緊急対策を実施する。

体制が長期化することも想定されるため、災害発生後の長期化にも対応できるよう、適宜交代で帰宅するものとする。

南海トラフ地震臨時情報に対応する災害対策本部の廃止等は概ね1週間単位で体制の必要性を総合的に判断する。

配備体制	配備基準	配備人員
南海トラフ地震調査体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	事務局危機管理班 総務部総務班 から2名
南海トラフ地震注意体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	上記以外各部長
南海トラフ地震警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	上記以外各部から2名

災害対策本部は、気象庁が発表する情報等により配備人員の見直しを行うものとする。

第2節 対応の方針

南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、県と調整の上、以下のとおり防災対応を実施する。

- 情報収集・連絡体制の整備
- 南海トラフ地震災害警戒本部会議の開催
- 住民への広報
- 町有施設等の緊急点検
- 大規模地震に備えた災害応急対策の点検

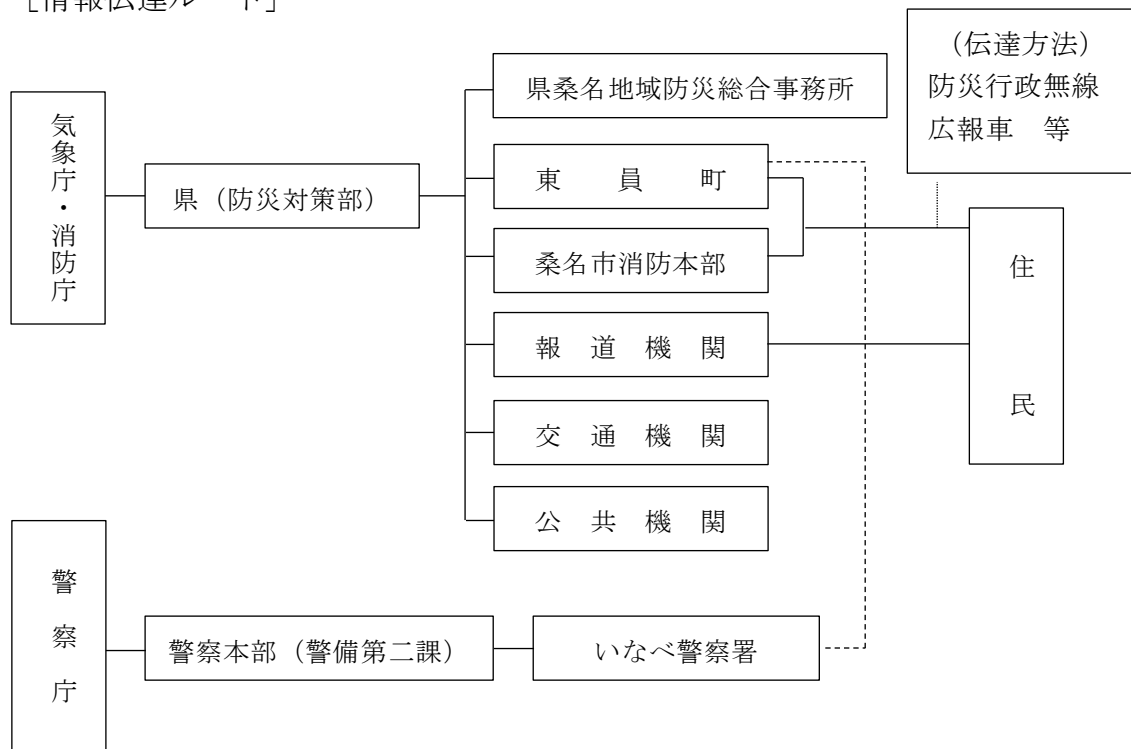
第3節 住民への広報

本町は、南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、防災行政無線や広報車等により速やかに住民等への広報を実施する。

〔参考〕住民に対する広報例文

町民のみなさん、こちらは東員町長です。本日〇〇時〇〇分に南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったという情報が発表されました。テレビやラジオ等の報道に十分注意するとともに、住宅の家具の転倒防止対策や非常持出品等の確認、ご家族と避難場所の確認をしてください。あわてないで、冷静に行動してください。

〔情報伝達ルート〕



第4節 公共施設等の緊急点検

本町は、南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、混乱を防止し、安全を確保するため、公共施設等の緊急点検を実施する。

1 公共施設

ア 道路

所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断の措置を実施する。

イ 河川

本町は直ちに所管する河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を実施する。

2 不特定多数の者が出入りする施設

本町が管理する庁舎、学校、教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概ね次のとおりとする。

また、民間の事業所や施設に対しても、これらの措置をとるよう要請する。

- 南海トラフ地震臨時情報の来訪者への伝達
- 来訪者が避難できるスペースの確保
- 施設の応急修理及び設備、備品等の転倒・落下防止措置、薬品の転倒・落下防止等危険物流出の予防
- 出火防止措置
- 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水
- 消防用施設等の点検、整備と事前配備
- 災害用備蓄品の点検
- 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- 無線通信機等通信手段の確保

第5節 住民のとりべき措置

1 家庭における措置

- テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報を収集する。また、本町や消防署、警察署等からの情報にも注意する。
- 家族と避難場所や安否確認の方法について確認する。
- 家具の転倒・落下・移動の防止措置を行う。
- 火の使用は自粛する。
- 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置を行う。
- 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行う。
- 飲料水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の準備をする。
- 万一のときの脱出口を確保する。

2 職場における措置

- 防火管理者、保安管理者等を中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとるよう努める。
- ロッカー等の転倒・落下・移動の防止措置を行う。
- 火の使用は自粛する。
- 消防計画、予防規定等に基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- 重要書類等の非常持出品を確認する。
- 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。
- 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保ができるよう対策を実施する。
- 正確な情報を収集する。
- 近くの職場どうしで協力し合える体制を整える。
- 危険物車両等の運行を自粛する。
- 関係機関との情報連絡体制及び事業継続のための取引先との連絡体制を確認する。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

1 施設整備の方針

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業5箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。

町は、施設整備の年次計画の策定にあたっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。

2 町の施設の耐震化

被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物等、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

3 一般建築物の耐震化

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多数の住民が集合する建築物、地震により倒壊した場合に道路を閉鎖させる建築物等については、町の建築物と同様に、耐震性の確保（建築落下物の防止を含む）を図るよう、県と連携し必要な指導・助言を行う。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講じることによって人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

第5章 防災訓練計画

町地域防災計画 第2編 地震対策編「第2部 第5章 第7節 防災訓練の実施」に準ずる。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

第2節 防災に関する教育、啓発及び広報

町地域防災計画の「第2部 第1章 第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進」に準ずる。

東員町地域防災計画
第2編 地震対策編
令和7年7月修正

発	行	平成27年3月
発	者	東員町防災会議
編	集	東員町 総務課 防災対策室
		三重県員弁郡東員町大字山田 1600
	電 話	0594-86-2824
	F A X	0594-86-2851
	メー ル	kikikanri@town.toin.lg.jp